令和８年　第２回定例会

屋久島町議会会議録

令和８年６月８日 開会
令和８年６月18日 閉会

屋 久 島 町 議 会

令和八年　第二回定例会

屋久島町議会会議録

令和８年第２回屋久島町議会定例会会期日程

自６月８日・至６月18日（11日間）

月　　日	曜	会議別	日　　程
６月８日	月	本会議	○開　　会
９日	火	本会議	○一般質問
10日	水	本会議	○一般質問
11日	木	委員会	○各常任委員会
12日	金	委員会	○各常任委員会
13日	㊏	休　会	
14日	㊐	休　会	
15日	月	休　会	
16日	火	休　会	
17日	水	休　会	
18日	木	本会議	○最終本会議

令和８年第２回屋久島町議会定例会

第　　１　　日

令和８年６月８日

令和８年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第１号）

令和８年６月８日（月曜日）午前10時開議

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　諸般の報告

○日程第４　行政報告

○日程第５　報告第３号　放棄した債権の報告について

○日程第６　報告第４号　屋久島町新型インフルエンザ等対策行動計画変更の報告について

○日程第７　報告第５号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

○日程第８　報告第６号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告について

○日程第９　報告第７号　令和７年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○日程第10　報告第８号　令和７年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第11　承認第３号　屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

○日程第12　承認第４号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

○日程第13　承認第５号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について

○日程第14　承認第６号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）の専決処分事項報告承認について

○日程第15　承認第７号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分事項報告承認について

○日程第16　承認第８号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認について

○日程第17　議案第35号　財産の取得について

○日程第18　議案第36号　屋久島辺地総合整備計画の変更について

○日程第19　議案第37号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

○日程第20　議案第38号　令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第21　議案第39号　令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第22　議案第40号　令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第23　議案第41号　令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第24　議案第42号　令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第25　同意第１号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第26　同意第２号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第27　同意第３号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第28　同意第４号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第29　同意第５号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第30　同意第６号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第31　同意第７号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第32　同意第８号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第33　同意第９号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第34　同意第10号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第35　同意第11号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第36　同意第12号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第37　同意第13号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第38　同意第14号　屋久島町農業委員会委員の任命について
○日程第39　令和８年請願第１号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について
○日程第40　令和８年請願第２号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について
○日程第41　令和８年陳情第１号　森林鉄道復活利用について

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１２番	渡　邉　博　之
１３番	小　脇　淳智郎	１４番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教育長	石田尾　行　徳
副町長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	田　中　啓　拡	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建設課長	内　田　　剛	電気課長	佐々木　　修
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	川　﨑　勝　也
監査委員事務局長	中　村　一　久	総務課参事	白　濱　秀　記

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和８年第２回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番、大角利成議員、８番、渡邊千護議員を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月18日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から６月18日までの11日間とすることに決定しました。

△　日程第３　諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第３、諸般の報告を行います。

私、石田尾茂樹は、５月13日付で、鹿児島県町村議会議長会副会長に就任しました。これに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職し、鹿児島県市町村総合事務組合理事に就任しましたので、報告いたします。

その他の閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△　日程第４　行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第４、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和８年第２回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第１回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、屋久島町クリーンサポートセンターの竣工式について御報告いたします。

３月31日に屋久島町クリーンサポートセンター内に新しい焼却施設が完成し、関係者出席のもと、５月17日に竣工式を取り行いました。

本施設は、町民生活を支えるごみ処理機能を将来にわたり安定提供するため、令和５年８月の着工以来、約２年半をかけて整備したものです。

式典では、主催者の代表挨拶に続き、鹿児島県議会議長から祝辞が述べられ、施設完成を祝うとともに、今後の安全運転と地域への貢献を誓いました。

なお、敷地内には焼却施設のほか、リサイクルプラザ、段ボール処理棟、発泡スチロール処理棟、最終処分場などを併設し、資源物の選別・圧縮から再資源化までを一体的に行える体制が整いましたので、資源循環の推進と環境負荷の低減をより一層図ってまいります。

次に、令和７年度出納整理について御報告いたします。

５月末日をもちまして、令和７年度の出納を閉鎖したところでございますが、町税等の概要について御説明申し上げます。

町税に係る収納率につきましては、現年度過年度合算で96.68％、前年度比1.16％の増となり、総収納額は13億5,941万9,000円余りとなりました。

国民健康保険税は、現年度過年度合算で87.52％、前年度比3.87％の増となり、総収納額は２億6,595万9,000円余りとなりました。

次に、屋久島町防災講演会について御報告いたします。

屋久島町防災の日である５月29日に、屋久島離島開発総合センターにおいて防災講演会を開催したところ、約90名の町民の皆様に参加いただきました。講師には、東日本大震災で実際に被災した経験のある阿部任先生をお招きし、「東日本大震災の失敗談、災害から命を守るために」と題して、実体験に基づいた多くの困難や経験者だからこそ、その気づきなど貴重なお話を伺える機会となりました。今後も防災の日を中心に防災意識の高揚につながる取組に務めてまいりたいと存じます。

次に、第10回屋久島町消防操法大会について御報告いたします。

５月31日に、尾之間消防総合施設において、第10回屋久島町消防操法大会を開催しま

した。

本大会は、町内の消防団の組織的規律と基本的な消防技術の向上、士気高揚を図ることを目的に隔年で開催しており、当日は多くの来賓をお迎えし、消防団員の御家族や地域の方々などに御来場いただきました。競技結果としましては、ポンプ車の部で中央分団宮之浦班、小型ポンプの部で神山分団麦生班が優勝しました。

なお、優勝した宮之浦班と麦生班は、７月26日に８年ぶりに本町で開催される熊毛支部消防操法大会に町の代表として出場します。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、原告・被告双方の承認申請に基づき、関係者３名の尋問が行われることとなりました。次回期日を７月７日に設定され、承認を追加で採用するかについて、今後、裁判所が判断をすることとなります。

次に、令和４年度に実施した「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟については、原告・被告双方において論点整理を行った上で、最終の準備書面を提出することとなりました。次回期日を６月23日に設定され、その後、結審の見込みであります。

次に、屋久島町議会の傍聴席での取材禁止に係る損害賠償請求訴訟については、原告は議会取材を禁止した合理的理由を明確にすることを目的に議長の証人申請を行いました。次回期日を７月１日に設定され、町は原告の主張に対する陳述書を提出することとなりました。

次に、口永良部地区簡易水道施設整備工事に係る債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟については、５月26日の第１回口頭弁論に、被告は代理人を含め出廷しませんでした。次回期日は７月６日に設定されましたが、このまま被告からの反論等がない際は次回で終結し、その後、判決になる見込みであります。

最後に、新たな訴訟について報告いたします。

内容としましては、昭和58年度から昭和61年度に実施した国土調査法に基づく口永良部島での地籍調査が法令違反であるとして、屋久島町を提訴するものであり、３月13日付で訴状を受理しました。

原告の請求を棄却する旨の答弁書を鹿児島地方裁判所に提出し、次回期日は６月23日に設定され、請求の原因に対する認否等について準備書面に基づき陳述することとなりました。

なお、訴状解釈、答弁書作成等に係る弁護士費用の予算につきましては、専決処分しており、今回、承認案件として議案を上程しておりますことを申し添えます。

以上、簡単ではございますが行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△　日程第５　報告第３号　放棄した債権の報告について

△　日程第６　報告第４号　屋久島町新型インフルエンザ等対策行動計画変更の報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第５、報告第３号、放棄した債権の報告についてと、日程第６、報告第４号、屋久島町新型インフルエンザ等対策行動計画変更の報告についての２件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告６件、承認案６件、物品契約案１件、計画変更案１件、補正予算案６件、同意案14件の計34件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず報告第３号、第４号について御説明いたします。

報告第３号、放棄した債権の報告につきましては、過年度分の水道料金288名分、2,267件で、合計603万9,489円について債権を放棄しましたので、屋久島町債権管理条例第７条第１項の規定により、これを報告するものであります。

報告第４号、屋久島町新型インフルエンザ等対策行動計画変更の報告につきましては、市町村行動計画については、都道府県行動計画に基づき作成する必要があることから、政府行動計画及び鹿児島県行動計画が変更されたことに伴い、屋久島町新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第６項の規定により、これを報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより、報告第３号と報告第４号の２件に対し、総括質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

○２番（寺田久志）

おはようございます。

第３号の放棄した債権の報告についてお伺いします。

条例に基づく放棄ということですが、一番この件数の多い時効に伴う放棄についてなんですけれども1,945件あります。この時効に至った理由というのが主な理由なんです

けれども、どういったことが理由として挙がるのかなというのをちょっと質疑としてさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○生活環境課長（泊　竜二）

お答えいたします。

この中で一番大きい債権を放棄をしております第４号ですけれども、これにつきましては、時効期間の満了ということで、1,945件のうち総額が535万6,939円になります。これにつきましては、以前の水道料金の時効につきましては２年間でした。令和２年の改正民法によりまして５年間となっております。この債権については、一番古いものが昭和62年、63年、それとほぼ平成のときの債権になります。これにつきましては時効の援用がなされていない、時効は到来しているんですけれども本人から時効が到来しているので今後請求しないでくださいという意思表示がないことから、この債権については消滅することができずに残っている状態でございました。この債権放棄条例の制定に基づきまして、時効援用がなされていないものにつきましても債権の放棄がすることができる条項になっておりますので、それに基づきまして債権の放棄をしたところでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△　日程第７　報告第５号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

△　日程第８　報告第６号　令和７年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告について

△　日程第９　報告第７号　令和７年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

△　日程第10　報告第８号　令和７年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第７、報告第５号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報

告についてから、日程第10、報告第８号、令和７年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの４件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、報告第５号から報告第８号について御説明いたします。

報告第５号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、志戸子地区上水道施設整備事業など３事業に係る予算のうち、２事業については一部、１事業については全部を翌年度に繰越し、執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第６号、令和７年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、公共用地取得事業に係る予算を翌年度に繰越し、執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第７号、令和７年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、宮之浦循環線、橋梁災害復旧事業など３事業が避けがたい事故のため、年度内に支出が終わらないことから、事故繰越しとして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第８号、令和７年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和７年度から令和８年度に事業費を繰り越すことになった水産物供給基盤機能保全事業など42事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書をもって報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより、報告第５号から報告第８号までの４件に対し、総括質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△　日程第11　承認第３号　屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

△　日程第12　承認第４号　屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認に

ついて

△　日程第13　承認第５号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について

△　日程第14　承認第６号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）の専決処分事項報告承認について

△　日程第15　承認第７号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分事項報告承認について

△　日程第16　承認第８号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹）

日程第11、承認第３号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから、日程第16、承認第８号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認についてまでの６件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、承認第３号から承認第８号について御説明いたします。

承認第３号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、令和８年度の課税のため屋久島町税条例等の一部を早急に改正する必要があったことから、令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第４号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和８年度の課税のため屋久島町国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要があったことから、令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第５号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳入予算において調査へ同意等額の決定、地方交付税、各種交付金等の確定並びに国県支出金等の一部変更を歳出予算において、総務費では公共施設整備基金積立金の増額、だいすき基金積立金の減額及び財源組替を、民生費では国民健康保険特別会計繰出金の減額及び財源組替を、衛生費では診療所事業特別会計繰出金等の増

額及び財源組替を、農林水産業費では未来につなぐ森林づくり基金積立金の増額及び財源組替を、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費では、財源組替等のため歳入歳出それぞれ1,314万5,000円を追加し、予算の総額を130億118万9,000円とする予算措置に合わせ、プレミアム商品券支援事業の繰越明許費の補正、地方債借入事務の執行に必要な地方債補正の事務手続に緊急を要したことから、令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第６号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金等の確定に伴う事業費調整のため、歳入歳出それぞれ2,225万1,000円を減額し、予算の総額を20億127万3,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第７号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整に係る財源組替の予算措置に緊急を要したことから、令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第８号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認につきましては、財政調整金繰入金を財源に、令和８年３月10日付で提起された訴訟対応に係る委託事務を迅速に実施するため、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、予算の総額を112億6,066万円とする予算措置を、令和８年４月１日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、承認第３号から承認第８号までの６件に対し総括質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第３号から承認第８号までの６件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第３号から承認第８号までの６件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、承認第３号から承認第８号までの６件については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、１件ずつ討論、採決を行います。

始めに、承認第３号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第３号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第４号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第４号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第５号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第５号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第６号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第６号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第７号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第７号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第８号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第８号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第１号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△　日程第17　議案第35号　財産の取得について

○議長（石田尾茂樹）

日程第17、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第35号について御説明いたします。

議案第35号、財産の取得につきましては、平成12年に購入し、現在、安房分団安房班に配備している水槽付き消防ポンプ自動車を更新するため５社を指名し、５月19日に入札を執行した結果、4,994万円で落札しました鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第35号に対し、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第35号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会の付託を省略することに決定

しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第35号、財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第18　議案第36号　屋久島辺地総合整備計画の変更について

△　日程第19　議案第37号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

△　日程第20　議案第38号　令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第21　議案第39号　令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第22　議案第40号　令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第23　議案第41号　令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第24　議案第42号　令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第18、議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第24、議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの７件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第36号から議案第42号までについて御説明いたします。

議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、屋久島辺地総合整備計画について、事業調整により令和８年度の事業費に増額が生じたため計画変更をするものであります。

議案第37号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入予算において、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金、だいすき基金繰入金、公共土木施設災害復旧事業債の増額及び返地対策事業債等の減額に対し、歳出予算において、４月の人事異動による人件費の調整に合わせて、議会費では旅費等の増額を、総務費では物価高騰対策支援交付金、財政調整基金積立金等の増額及び一般コミュニティ事業助成金等の減額を、民生費では放課後児童健全育成事業委託料等の増額を、衛生費では県営山岳トイレ等管理委託料の増額を、農林水産業費では林道口永良部線における測量設計委託料等工事請負費の組替等を、商工費では商工会助成金、イベント運営補助金等の増額を、土木費では平内団地浄化槽設置工事請負等の増額を、消防費では浄化槽保守点検維持管理委託料の増額を、教育費では小学校空調機器備品購入費等の増額を、災害復旧費では河川及び道路橋梁災害復旧費における工事請負費の増額を計上し、歳入歳出それぞれ６億9,560万1,000円を追加し、予算の総額を119億5,626万1,000円とする予算措置に合わせ、地方債の３事業の追加及び限度額を変更するものであります。

議案第38号、令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、収益的収入及び支出において、人事異動における人件費の調整等のため水道事業収益を324万2,000円減額し、予算の総額を５億8,157万3,000円に、水道事業費用を526万6,000円減額し、予算の総額を４億8,754万2,000円とするものであります。

議案第39号、令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、収益的支出において、人事異動による人件費の調整のため、電気事業費用の予備費を営業費用に充用することに合わせ、棚卸資産購入限度額の補正をするものであります。

議案第40号、令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入予算において、事務費繰入金等の増額に対し、歳出予算において、認定審査会費における電算システムリース料等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ140万5,000円を追加し、予算の総額を14億2,681万6,000円とするものであります。

議案第41号、令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、診療所の備品購入費等の増額を一般会計繰入金で調整するため、歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加し、予算の総額を１億6,408万円とするものであります。

議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入予算において、事務費繰入金、雑入の増額に対し、歳出予算におい

て、児童手当、健康診査委託料の増額を計上し、歳入歳出それぞれ65万8,000円を追加し、予算の総額を２億6,479万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第36号から議案第42号までの７件に対し総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○１２番（渡邉博之）

１点だけお尋ねいたします。議案書の201ページの中に、物価高騰対策支援金6,600万円が計上していますけれども、１つはこの事業もこれでおしまいなのかどうか。そして、町民への支給の状況で１万円未満の今回、恩恵しか受けなかった町民というのは大体何人ぐらいいらっしゃるのか。そして３点目、私は担当課に申入れしたんですけれども、最低でも次の第３弾の支給が１人１万円、最低でもそういう予算を組んでということは独自にやはり出費をして出すべきだという申入れをしたんですけれども、この検討はなされて、結果どういう理由でそれができなかったのかまずお示しをいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

今回、議案のほうで物価高騰対策支援交付金の予算計上をさせていただいております。１人当たり6,000円の給付事業を行う予定で今予算計上をさせていただいております。渡邉博之議員のほうから御質問がありました、これでおしまいかということですが、この事業を執行した後に７年の補正予算でついている財源については約540万円程度残金が残る予定となっております。その分については、その他８年度で実施をする事業の中の執行残も出ますし、不足分も出る可能性もあるということで、540万円はその分で執行していきたいと思います。なければ関係課のほうと調整を予定をしておりますが、もう水道料の基本料金の減免の事業の期間を延長する等の対応を考えたいと思っております。

ただ、１万円未満の町民の皆さん恩恵はどれぐらいかということについてですが、数字的には評価はまだ実際は計算をしておりませんので、この場では報告ができません。また、独自で追加した給付金できないかということですけれども、財源といたしましては基金等を取崩して給付をするのか、もしくは７年の決算が終わりましたので繰越財源を充当して実施をするのかということでしたけれども、今回の６月議会の予算計上においては、まだ繰越金額のほうを決定しておりませんでしたし、財政調整基金のほうにつ

いてもやはり予算の性質上、年度間調整財源だというふうな認識をしておりまして、給付をするための財源ではないのではないかということで内部検討、今回は見送って交付金の範囲内で給付をすることといたしました。

○１２番（渡邉博之）

やろうと思ったらできたと私は思うんですね。さっき言いましたが財調など、あるいは基金を崩してそれはできたというふうに思うんですが、私はあまりにもこの今の今回の町のやり方と他町と比べて、町民の皆さん比べますから、南日本新聞にも掲載されましたよね。そういう点では非常に評判は悪いです。本当に率直に言って。恐らく相当、町に対しても苦情はいっているのではないかと思うんですけども、町長自身は今度の町のこの事業の中身を含めて評価はどうされていますか、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治）

今、議員がおっしゃるように、私も色んなところから色んな声を聞いて、ですから、次やるときはしっかりした検討をしてやらなければいけないというふうに思っております。

○１２番（渡邉博之）

次というのは、今回はこれでもう我慢してほしいということなのかどうか、私は残金の540万円をどうするかということもありましたけれども、これは第４弾と解釈していいのかどうか。もし、それがそういう形でこの物価高騰政策をもう１弾やるんだとしたら、それこそやっぱり町民の皆さんに十分とは言えずとも喜んでもらえるような、私は政治の在り方としてそういうことが大事なのではないかと思うんですけども、最後にそのことをちょっとお聞かせいただきたい。

○政策推進課長（木原幸治）

７年度補正予算で８年度に実施する計画については、国のほうにも申請をして認可をいただくという手続が必要になっております。残金は540万円ということですので、単純に１万1,000人の町民の皆さんを頭割りをしたときに500円程度になるということもございまして、今回は８年度実施、ほかの事業のほうの事業の不足分等に充当をしたいというふうに考えています。また、御承知だと思いますが、金曜日の日に国会のほうでエネルギー対策関係の支援予算が続いております。この中でも新聞報道で、約1,000億円程度のこの同じ交付金のほうに予算配当をする予定だというふうにお伺いをしております。鹿児島県のほうにどれほど配分があり、町のほうに配分されるのかというのはまだ未確定なんですけれども、こういった財源を活用して、また町内の所管課のほうに支援をすべき生活支援者であったり、事業者支援というものを提案をいただいて、町のほうで決定をするような流れを取っていきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はございませんか。

○５番（中馬慎一郎）

今の物価高騰対策費のことに関連して私も質問をいたします。

この6,600万円のうち、必要な事務経費というのは6,600万円に含まれているのかという件と、その上に印刷製本費で64万円出ていますが、これがその分に当たるのかという質問です。まず、１点お願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

議案書の201ページの10、需用費印刷製本費、11節の役務費の通信運搬費については、全てこの物価高騰支援対策の経費になります。印刷費については、いわゆるこの事業を実施をいたしますというお知らせと、お届けをいただいている口座について確認をするものと併せてします。また、通知の際、御希望されない方の御返答と振込先の変更について御連絡を頂くための書面等についての印刷と必要な郵便料を計上をしています。また、なるべくこういう費用について経費がかからないように、可能な限り例えばＬＩＮＥ等での御返事を頂いたりとか、もともと口座を登録していただいておりますので不要ですという方も少ないと思いますし、御連絡をまた改めていただくというのも少ないだろうということも勘案をしつつ、また、そういう電子のほうでデジタルで御報告をいただくようなシステムというのも今回検討したいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。それでは、デジタルのほうを活用したら、この印刷費や運搬費、手数料が少し減るという、なるということでよろしいですかね。

もう１点、すみません。これが、その下にある負担金補助というか、地域活性化対策費で負担金補助及び交付金で減額の270万円出ているんですが、これは観光まちづくり課の事業ですかね。でしたら所管課で。また所管課で質問します。委員会で質問します。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○１番（天辰絵美子）

１点だけちょっと内訳をお聞きしたいところがございまして。ページ数で言いますと198ページ、町債の10番目、辺地対策事業債でマイナス500万円、特定離島ふるさとおこし推進事業と書いてありますけれども、具体的にちょっとお聞きしたいんですけれども。

○政策推進課長（木原幸治）

御質問ありました分については、林道口永良部島線を特定離島ふるさとおこし推進事

業という県の単独事業で実施をする予定でありましたが、次のページの199ページになります。緊急自然災害防止対策事業債というものに、事業をやるんですがこの辺地対策事業債からこの、いわゆるきんじ債というところに町債の変更振替をするということでの減額と増額になっております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第36号から議案第42号までの７件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第１委員会室を、産業厚生常任委員会は第２委員会室をそれぞれ充てます。

△　日程第25　同意第１号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第26　同意第２号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第27　同意第３号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第28　同意第４号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第29　同意第５号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第30　同意第６号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第31　同意第７号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第32　同意第８号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第33　同意第９号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第34　同意第10号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第35　同意第11号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第36　同意第12号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第37　同意第13号　屋久島町農業委員会委員の任命について

△　日程第38　同意第14号　屋久島町農業委員会委員の任命について

○議長（石田尾茂樹）

日程第25、同意第１号、屋久島町農業委員会委員の任命についてから、日程第38、同意第14号、屋久島町農業委員会委員の任命についてまでの14件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、同意案14件について御説明いたします。

同意第１号から同意第14号までの屋久島町農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第９条第１項により、５名の推薦、９名の応募があったことから、当法第８条第１項により、任命に当たり、議会への同意を求めるものであります。

なお、任期は令和８年７月20日から令和11年７月19日までの３年間であります。

候補者につきましては有留和昭氏、塚田博氏、西橋豊哲氏、鎌田秀久氏、中越博子氏、藤原典子氏、日高正貴氏、牧優作郎氏、岩川瑞恵氏、岩川満信氏、岩川原造氏、上山竜太氏、渡邉桂太氏、神宮司守昭氏、以上14名であります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第１号から同意第14号までの14件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第１号から同意第14号までの14件については、委員会の付託を省略することに御

異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、同意第１号から同意第14号までは委員会の付託を省略することに決定しました。

次に、同意第１号から同意第14号までの14件について討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

同意第１号から同意第14号までの14件については、同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、同意第１号から同意第14号までの14件については同意することに決定しました。

△　日程第39　令和８年請願第１号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第39、令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

△　日程第40　令和８年請願第２号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第40、令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため

の、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

△　日程第41　令和８年陳情第１号　森林鉄道復活利用について

○議長（石田尾茂樹）

日程第41、令和８年陳情第１号、森林鉄道復活利用についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月９日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午前１０時５７分

令和８年第２回屋久島町議会定例会

第　２　日

令和８年６月９日

令和８年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第２号）

令和８年６月９日（火曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
10番　高橋義友	１．賃貸借契約の終了した旧一湊中学校の今後の利活用について	
	(1) 今後の旧一湊中学校教室棟の利活用をどのように考えているのか。	町　　長
	(2) 賃貸借契約書の第15条（貸付期間が満了し、又は契約が解除されたときは、貸付物件を現状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない）とあるが、町が指定した返還期日を示せ。	町　　長
	(3) 今現在の原状回復は何パーセント位か。	町　　長
	(4) トイレの原状回復は何パーセント位か。	町　　長
	(5) 環境美化の観点からトイレ近辺のガジュマルの木の伐採はできないか。	町　　長
	２．総合グラウンド本部席前の雨樋の補修について	
	(1) 壊れてから半年以上になるが補修できない理由を示せ。	教　育　長
	３．野球場のナイター照明施設の整備について	
	(1) 一年位前から照明器具の不備を指摘されているが、どのように考えているのか。	教　育　長
	４．健康の森公園の施設の整備について	
	(1) 健康の森公園内の健康広場に子供用トイレを整備できないか。	教　育　長
	(2) 健康の森公園案内看板の設置について。	教　育　長
６番　相良健一郎	１．野平線について（栗生～中間）	
	(1) 現在までの進捗状況について	町　　長
	(2) 完成は、いつ頃の予定か。	町　　長

	２．山海留学制度について (1) 山海留学制度の補助金額を上げる予定はないか。 (2) 留学生が島内に移動して来る際に何らかの補助ができないか。 ３．島内にある公衆トイレについて (1) 現在、観光まちづくり課で管理しているトイレは、和式トイレが多くみられるが、今後洋式トイレにする予定があるか。	 教　育　長 教　育　長 町　　長
５番　中馬慎一郎	１．関係人口創出の取組について見解を伺う。 (1) 現在、本町が進めている関係人口創出のための政策について、見直しと考える点や課題について伺う。 (2) 地方創生2.0の取組として関係人口創出のため国が進める以下の２点について伺う。 ・ふるさと住民登録制度への見解を伺う。 ・二地域居住促進について見解を伺う。 ２．教育行政について見解を伺う。 (1) 学校教育施設の維持管理について伺う。 ・宮浦小学校、中央中学校移転方針に伴い、町内学校施設の整備方針について伺う。 ・給食センター統合について進捗状況を伺う。 (2) 校務ＤＸとＩＣＴ教育について伺う。 ・統合型校務支援システム運用事業を開始してから、教職員の超過勤務時間は減少しているか。 ・タブレットを導入してからの町内小中学校の学力調査への変化は見られるか。 ・タブレットの活用における生成ＡＩのガイドライン作成状況を伺う。	 町　　長 町　　長 教　育　長 教　育　長
３番　渡邉　浩	１．大区画化等加速化支援事業について (1) 町として本事業をどのように認識している	 町　　長

	のか伺います。 (2) 屋久島の実情に合った検討をしているのか伺います。 (3) 農家への周知体制について町の考え方を伺います。 ２．婚活事業について (1) 今年度も事業計画がありますが昨年の実績を伺います。 (2) 実施時期・対象年齢について 開催時期や対象年齢はどのように考えているか。また、若年層だけでなく中高年世代も対象に含める考えはあるか伺います。 (3) 島外参加者・移住対策との連携について 屋久島は移住希望者も多い地域である。婚活事業を、移住促進や空き家対策、関係人口創出と連携させる考えはないか伺います。	町　　長 町　　長 町　　長 町　　長 町　　長
12番　渡邉博之	１．航路問題について (1) ３月議会以降の動向に進捗があれば、報告をお願いしたい。 (2) 今後どのようなアクションを考えているか、明らかにしていただきたい。 ２．条例問題について (1) 環境基本条例の13条に「環境審議会を設ける」とあるが、未だ設置されていない。「仏作って魂入れず」の状態は直ちに改善すべきと思うが、どうか。 (2) 令和３年に鹿児島県は犯罪被害者支援条例を制定している。これを受け、鹿児島市は令和６年に同条例を制定、自治体向けの手本になっている。本町にも犯罪被害者が存在する事実から条例制定を急ぐべきと考えるが、どうか。もし、制定できないという理由があれば、それは何か、お答えいただきたい。	町　　長 町　　長 町　　長 町　　長

	３．観光振興について (1) 計画の実行性を高めるためには、一つ一つの施策を具体的に探求、かつ実績を確認していく姿勢が重要と考えるが、町長の見解を伺いたい。 (2) ドローンを活用した観光振興についての見解。 (3) 観光基本計画に基づく「子供の学習の場」の提供について。	町　　長 町　　長 町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１２番	渡　邉　博　之
１３番	小　脇　淳智郎	１４番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教育長	石田尾　行　徳
副町長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	田　中　啓　拡	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建設課長	内　田　　剛	電気課長	佐々木　　修
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	川　﨑　勝　也
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、10番、高橋義友議員に発言を許可します。

○１０番（高橋義友）

皆さん、おはようございます。議長に発言の許可を頂き、令和８年第２回屋久島町議会定例会に当たり、通告のとおり、４問につきまして質問をしてまいります。

その前に、昨日、フィリピンでマグニチュード8.2という大きな地震が発生し、多大な被害が出ております。亡くなられた方、けがをしている方々、家屋が倒壊された方々に心からお見舞い、お悔やみ申し上げ、一日も早い復旧、復興を願っております。

それでは、質問に入ります。

第１問です。賃貸借契約の切れた旧一湊中学校の今後の利活用について伺います。

旧一湊中学校は、平成25年４月に中央中学校と統合し、学校跡地施設として校舎と事務所、トイレを株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみに、平成28年８月12日から平成30年３月31日まで無償で貸付けをし、その後、令和元年４月１日から令和９年３月31日まで、９年間有償で賃貸借契約を締結していましたが、屋久島の杜のめぐみからの申出により、本年３月31日をもって株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみとの旧一湊中学校の土地、建物の賃貸借契約の貸付期間が満了いたしました。

賃貸借契約が切れた物件、教室等、便所、用務室、給食コンテナ室の今後の旧一湊中学校跡の利活用について、どのような考えをお持ちか伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。高橋義友議員の質問にお答えします。

今後の旧一湊中学校校舎の利活用については、町では現在のところ、校舎を活用して何らかの事業を行う計画はなく、また広く公募していないこともあり、利活用を希望する個人及び団体も把握しておりません。

また、年々老朽化が進行していることも踏まえ、一湊区との相談の上で、改めて民間の利活用を期待し、公募を予定したいというふうに考えているところであります。

○１０番（高橋義友）

契約が切れて２か月たちました。

○議長（石田尾茂樹）

義友議員、マイクを自分に近づけて。

○１０番（高橋義友）

今のところまだ計画はないということですけれども、今後、町として、この一湊中学校の跡を利活用していく計画はありますか。

○政策推進課長（木原幸治）

先ほど町長の答弁もありましたけども、今のところの町のほうで積極的にあそこを使って何か事業をするという計画は、老朽化の関係もございまして、今のところ考えておりません。

また、耐震の問題とか、そういったのもあると思いますので、今のところは計画はしておりません。

○１０番（高橋義友）

はっきり言って、今のところは計画はないと、そういうことですね。

それで、町有地の賃貸借契約書の15条、お手元に契約書がございますか。15条に貸付期間が満了し、または契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、町の指定する期日までに返還しなければならないとありますが、契約が解除をされ２か月が過ぎましたが、町の指定した返還期日を教えてください。

○町長（荒木耕治）

返還期日は現在指定しておりません。その経緯としましては、令和７年第４回定例会で報告しましたとおり、昨年12月に株式会社ＤＦＣの代表取締役が来庁をし、農業法人屋久島の杜のめぐみを解散したこと、また、個人で契約満了日の令和８年３月31日までに原状復旧を行うことを対面で示されたところです。

作業としましては、備品は自身が経営する鹿児島の会社に搬送をする、鉄製のものは島内のリサイクル業者に引き取りをお願いするなどで、地元の知人に協力を得ながら進めるとのことであります。

また、２月に原状回復の範囲を協議したいとの電話連絡があり、４月７日になって、本人と現地で撤去作業の状況を確認したところです。その際は、ラックやキクラゲの菌床などは撤去されておりましたが、壁に取り付けている断熱材は、今後の活用で宿泊研修などを予定するのであれば有効できるのでは、そして、太陽光パネルを設置していた単管パイプの差し掛け部分も直接風雨にさらされず、建物の延命につながらないかとの

提案があり、また、旧テニスコート跡に埋設した地熱パイプの撤去は、年度末のため、掘り起こしや撤去を引き受けてくれる地元業者を手配できないため、猶予をもらいたいということであります。

なお、改めて連絡しましたところ、自社の建設部門での断熱材の撤去、鹿児島の業者による地熱パイプの撤去を予定しており、スケジュール調整がつかず、９月までには作業を終えたいという申入れです。

契約相手方が解散していることも考慮し、連絡を密に取り、可能な限り早期に作業が完了されるよう、継続して指示をしたいというふうに考えております。

○１０番（高橋義友）

今の町長の答弁からいいますと、返還期日は指定していないということですね。契約書の中に、原状回復で、第15条に、貸付期間が満了し、または契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日まで返還しなければならないということ、うたっているんです、契約の中に、ということは、返還期日を指定いないということは、まだ引き取っていないということですか。終わったということで、後の片づけするのに、ひっくるめて、原状回復していないと考えていいんですか、それとも、原状回復していると捉えていいんですか、どうですか。

○政策推進課長（木原幸治）

現場の状況を見てみますと、不必要なものっていうの全て搬出されておりません。そういったこともございまして、現在、原状復旧をしていただいている最中というふうに考えています。

契約につきましては、会社が廃業されたということで、個人で撤去作業をさせていただきたい。鹿児島の業者ということで、鹿児島から自社の作業員を連れてきて、自社の車で搬出をするという作業を、こちらのほうで許してしまっているということもございまして、それ、なかなか地元の業者の手配がつかないという理由もございます。

ですが、連絡も取れるということで、会社のほうの、自社での処理をお願いしたいということから、現在進行中と考えています。

○１０番（高橋義友）

そうしたら、あくまでも、町は返還期日を決めないと、いつまでもダラダラで行くんじゃないですか。いつまでにしてくださいと、返還期日を決めないと、原状回復というのは難しいんじゃないですか。そこあたりはどのように考えていますか。

○政策推進課長（木原幸治）

先ほど申し上げましたとおりに、なかなか屋久島の業者さんの都合がちょっとつかないということで、それでも撤去をします、原状復旧をするというお約束をしておりまして、鹿児島のほうから、自分たちの会社のほうから、職員を連れてきたり、そういうこ

とで努力をしていただいていると思っております。

相手方のほうからは、やはり９月ぐらいまでには終わらせたいというふうに言っておりますけれども、やはりそれでは遅いということで、連絡取りまして、先ほども、できれば６月、もしくは７月ぐらいまでには済ませてほしいと、口頭ではお願いをしているところです。

○１０番（高橋義友）

相手がいることだし、口頭では７月か８月、なるべくならということは伝えているんですけど、書面では全然交わす気はございませんか。そうしないと、ずるずるいったら、これ切りつかないと思うんです。そこあたり、書面を交わして契約することができないか、そこあたりどうですか。

○政策推進課長（木原幸治）

現在、御指摘のとおり、当初契約が、今、継続をしている状態になっています。相手の都合で会社を解散しました。実は当初契約は、９年の３月31日が契約期限になっておりましたので、本来ならば、変更契約、もしくは解除の通知をしてやるべきだと思っております。

今現在、御本人と信頼関係の下で、撤去作業をしているということもございます。これがまた、遅滞するようなことがあれば、当然、文書のほうで通知をしたいというふうに考えております。

○１０番（高橋義友）

当初は、来年の３月31日まで契約期間です。一遍延ばして、来年の３月31日までには、この賃貸借物件、全て原状回復はしていただけますか。１年延ばして、どうでしょう。

○政策推進課長（木原幸治）

相手の申出ですと、８年の９月までにはというふうなお話でしたので、一番遅いリミットはそういうふうに考えております。

現在は、やはり早急に対応していただきたいと、議員の御指摘のとおり、まただらだらならないようにということで、６月もしくは７月ぐらいまでには、期限をして、作業を進めていただきたいということは、お願いを続けたいと思います。

○１０番（高橋義友）

やっぱり原状回復してもらわないと、次の仮に借主が現れた場合に、やっぱり町のほう困ると思うんです。完全に元の形に復旧しないと、借りる方も借りられない。今の状態でいったら、恐らく借りる人はいないと思います。今後。

今の段階で３問目の質問に入りますけど、教室の原状回復は何％ぐらいできていますか。教室のほうです。

○町長（荒木耕治）

原状回復の進捗状況は、議員も現地を御覧いただいていると思いますが、菌床をはじめ、ラック等の設備の運び出しは全て終了しておりますが、断熱材と差し掛け、埋設された地熱パイプの配管の撤去が未了であることを考慮すると、約７割は貸出時の原状に回復されているんじゃないかと考えています。

○１０番（高橋義友）

私もちょいちょい現場に足を運ぶんですけど、確かに教室等は７割から８割ぐらいの状況で回復されております。ただ、あとの２割から３割というのは、自分たちも御存じだと思いますけども、電気の配線の設備とか、室内の、それからクーラー、それから太陽光発電の、校舎側の撤去、そこら辺りもありますし、私が一番心配しているのは、その粗大ごみなんです。教室の１階の技術室のその屋上、それは自分たちがきのこの菌床に使った、そういう残飯、そういう粗大ごみを捨てて、そこの１つの山になって木が生えているんです。それと、学校、教室の周りの美化、今でも行ったら分かります。ベッドなんかそのまま捨ててます。職員のベッド、もう１か月から２か月ぐらいそのままです。そこに、学校の前に。非常に見苦しいです。

まあ、その２割、３割、これは業者に言って早く撤去をしてもらえる。もちろん口頭でもいいですから、そこだけはお願いしてもらえんですか。

○政策推進課長（木原幸治）

先日の台風が通過をした６月４日の日に、改めて担当のほうと、現地確認をいたしました。

議員のほうから事前に情報を頂いておりましたので、再度見てまいりました。御指摘のとおり、岡団地側のほうの屋上のスラブのところには、植物が山のようになっておりまして、そこではビニールが見えましたので、恐らく作業するときの廃棄が適切になされずに、そのまま植物が生えてしまったんだろうなと思っております。

あれを見たときに、どんなふうに撤去をしたらいいのかと考えるぐらいの状況なんですけども、当然会社のほうの作業で発生された廃棄物、もしかすると産業廃棄物になるかもしれませんので、そういうことも併せて指摘をさせていただきたいと思います。

また、校庭側のほうにもソファーであったりとか、議員おっしゃるとおり、岡団地の道路側のほうにも、コイルマットが捨ててありました。

あとトイレの後ろのほうにも、また、報告させていただきますが、断熱材の使っていなかったものが、そのまま堆積をしておりまして、以前、議員のほうから御指摘をいただいた、廃棄物だったのに、いまだに忘れ、撤去されていないというのは、十分把握をしておりますので、確実に業者のほうには、連絡をさせていただきたいと思っております。

○１０番（高橋義友）

私はトイレのことを聞こうと思ったんですけども、もう、それに答弁いただきましたけども、トイレの原状回復は、町長、何％ぐらい行ってますか。

○町長（荒木耕治）

ほぼ50％ぐらいではないかと。

○１０番（高橋義友）

町長は現状を見て50％と言ってんですか。今50％と言っているのは、トイレの現状を見て50％と言っているのですか。どうですか。

○町長（荒木耕治）

最近は見ていませんけども、数か月前に、見に行ったときに、見て、まあまあ、議員がおっしゃるように見るに耐えがたいような形では、そういう現状だったというふうに認識はしております。

○１０番（高橋義友）

私もここに現状の写真なんかもずっと証拠写真として、撮って見ているんですけども、このトイレの件につきまして、今でも私は幾度となく一般質問の中で、問題提起をしてきているんです。その都度、質問のときに、使用できるようにしてもらえんですかって、幾度となく言ってきているんですけれども、依然そのまま使えない状態で今日まで来てるんです。

我々がトイレ使えませんと言ったときに、現地調査なんか、担当課はしないんですか。これにも現地調査するように、うたわれているでしょ、ここに。

不都合が生じた場合は、現地調査をしてくださいということで、そこあたりどうですか。

○政策推進課長（木原幸治）

私も令和６年に政策推進課に着任をした後に、担当のほうと現場を確認させていただきました。そのときには、もう校舎の中もひどくて、トイレのところも、入り口にはコンクリートの袋が堆積をしてあったりとか、もう入れないような状態、男性のトイレも使いにくい、女性の方だったらもっと使いにくい状況だったなというふうには、印象的には思っています。

そして、もう既に作業をしておりませんでしたので、どなたかに作業をしてくださいという状況もなくて、それも私どもが掃除をすればよかったのかもしれませんが、なかなか使いづらいなというのもありまして、我々が自らで掃除をするようなこともしなかったということは、ちょっと配慮が欠けていたかなというふうには思っております。

台風の状況とか、そういうことの確認のためにも、不定期でありましたが、見ております。ですから今回改めて見てみますと、周りのガジュマルの影響を得ていたりとか、便器自体が使えないものもございましたし、水が流れない、水が止まらないという状況

もありましたので、その辺はやはり私どもも、私も着任をしてから確認をしていなかったというところも、こういう状態に至ったのかなということで反省をしております。

○１０番（高橋義友）

今後ですよ、今後、社会教育課のほうでグラウンドも整備されてもらいます。恐らく７月か８月ごろには完成すると思いますけれども、そうなった場合は、スポーツ少年団、色々な団体がそこを利用するんです。そうなった場合はどうしてもトイレ必要になってくるんですけども、そこあたりのこのトイレの使用というのはどのように考えていますか。

今50％、あと50％自分たちで計画的にやるのかどうか、そこだけ教えてください。

○町長（荒木耕治）

議員おっしゃられるように、現在のトイレは50人槽の単独浄化槽で、ガジュマル等の根が浄化槽に影響し、経年劣化等で便器等の取替えが必要なものでもあり、維持管理費用で延命措置が多額となるおそれがありますので、引き続き使用することは見直して、地域の協力を得て適切に管理される簡易的なトイレで対応できないのか、今後検討をしてまいりたいというふうに考えています。

○１０番（高橋義友）

ということは、今のトイレには手をつけないと、今後新しい方向性で向き合って、話合いの中で新しいトイレを造っていくとか、そういうことで、こちらは理解してよろしいんですか。どうですか。

○町長（荒木耕治）

予算的にも、もうかからないんじゃないのかなというふうに思っています。

○１０番（高橋義友）

ありがとうございます。前向きな答弁を頂きました。そのようにしていただければ、区のほうも助かるし、まずそこを利用する団体の方も、大いに助かるんじゃないかと思いますので、そこら辺の作業も急いで社会教育課のところ、タイアップしながらやっていただきたいと思います。

次の質問ですけども、環境美化の観点からトイレ周辺のガジュマルの木の伐採はできないかということですけども、これはトイレ使う、使わないにしても、やっぱり学校の環境美化という点から、もう廃校になってから十四、五年経過するんです。ガジュマルの木がものすごく大きくなって、覆いかぶさってきているんです。そこらあたりやっぱり町の管理者として、伐採をしていただけないか、そこらあたりの考えどうですか。

○町長（荒木耕治）

トイレ周辺は木々が鬱蒼として暗い印象があります。ガジュマルの根がトイレに影響することも懸念されます。また、今トイレはもう今現在使わないと言いましたけれども、

令和６年には台風の被害を受け、折れたガジュマルの枝等の除去作業を行ったと聞いております。

今後、地域でグラウンドを活用した各取組を予定されているということですので、定期的な維持管理を踏まえて、一湊区と相談した上で、作業を検討していきたいというふうに思います。

○１０番（高橋義友）

特にトイレのほうが、要するに粗大ごみを捨てているんです。菌床の粗大ごみを、だから、そこあたりの美化というんですか、ものすごく衛生的に悪いです。そこあたりも気をつけて撤去してもらわないと困ると思うんですが、全般に見て、この質問は、これで一応終わりますけれども、学校のほうは早い時期に全ての原状復旧をしていくと、トイレのほうは、一応現状の維持で、新しい方向性を見つけていくと、ということでよろしいですか。どうですか。

○政策推進課長（木原幸治）

まず、トイレの件ですけども、先ほど申し上げたとおり、業者のほうで廃棄をされたというごみがありますので、そちらは責任を持って撤去していただきたいと思います。

またフォークリフトがありますので、多分１トン袋とか、そういったものに詰め込んでいただいて、搬送していただくという作業になろうかと思います。

ガジュマルについても、現場見ましたが、枝の部分であれば、我々職員のほうで伐倒するということはできそうな気がしたので、連携を取りながらやっていきたいと思います。

ですが、大分大きな木ですので、あれを全て伐倒というのはなかなか難しいですし、また、今回一時的に枝だけ伐倒しても、また萌芽をすると思われます。そういうのであれば、地域の御利用いただく区民の皆様、あるいは学校への思いも当然あると思いますので、そういった方ともお話をさせていただきながら、適切な関与をしていきたいなというふうに考えています。

○１０番（高橋義友）

それでは、学校の問題については、よろしくお願いしておきます。これで第１問のほうは終わります。

第２問の質問に入ります。総合グラウンド本部席前の雨どいの補修について伺います。

壊れてから半年以上になりますが、補修できない理由は何なのか。御答弁をお願いします。

○教育長（石田尾行徳）

高橋義友議員の質問にお答えをいたします。

宮之浦の総合グラウンド本部席前の雨どいにつきましては、中央部分と南側部分の

２か所に不具合が生じており、特に大雨の際におきましては、破損部分から水があふれるといった状況でありましたことから、事業者に依頼をして修繕を済ませたところでございます。

この件につきましては、町陸上競技協会関係者からの指摘を受けまして、担当者が３月に現地確認を行い、新年度予算で実施する予定としたところでありましたが、対応が遅れたことにより、利用者の皆様には御迷惑をおかけしたことにつきまして、おわびを申し上げるところでございます。

また、グラウンド周辺は防風林等に囲まれておりますことから、本部席の屋根部分には枯葉や砂などが飛散し、雨どいが詰まりやすい状況であることを踏まえ、引き続き、定期的なメンテナンスに努めてまいりたいと考えております。

○１０番（高橋義友）

ここに１枚の写真がありますけど、これは去年の11月９日に撮った写真です。グラウンドゴルフの開会式のときに高齢者の方に言われて撮った写真です。それから約半年ですよ、修繕されたわけですね、済まされたわけですね。ありがとうございます。

ここで１件聞きたいんですけども、競技場のほうには、維持管理、任用職員という方が２名いるんです、その方々の仕事の内容ちゅうのどういう内容なんですか。教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

すいません、通告にありません。今の分につきましては。

○１０番（高橋義友）

関連です。これは。なぜ遅れている、理由として、その人たちからの通告がなかったのか。そこで聞きたいから、仕事は現場の草刈りだけなのか、維持管理ですから、当然家屋とか、建物の維持も管理も含まれているから、私が聞いたところなんです。そこの内容どういう内容ですかちゅうこと。それが関連だったらそれでいいんですけど、どうですか。私は関連だと思いますけど。

○議長（石田尾茂樹）

施設の管理かどうかということですか。管理状況の話ですか。

○１０番（高橋義友）

そうです。

○議長（石田尾茂樹）

働いている人じゃなくて、施設の管理状況はどうかということですか。

○１０番（高橋義友）

そこまで。

○議長（石田尾茂樹）

一つ、例えば、任用職員ではなくて、施設の管理状況はどうなのかという判断ですね。そういうふうに理解していいですか。

○１０番（高橋義友）

施設の任用職員の仕事の内容としましては、維持管理任用職員なわけですから、施設の管理までに入るんじゃないかと思うんで、そういう前からされてました。そういう通告ができるじゃないか、任用職員でも、職員でも。そういうことはできなかったんですかちゅうことを聞いているんです。遅れた理由として、そこあたりどうでしょう。

○議長（石田尾茂樹）

その管理についてどういう状況なのかということで理解してください。

○社会教育課長（川﨑勝也）

管理につきましては、通常の業務につきましては、草刈りだったりとか、日常の清掃業務が主な業務となりますけど、そういった施設の管理につきましても、そこに常駐しているわけですから、何か物事が起きたときには、担当課のほうに報告するようには連携を取っているところですが、その件についての報告があったかどうかというところは、ちょっと今、確認していないところです。

○１０番（高橋義友）

任用職員、そこまでの仕事の内容があるちゅうことですよね。要するに通告ぐらいするとか、そういうコミュニケーションを取っていかないと、今みたいなことがあっても、分からないということなんです。お互いにコミュニケーションを取って、任用職員であっても、そういう不都合が出てきたときは知らせるとか、そういうのをしないと、外から通告があってから、出動したってちょっと遅れるもんですか、私、今確認したんで、仕事の内容を。今後ともそういうことで、任用職員もそういう施設の管理までしていただくと、そういう解釈でよろしいですか。

○社会教育課長（川﨑勝也）

そういった連携の強化のほうも高めていきたいと思います。

○１０番（高橋義友）

それでは３問目の質問に入ります。野球場のナイター照明施設の整備についてです。

１年ぐらい前から照明器具の不備を指摘されていますが、どのように考えているのか。

○教育長（石田尾行徳）

宮之浦野球場のナイター照明施設につきましては、経年劣化に伴い、全部で80台のうち23台しか点灯しておらず、議員御指摘のとおり、利用者の方々が大きな不便さを感じているところでございますけど、大規模改修をするためには多額の経費が必要となるということから、現在の受益者であります２団体にヒアリングを行った結果、内野部分のみでも構わないから、冬期に練習ができる照明設備の改修を希望するものでありました。

したがいまして、内野部分のＬＥＤ照明設備の設置につきまして、現在検討しているとこでございます。

○１０番（高橋義友）

私も写真を撮っています。これは、５月の30日台風前です。どのような状況なのか、夜、ナイターの練習も見に行ってみました。

１年前の４月15日開催の屋久島町スポーツ協会理事会の中でも、野球場を使用する団体から照明器具の不備の御指摘がございました。それから、今日、私も注視しながら体育関係の予算を見てきたんですけど、いまだに改修の予算が上程されてこないんです。

この写真は、２月に撮った写真と５月に撮った写真を今日持ってきていますけれども、教育長が言うとおり、全部で84個です、ナイター。84個投光器。１塁側に42個、３塁側に42個、84個です。そのうちの24個が点滅、点いています。60個が球切れなんです。この中で練習をしているんです。哀れなもんです、している人たちは。かわいそうです。暗い中で。

2017年、知っていると思いますけれども、水銀灯も廃止されます。ＬＥＤに変わっていくんですけど、今のままの状態で間に合わせられますか、どうですか。計画的に。

○社会教育課長（川﨑勝也）

今、御指摘があったとおり、ナイター設備、私も確認したんですけど、ちょっと野球の試合ができるような状態ではなかったです。

その中で、内野側でも使わせていただきたいということ、より改善してほしいという意見が、宮浦スポーツ少年団と、少年野球のブルーウェーブというチームのほうからありまして、そこの２件とヒアリングをしたところ、今の状況を少しでも改善してほしいということでした。

私も、前年度の事業調書とか、計画のほうを確認したところです。大規模改修するには、数千万円のお金が必要であると、今の財政状況とかを勘案しまして、なかなか大きな予算つけられない現状であります。

そういったところを踏まえまして、再度、電気設備事業者のほうに今見ていただいたんですけど、その中にＬＥＤの照明をつけることで、内野部分については改善されるじゃないかなと、それで見積りも頂いております。

そういったところを踏まえまして、今後は予算の要求とかをしていきたいという考えでおります。

○１０番（高橋義友）

野球は内野だけじゃないんです。外野もちゃんと必要なんです。照明が。町の施設として、使用料はどう、ナイター使用料、今徴収していますか。どうですか。徴収していますか、してませんか、どうですか。してます。この状況でナイター施設の使用料は徴

収してるんですか。

○社会教育課長（川﨑勝也）

減免措置するような形で徴収はしております。

○１０番（高橋義友）

郡大に出る選手は、当然減免で練習してるんですけども、一般の方々はやっぱり２時間、３時間で練習したら、やっぱり町の規定している使用料を払って、役場でそれ徴収して使用させているんですか。もらってますか。

そこあたり、不備な中でやらせてるわけですから、やっぱり、裁量があるじゃないですか、町長が認める場合には減免するとか、そういう、自分たちの不備な状態で、お金だけぴしゃぴしゃ取るっていうのはやっぱりどうかと思いますよ。スポーツ少年団にしても。

当たり前の照明の中で練習するんだったら、使用料金も払うのは当然ですけども、こういう不備な状態でしているのに、お金だけぴしゃぴしゃ押さえて取るっていうのもいかがなものかと思います。そこあたり、今後、どのように考えていきますか。

○社会教育課長（川﨑勝也）

おっしゃるとおり、施設としてはしっかりと使える状況でない上で、使用料、減免はしているものの、頂いている状況です。

先ほど、おそらく社会人野球のほうから、そういった話が出ていることだと思うんですけど、外野側も含めまして、野球場全体の問題解決をするためには、今、宮之浦地区につきましては、小中学校の高台移転の問題とか、そういったところも話に上がってきております。

そういったところも踏まえまして、大規模改修するには、やはり費用対効果ということと、大きな予算を投じるためには、タイミングというのも必要だと思います。

そういったことも踏まえまして、今、実際使っている２団体のほうにヒアリングをさせていただいたところ、まずは内野側のほうを中心に状況を改善してほしいということでしたので、そういったところを踏まえて、今回ＬＥＤの照明を増設という形で検討を進めているところです。

今、議員から指摘のあった減免につきましては、また状況とかも、今現在そういった状況ですので、減免の率を上げるとか、免除とか、そういったところで、また検討はしていきたいというふうに思っております。

○１０番（高橋義友）

それで、2017年度末までのＬＥＤ完成ちゅうのは厳しいですね。2017年（「2027年」と発言する者あり）あ、すんません、27年ですね、訂正します。そのＬＥＤに替えるちゅうことは厳しいちゅうことですね。

○社会教育課長（川﨑勝也）

これから、また来年度事業の調書の作成時期に入りますので、もちろんそこでは計上させていただきます。また現場としては困っている状況もありますので、もう一度ヒアリング、ほかにも受益者がいないのかとか把握した上で、必要に応じて補正予算とかで、検討してまいりたいと思います。

○１０番（高橋義友）

もして予算要求してください。ノーと言えまい。言わないと思います。こういう状況の中で、子供たちとかは練習をしているわけですから、この風景を見たら予算をつけませんって言えません。絶対つけてくれって、まず予算要求してください。それからです。駄目な時は、駄目。それから話は進むんじゃないですか、一応予算要求してくださいよ、使っている人たちの身になって、いいですか。予算要求してください。まず。

次の質問に入ります。４問目の質問です。健康の森公園の施設の整備についてですけれども、健康の森公園内の健康広場に子供用のトイレを整備できんですかちゅうことなんですが、どうですか。

○教育長（石田尾行徳）

健康の森公園につきましては、テニスコート周辺のクラブハウス、それから弓道場、陸上競技場応援席建物内、陸上競技場駐車場内、多目的グラウンド下、通称ふれあい広場の５か所に公衆トイレが設置されております。議員御質問の健康広場は、陸上競技場トイレと多目的グラウンドトイレの中間地点に位置しておりまして、芝生張りの敷地に滑り台や平均台等といった遊具が備えられていることから、小さなお子様連れの御家族や学校、幼稚園、保育園の遠足等といったイベントの際に利用されておりますが、関係機関からそのような要望は現在上がってきていないところであります。

現段階におきましては、新たなトイレ施設を設備、整備することは難しいと判断しているところでございますが、利用者の皆様の事情も斟酌しながら、今後の対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○１０番（高橋義友）

今の教育長の答弁では、トイレ造るのが難しいと、現場に立たれてみました。

○教育長（石田尾行徳）

行きました。行ってみてきましたが、私も子供広場から上のトイレ、下のトイレ行ってみました。さほど遠くはなかったので、これであればどちらかのトイレに行くということで、解決できるのではないかなというふうに考えたところでした。

○１０番（高橋義友）

教育長は、遠くはなかったと、恐らく陸上競技場の下、ちょうど中間ですから、どっちも100ｍぐらいあるんです、トイレまで。

私もこの現場に行ってみました。これはその時の写真ですけども、５月の29日に健康の森公園に行ってみました。この日は、幼稚園の方が２組、宮之浦、安房の方が２組、宮浦小学校の方が遠足で来ていました。そこで幼稚園の先生とちょっと話ししてたんですけど、たまたま子供が、トイレって大きな声をかけて先生のとこ来たんです。先生も一目散に２人で、子供と２人でトイレに走って行きました。その間、10分ぐらいかかったんです。

その先生についた子供たち、ほかの先生も面倒見るんです。１人で子供がトイレに行くのかと思えば、先生がついて一回一回行くんです。幼児学級は。

それで先生と話したらやっぱり大変ですよ、あったらものすごく助かるんですけれども、そういう声を直で聞いたもんだから、ここの健康の森公園にも、子供のトイレがあったほうがいいんじゃないかなっていう、これあくまでもそういう人たちの要望があったもんですから、言っただけです。また教育委員会のほうで考えて、進んでください。よろしいでしょうか。

それでは、最後の質問に入ります。健康の森公園案内看板の設置についてですけれども、健康の森公園案内板が、雑草等によりものすごく見えにくくなっておりますし、また看板自体の文字が剥がれて大変見にくくなっているんですが、そこあたりの補修はできないのか、これも町民からの声です。どうですか。

○教育長（石田尾行徳）

健康の森公園につきましては、県道屋久島公園安房線、通称ヤクスギランド線の道路沿線に総合案内看板が設置されているところであります。敷地面積が広大でありまして、初めて訪れる方におきましては、分かりづらい場所もありますことから、今後、道路管理者や土地所有者等との協議を進め、設置場所を含めた検討を行いたいというふうに考えております。

○１０番（高橋義友）

私の今の質問は、剥がれた看板ですよね、今設置している看板が雑草で見えにくくなっていますから、これをどうにかしてもらえんですかちゅう質問と、この看板が剥がれて、ペンキが剥がれて見にくいから、これ補修できないかちゅう質問なんです。それに答弁ください。

○社会教育課長（川﨑勝也）

総合案内板につきましては、雑草が生えている状態で見えにくい状態でしたので、先日、そこ作業済ませまして、今見える状態にはなっています。

ただ、看板につきましては老朽化が進んでいることから、表面がやはり剥がれている部分が一部ありました。ぎりぎり今見える状況ではあるんですけど、案内板につきましても、結構大きなものにつきましては、それなりの費用を要しますので、それ以外にも

町内に体育施設、社会教育施設、たくさんありますので、そういったところの状況も踏まえて、総合的に判断した上で、年次的に整備していきたい考えであります。

○１０番（高橋義友）

総合案内板に関しましては、そういうことで、見えにくいところは伐採して見やすくしているちゅうことで、剥がれているところはそんなに予算要りますか、これ。やり替えるのに、ペンキ塗ったり、そんなやつに予算かかりますか。そっちの予算かかるっていうのは、かかるんでしょうね。

それを見にくい人がいるっていうって、そっちのほうが大変じゃないですか。予算よりも。町民の身になって仕事してください。見にくいちゅうことの要望が来ているわけですから、予算はその次ですよ。まず予算要求してください。いいですか。

○社会教育課長（川﨑勝也）

先ほど申し上げたように、予算要求していく考えであります。当然見にくい表示は誤解も招きますし、利用者にとって不便がありますので、そういった考えで調整を進めています。

○１０番（高橋義友）

妙に前向きな答弁であれば、こちらもそれで終わるんですけど、予算、予算とかで、費用対効果言われると、やっぱりどうしても反発したくなるような気がするんですから、最後に新しい看板の設置です。陸上競技場に入る案内板。

総合案内板はあるんですけれども、陸上競技場に行く、ヤクスギランド線から陸上競技場に入る案内板が１個もないんです。安房とか、近くの人がしょっちゅう行ってるから分かると思うんですが、永田とか一湊とか、年に陸上競技場大会が１回しかない人たちはなかなか入り口が分からないんです。

だから、そこらのところに競技場入り口とか、そういう大きな看板じゃなくてもいいじゃないですか。分かるような程度で看板があったらいいんだがなと、これも声があるんですから、一般質問したんですけど、そこあたり、教育長どのような。

○教育長（石田尾行徳）

議員おっしゃるとおり、私も何度かぐるぐる回ったことがございます。ですから敷地面積も広いところでありますし、本当に初めて訪れる方は迷われることもあると思いますので、先ほども申しましたが、道路管理者、それから土地所有者等と協議をしながら、設置場所も含めて設置をするという方向で検討してまいりたいと思います。

○１０番（高橋義友）

設置をするということですね、分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時５分から再開します。

休憩　　午前１０時５２分

再開　　午前１１時０５分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番、相良健一郎議員に発言を許可します。

○６番（相良健一郎）

お疲れさまです。今期も６番の相良でございます。２期、３期と同じく６番になりました。相良でございます。

先日、屋久島町消防操法大会が開催されました。団員の方は、３月頃より夕方毎日練習をして操法大会に臨まれたと思います。本当にお疲れさまです。また、優勝されました中央分団宮之浦班、神山分団麦生班、本当におめでとうございます。熊毛大会でも優勝を目指して頑張っていただきたいと思います。御健闘をお祈り申し上げます。

議長の許可を頂きましたので、通告に従い、１、栗生から中間の野平線について、２、山海留学制度について、３、島内にある公衆トイレについて質問したいと思います。町長の明確な回答を期待しております。

１、栗生から中間間、野平線について質問いたします。

私が議員になり３期目です。８年目です。過去にもこの質問を何度もしております。過去に、総延長1.6㎞、町単独1,000万円。1,000万円で約100ｍ進むと聞いていましたが、現在８年経過していますが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

相良健一郎議員の質問にお答えします。

野平線に関する過去の一般質問の答弁においては、これまで路線の総延長について、当初の計画段階から計画延長1,600ｍとしてきましたが、再度測量設計を行った結果、実施設計書上では、路線の総延長が1,300ｍとなっておりましたので、今後の計画延長は1,300ｍに訂正をしてお答えをさせていただきたいと思います。

さて、野平線の現状についてですが、令和７年度に施工したアスファルト舗装工事133ｍが完了したことにより、令和７年度末現在で合計337ｍが工事完了している状況であります。平成30年度に整備工事を着工し、丸８年を経過したところですが、過去の一般質問の際に申し上げましたように、地形が急峻であったり、ブロック積みの構造物が多かったりで、想定していた距離を稼げていない状況にありますが、計画延長が1,300

ｍでありますので、未整備の残り区間は960ｍ余りとなるということを申し上げておきたいと思います。

○６番（相良健一郎）

今、町長の答弁の中で、1.6から1.3㎞になったということがありました。残りの未整備が約960ｍ、完了が約３割程度ということだと思います。現在の進捗状況を回答していただきましたが、地形の問題、ブロック積みの構造とか問題点言われましたが、実際にいつ完成するか、これ２の質問に入りますけれども、いつ完成するか伺います。

○町長（荒木耕治）

これまでの目安としましては、事業費が1,000万円につき、延長100ｍの整備との想定であったと思います。昨今の物価高騰状況もある中での長期的な展望となりますので、具体的にいつ頃完成ということを明確には申し上げられませんので、御理解を頂きたいと思います。

これまでも申しておりますが、少しでも事業費を増額できるよう、活用できる財源を求め、調査に努めてまいりたいと思っております。

○６番（相良健一郎）

完成時期は未定ということですが、昨日のニュースを見て、南海トラフ地震が起きた場合、屋久島町に約1.2ｍの津波が来るということでした。中間・栗生間は、すみません、12ｍの津波が来るということで、栗生・中間の県道は水没してしまいます。これについては、地震だけではなく、台風など災害があったときには、ことを考えれば、ある程度完成時期を示すべきではないかと考えますが、建設課長でもいいんで、お答えいただければと思います。どちらでも結構です。

○町長（荒木耕治）

一日も早い完成を願っておりますが、野平線をそもそもやるようになったというのは、中間・栗生間の県道が、台風時に越波通れなくなるというのが一番の根拠です。ですから、県にも、再三、私も要望もお願いをして、要するに防波堤を上げてほしいというような話を、防波堤を何か所上げると景観が悪くなるというから、上げるのは道路も一緒に上げれば一緒じゃないですかという、そういう道路の造り方だってあるじゃないですかという話もずっとしてきます。なかなからちがあきません、今、議員が申された、おっしゃるとおり、私のほうが心が痛い思いをします、一日も早くそういう予算を獲得してやりたいというふうに思っております。

○６番（相良健一郎）

今、町長の心強いお言葉を頂きましたので、今後も、この質問について私が議員している間は、あと何回も完成するまでは聞きたいと思いますんで、ぜひよろしくお願いいたします。

続き、よろしいでしょうか。それでは次の質問に入らせていただきます。

山海留学制度について質問させていただきます。

１番目に、口永良部島を含め、島内に５つの留学事業があります。かめんこ、まんてん、じょうもん、黒潮、南海ひょうたん島、複式学級の解消、また地域活性化を図るための事業でございます。本当にいい事業だと思っております。

そこで、現在、物価高騰で家賃等上がっておりますが、今年は無理としても、来年度から少額でも補助金の増額ができないかお伺いいたします。

○教育長（石田尾行徳）

相良健一郎議員の質問にお答えいたします。

現在、屋久島島内４つの留学事業につきましては、国の離島活性化交付金、補助率50％ですが、これを利用しております。口永良部島につきましては、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の補助金、補助率70％を財源として、現在実施しているところであります。

経緯につきましては、山海留学事業実施要綱におきまして、物価その他を考慮して、教育委員会と各地区実施委員会が協議した上で決定することとなっておりますので、事業計画への位置づけによる財政所管とのすり合わせを経た後に、来年度の改正に向け、検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○６番（相良健一郎）

今、回答の中で、来年度の改正に向けて検討していくということですが、実際に改定していくのか、もちろん事業のすり合わせがあるんでしょうけども、実際、そこら辺、確実にやりますか。お答えください。

○教育総務課長（泊　光秀）

先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、まずは実施委員会との協議が先に来るものと思っております。それによりまして、改正することとなりましたら、当然要望してまいりますが、増額分につきましては、国の離島活性化交付金の２分の１補助を、確実に要求をするとともに、残り２分の１の一般持ち出し分につきまして、最終的には、財政的な判断により決定されるものと見ております。

○６番（相良健一郎）

分かりました。実施委員会と協議し、改正する方向性ということなんですが、今の予定でいいです。あくまでも予定だと思いますんで、幾ら増額するか、もし検討される内容が分かっとったら教えてください。

○教育総務課長（泊　光秀）

県内離島、それぞれ留学制度により、助成額も異なりますが、熊毛郡内の状況のほうを確認しましたところ、中種子町と南種子町が５万円。昨年まで本町と同額の４万円で

ありました、西之表市のほうが、今年度より４万から５万円に改正をしております。そのあたりを参考にしたいというふうに考えております。

○６番（相良健一郎）

いつも引き合いに出るのが、種子島なんですが、種子島の１市２町とも現在５万円ということで、屋久島町が今４万円ということです。うまくいけば１万円増額ということで、必ずそれは予算要求していただき、いかんせん、実施、実行していただきたいと思います。つきましては、再度、教育長含め、課長、財政と話をして確実にやっていただきたいと考えます。

そこで関連が１つありますのでお聞きします。留学制度において、前年度募集して受かります。それから今年度から受入れをしますが、兄弟離れ離れになるところが、過去にあったのかどうか。またそういう事例で、お兄さんが来たときに、兄弟姉妹、どちらでもいいんですけども、別々になったときに、例えばお母さんがいるから行きたいということがあったのかどうか。要するにばらばらになったのが、兄弟が１つに屋久島に来る事例があったのかお聞きします。なければ、なければでいいです。

○教育総務課長（泊　光秀）

過去の実績もちょっと手元に資料がないんですけども、今年度の実績で申しますと、兄弟で申込みをいただき、昨年兄弟で申込みをいただきまして、上の子のほうが留学制度を利用する形、下の子につきましては、昨年は未就学であったため利用ができないということで、新たに今年度応募により申込みした場合は、制度が使えるということで認めておりますが、年度途中とかでありましたら、応募期間内をもって認めておりますので、当然補助も使えませんし、制度としても認めてはおりません。

○６番（相良健一郎）

要するに対象外ということですよね。途中から留学制度はしないということですよね。それにつきましては、複式解消は当然あるんですが、地域活性化という観点からは受入れをするべきで、それに対して補助金を少しでも、半額でもいい、４万円のうち２万円、その半分でもいいです。途中からなんでという理由づけがあれば、少しでもしたほうが、私は地域の活性化になるんじゃないかなとは思います。

この件につきましては、今後課題ということで、検討していってほしいということで、提案しておきます。

では、次の質問に入ります。留学生は島外から１年から２年、当然移住されるわけですが、現在、移住費用というのは支給されていませんが、今後何らかの補助ができないかお伺いします。

○教育長（石田尾行徳）

山海留学事業における、来島時の引越費用や旅費等への支援につきましては、これま

で行っておりません。熊毛郡内の他の市町におきましても、これは、支援はしていないという状況のようでございます。したがいまして、移動にかかる補助につきましては、離島活性化交付金の交付対象外となることも併せまして、現段階においては考えていないというところでございます。

○６番（相良健一郎）

これも対象外という答えなんですが、実際、我が町でも観光まちづくり課が、移住支援ということで補助を実証していると思います。これについては条件があって、５年以上ということだと思いますが、山海留学も短期間ですが、何らかの支援をするべきじゃないのかなと、私は考えています。

というのが、やっぱり先ほど言いました地域活性化、複式学級の解消という点では、ものすごく屋久島町に貢献しているんじゃないかなという思いがあります。

そこで、やっぱり町単独でも、少しでもという気持ちがあるんです。当然、観光まちづくり課の補助率じゃなくてもいいんです。本当に心だけでもいいんですけれども、そういう支援ができないか、再度伺います。

○教育総務課長（泊　光秀）

県内の離島の状況を、確認しましたところ、奄美のほうで引越経費の２分の１、上限10万円の補助をしている町がございます。ですがこの場合、奄美群島基金を財源としているようでありまして、考え方としましては、先ほどの助成金の改正同様の流れとなりますが、移住支援とは異なり、最長２年間の在住期間となりますので、交付金対象外ということを含めまして、慎重な検討が必要と考えております。

○６番（相良健一郎）

当然、まず検討ということなんですが、それ逆に、現在何名、または何世帯、留学制度を利用しているかお聞きします。

○教育総務課長（泊　光秀）

まず、永田のかめんこ留学のほうが、新規が１世帯１名、継続のほうが２世帯３名、合計の３世帯４名、それから一湊の黒潮留学のほうが、新規が５世帯７名、継続が４世帯６名、合計の９世帯13名、八幡のじょうもん留学のほうが、新規が４世帯６名、継続が１世帯２名、合計の５世帯８名、そして栗生のまんてん留学につきましては、新規が２世帯２名、継続が１世帯１名、合計の３世帯３名でありまして、屋久島島内合計しまして、新規が12世帯の16名、継続が８世帯の12名、合計の20世帯28名でございます。

あと、口永良部島の南海ひょうたん留学のほうが、新規が４名、こちらにつきましては、家族と里親留学がありますので、家族のほうが１世帯１名の里親が３名となっております。

○６番（相良健一郎）

分かりました。現在33名ですか、留学生がいると思いますけれども、21世帯、口永良部が世帯にはカウントできない部分がありますので、それ別として、単純に児童数、もしくは世帯数の移動費用を、例えば１万円したときに23万円程度です。児童数からしても33万円程度。この金額の大小じゃなくて、それぐらいの費用でも喜ばれるんじゃないかなと、ますます屋久島に来る児童増えるんじゃないかなと。

この問題については、ここだけでは言えないんですけども、住宅問題もありますから、一概には言えないんですけども、少しでも支援をしていただけないかということなんです。そこら辺は再度慎重に検討していただき、町単独の費用であります。今回１番、２番とも、当然財政には申し訳ないんですが、費用のことばかり言って申し訳ないんですが、ぜひこれは、慎重に検討していただき、やってほしいと思いますけど、再度聞かせていただければと思います。

○教育総務課長（泊　光秀）

私も個人的には議員と同じ、少子化、地域活性化のためにという思いではございますが、財源あっての事業でございますので、それは、また財政当局のほうとも話をしてまいりたいというふうに思います。

○６番（相良健一郎）

そこら辺はよろしくお願いいたします。

ちょっと早いようですが、最後の質問に入らせていただきます。しばらくお待ちください。

最後の質問になります。現在、観光まちづくり課で管理している公衆トイレは、和式トイレが、私が見た感じ多く見られますが、今後、洋式トイレにする予定はないのか伺います。

○町長（荒木耕治）

公衆トイレの洋式化につきましては、観光まちづくり課で所管している公衆トイレは27施設あり、うち男性、女性、バリアフリーを含め、洋式トイレが１つもない施設は６施設あります。

現在、公衆トイレの洋式化を進める計画はありませんが、インバウンド対応という面だけでなく、生活様式の欧米化が進み、和式トイレを使用することが困難な日本人が増えていると聞き、そのことも考慮し、洋式トイレの設置は必要な取組と認識しています。

和式トイレを洋式改修する際に課題となるのは、既存の個室の広さでは、洋式化に必要な空間を確保することが難しいことです。そのため、洋式化はトイレ基数を減らすことも検討しなければなりません。

このことから、トイレの洋式化を検討する際は、関係団体から聞き取りを行い、施設ごとに必要なトイレ基数を勘案し、トイレ基数が減ることを考慮した上で、対応を検討

してまいりたいと思っております。

○６番（相良健一郎）

施設の約８割が洋式トイレということですが、課長、課長にお聞きしますが、施設の中で全部が洋式トイレなのか、どうかというのを１点質問したいと思います。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、議員の御質問にありました施設の全てというわけではなくて、施設によっては、男性トイレだけが和式というところもあります。また、施設によっては、バリアフリーのトイレはあるんですが、男性、女性ともに和式というところもあります。

そういう施設のほう、これから確認をする中で、町長の答弁でもありましたように、洋式トイレというものは、必要になってくるんじゃないかと考えております。

○６番（相良健一郎）

分かりました。ありがとうございます。まだ施設の中でも、和式があるという回答ですが、これも早めに事業計画に入れていただき、進めていただきたいと考えております。

今回、観光まちづくり課の施設のトイレの問題を質問しましたが、ほかの所管によっても、課によっても、管理しているトイレが幾つかあると思います。

このことについても、屋久島がインバウンドとか、観光町で行くんであれば、和式から洋式に変える必要があると考えますので、そこら辺を考えて、今後検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時２９分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、５番、中馬慎一郎議員に発言を許可します。

○５番（中馬慎一郎）

お疲れさまです。５番、中馬慎一郎です。議長の許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問をしたいと思います。

まず、６月に入り本格的な梅雨ということで、今日も長雨が続いております。台風以降かなりの降水量が続いていますので、また引き続き防災対策、河川の氾濫や水辺の事故、気をつけていかなければいけないと思っております。

質問に入る前に、少し雨の話の流れで、昨年2025年屋久島町にどれぐらい雨が降った

かという数字なんですが、大体平均空港の観測所では4,000㎜という数字が出ますが、昨年は台風が来なかったということもあって3,500㎜という数字でした。それでも、日本の各地においては非常に格段に多い数字になっています。2024年が4,400㎜、そして山間部、ヤクスギランドの標高1,000ｍのところでどれぐらい去年降ったかというと１万1,430㎜という本当に桁違いな降水量になっております。日本屈指の雨の多いところということで、そこを管理する、町道を管理する担当課の建設課は大変だと思いますけど、道路の維持管理のほうもよろしくお願いいたします。

そういう雨の多い島で、たくさんの観光客に今年も来ていただいております。令和８年の３月から４月で、主要宿泊施設は２万1,802名という方が来られました。これは、前年比で比べるとプラス1,600名が増えております。107％の増になっております。５月に入ってもゴールデンウイーク、５月の連休を始め、シャクナゲの花も大変たくさん咲いておりましたので、軒並み前年に比べて多かったのではないかなと思っております。

そういった観光客が増えてきてにぎやかになっていく屋久島の状況の一方で、飲食店や交通サービス、様々な観光サービスでは人手不足が顕著化しており、こういう人口減少に伴い、様々なサービス業また島内のインフラ事業が少し遅れている状況も見られます。

そういう状況を見まして、今回の質問は１つ目に屋久島町の関係人口創出の取組についての見解、そして２つ目に教育行政についての見解を伺いたいと思います。

１つ目の（１）現在本町が進めている関係人口創出のための政策について、見直しと考える点や課題についてお伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

関係人口は、移住人口や観光でお越しになる交流人口とは異なった考え方で、地域課題の解決に係るパートナーとして人材不足等を補っていただく方々と考えております。陸続きの地域であれば対象になる方も多いと思いますが、本町にとっては、関わり方をきっかけに定住していただくことを目指しております。

その関係人口の創出に当たっては、第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略において多様な働き方など仕事の希望がかなえられる支援を行い、地域産業を支える人材確保のために取り組むこととしています。なお、本計画は令和７年度を初年度に11年度までの方針でありますので、現時点で大きな見直しはないと考えていますが、令和７年度に実施した国勢調査人口の速報値が発表され、本町は１万707人と前回調査より1,151人減少し、減少率は県内で22番目、熊毛地域では最も高くなっています。

このことを踏まえて、人口減少に歯止めをかける施策に取り組むこととしています。なお、本年度はスポットワークの掘り起こしの事業に着手しており、移住を希望される方や観光客が関係人口に転換される可能性があると期待しています。

また、課題としては人口減少と同様に住宅問題と働く場の提供にあることは変わりはないと考えていますが、地域との対話環境の構築などソフト対策についても総合的に対応をしてまいりたいと思っています。

○５番（中馬慎一郎）

まち・ひと・しごとの総合戦略の中でも人口減少対策について書かれているところを私も読んでおりまして、ほぼほぼ町長と同じような感想を持っております、この総合戦略については。その中で、町長が今仕事支援のことを述べられました。具体的に町長または町のほうでどういう仕事に支援が望ましいのか、具体的な職種があればお伺いします。

○政策推進課長（木原幸治）

各種団体のほうから要望が出てきているところが幾つかございます。例えば、議員が冒頭お話があったサービス産業の関係であったりとか、公共工事に関わるような、また個人の工事関係に関わるような、工事関係・土木関係の方々も人が不足をしていると。

こういった方たちを呼び込むためにも、どうしても住宅が必要だというようなことで、何とか住宅問題を解決していただけないかということの要望は来ているところです。

○５番（中馬慎一郎）

地方はどこも、屋久島町だけじゃなくて、人口減少や高齢化により地域づくりの担い手が不足しているという課題に直面しております。その中で、公共事業やサービス業などの人口減少というのは社会インフラが維持できないという現象になり、またそういった環境になればなるほど人口が流出していく、この島から、地域から出ていくという現象があり、悪循環になっていくと感じております。

そのために、やはり仕事のそういう支援、仕事をされる方への支援、事業所への支援というのが非常に私はこの関係人口の政策にとっては大事なのかなと思っておりますが。

ここで一つ事例として、この議会の中で特別委員会が作られております。介護・福祉に関わる特別委員会なんですが、その中で議会が独自に行った事業所のアンケート調査の結果で、屋久島町内に今介護福祉事業所に勤める人員が352名います。その中で最も多い介護・看護職をやっている方々が197名、約200名。その中の20代から30代が28人、60代以上が93人と60代以上がもう半数近くになっております。少子高齢化が進むにつれて、当然こういう働く人口、島内ではどんどん、これは他の職種ももちろん一緒だと思っています。

そういった方々がどんどん、60代の方がいなくなって、そして人口層の少ない20代の

方がだんだんやっぱり割合としては少なくなってくる、こういう現象が見えている中で、この介護・福祉施設の対象となるお年寄りや障害者の方々も、今屋久島町には高齢者が約4,227名、そして要介護者が759名、障害者が823名と多数おります。

そういった方々を安心して暮らせる島づくりにしていくためには、やはり介護や福祉事業者の方々が、人員もそうですが、しっかり事業所が運営できるようにサポートをしていくのも屋久島町の役目だなと私は感じています。ですから、先ほどの町長が言われた仕事の支援の中にはやはりこの介護や福祉、もちろん病院も含めてしっかり関係人口の創出というところでしっかりスポットを当てて取り組んでいただきたいなと思っておりますが、町長、その辺りをお伺いします。

○町長（荒木耕治）

議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。私も今世紀は大きくは環境と福祉の世紀だというふうに思っております。ですから、その２点は自分でもこれは希望だと思っておりますんで、そういうところには力を入れて今後もやっていきたいというふうに思っております。

○５番（中馬慎一郎）

ぜひ介護や福祉以外の方々も非常に人材不足というのは大変な急務となっております。そして、またこの物価高騰のさなか、事業所の運営というのが非常に困難で厳しい状況になっておりますので、今非常に大変な時代ではありますが、何とか町の補助、補塡をしていただき、この事業所たちが運営をして社会インフラをしっかり支えるような仕組みを作っていただければなと思っております。

この点の次の２点目に入るんですが、そういった中で地方創生、国の取組として関係人口創出のためにふるさと住民登録制度や二地域居住促進について取組を発表しております。この２点について、屋久島町の今の見解をお伺いします。

１つずつでもよろしいですし、２つまとめてでも見解をお願いします。

○町長（荒木耕治）

１点ずつ。ふるさと住民登録制度は、総務省が進める居住地以外にふるさと住民として登録をする仕組みです。国は、東京圏一極集中を是正するために地域に人の流れを創出することを目的としておりますが、ガイドラインが示され、これからの取組であることから不明な点が多いことが現状です。アプリで登録作業ができ、簡易さや可視化が図られるようですが、顔の見えないふるさと住民と地元住民との間にかえって壁を作ってしまうような懸念もあります。

今後の本格運用に向けて情報収集をし、国の動向や先進自治体の事例を注視しながら、有効に活用できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

○５番（中馬慎一郎）

まず、ふるさと住民登録制度は今国内で採択されている市町村が21あるそうです。九州では、天草とか、長崎の佐世保、また菊池市、あと鹿児島県の南さつま市というところが採択をしているようです。どこの市町村もその市町村の特徴に合わせた人材確保をしていくということで色んな取組をして、それは一長一短あるんでしょうが、されております。

私がここでこれを取り上げたのが、この事業をするしないは町の判断をまた待ちたいと思うんですが、なぜこれをしなければいけないのかというところに立つと、やはり関係する人々をしっかり屋久島町が管理する必要があると思っております。今先ほど言った仕事支援のこともそうですが、屋久島に何か関わりたい、屋久島のために働きたい方やボランティアをしたいという方々にとって屋久島町がどういう人材が欲しいのか、どういう方に来てほしいのかというのをしっかりピンポイントで情報を届けるという仕組みがこの関係人口を創出する仕組みだと思いますし、そのためにこのふるさと住民登録制度があるんじゃないかなと思います。

ホームページで、屋久島町がこういう人材募集しています、移住政策していますので人に来てくださいと広く呼びかけているのは分かりますが、そうではなくて、もう少しピンポイントでどういう人材にしっかりここに来てほしいかというメッセージを伝える。そして、そういう興味のある人を屋久島町がデータとしてしっかり人数を確保しておくというのがすごく大事な点かなと思いました。

そのために住民登録制度が活用されればいいなとは思いますが、十分に町の状況も考えながら運用してほしいなと思います。その中で、各地域、やはりこういう住民登録制度の活用に二の足を踏んでいる地域もあるようです。その中の一つが、こういう制度を立ち上げても、課題として来る方が地域とつながりが希薄であるために地域住民と、我々島民との関係性がうまく作れないということから、なかなか移住・定住につながらないというところがあります。

やはり、受け入れる側の地域にしっかりとした窓口になるコーディネーターがいて、その方々をそういう働ける場所、住める場所、あと人間関係のこともそうですが、そういったところにしっかり配置して人をうまく使っていかなければいけないのかなと感じています。

そういった点で、まだ屋久島町では色んな制度をやって人材も配置しておりますが、なかなかまだそこまで深く動かされていないのかなと感じますので、ぜひふるさと住民登録制度ではないんですが、こういう制度につながるような事業を行っていくときにはやっぱり人の確保、コーディネーター的な確保、役割のある人を配置して続けていってほしいなと思います。

２点目の二地域拠点については、どうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治）

二地域拠点をもって本町で生活や事業されている方は、多数いらっしゃることは認識しております。昨年、国土交通省離島振興課の担当者が来島され、屋久島コリビングみなとの現地視察が行われ、現状・課題を伺う機会となりました。

行政の立場としては、都市部での仕事のつながりを持ち続けていただけることで本町への何らかの相乗効果が生まれることを期待するところですが、交通費の関係などで結果的に移住をされたとのことです。

二地域拠点の維持について、現在のところ町が促進のために交通費や居住地を提供することについては、個人の判断によることが大きいことから慎重に進めていく必要があると考えているところであります。

○５番（中馬慎一郎）

すみません。今の答弁でもう一度お聞きしたいのが、国の最初の冒頭のほうでどこの機関が屋久島に来られて、視察に来られてという話をされましたかね。すみません。

○町長（荒木耕治）

滑舌が悪くてすみません。昨年、国土交通省離島振興課の担当者が来島され、屋久島コリビングみなとの現地視察が行われました。あとちょっと担当課長の補足で。

○政策推進課長（木原幸治）

先日国土交通省のほうで、各所管が色々なところがこの二地域の取組をしているんですけれども、国土交通省の離島振興課の課長を含めて担当の方がお見えになられて、視察に来られました。

なかなか聞き慣れないかもしれないですが、屋久島コリビングみなとさんは宮之浦港近くの旧ユースホステルをやられているところで、平内のサウスビレッジの方々と一緒に事業をなされています。

そこの共同経営者の方が、東京と屋久島と２拠点を行いながら、また同じようにして長期間あそこの施設に滞在をしながら、色々な観光であったりガイドであったりとか色んな事業の支援をする取組をちょっと行っているということもありまして、御視察に来られたところです。

やはり離島ということもあったりあるいは交通費の関係もありまして、結果的には屋久島に移住をされたということで、なかなか２拠点というのは難しいというようなお話でした。ですが、よく考えてみますと、町内の大手のホテルの経営者は皆さん屋久島に住所を置いておかれずに２拠点でホテルの経営をしているというのもありますし、意外にもうまく屋久島の関係を持ちながらそういう２拠点で活動されている方は探すと多いというのが分かっているというふうな認識をしております。

○５番（中馬慎一郎）

二地域居住のこの推進については、その自治体で推進協議会の設置や促進計画の設置も要項も盛り込まれていますが、今のところそこまで動きはないということでよろしいですか。

○政策推進課長（木原幸治）

既に屋久島の場合はそういう方々が多いということで、そういう組織も必要なのかもしれないんですが、その当事者の方々からこういった支援をしていただきたいというところは今のところなくて、個人間のほうの御判断で活動していただいているのが現状でございます。今後、またそういう御相談があれば検討はしたいと思います。

○５番（中馬慎一郎）

この二地域居住に対して外から来られる方がそこの２つの地域をまたいで生活・活動していきたいというところで、屋久島町にもそういう方々が実際何名かいて私のところも話があったりします。

やっぱり、冒頭最初の質問で町長が答弁されたように、家の問題が非常に大きいです。この前も屋久島にもう３年ぐらい通っていらっしゃる事業者の方と話したときに、多いときは１月に二十何名従業員をここに連れてきて住まわして仕事をさせてまた帰るという、その家探しに非常に苦労しているんだということをお聞きしました。その会社が、福岡や鹿児島とこの屋久島を拠点にしながら動いていく中で、やっぱりそういう方々がしっかり定住につながらなくても屋久島町のこういうインフラ整備をしていただいている方々と思えば、やはり私は屋久島町が家の問題とか、あとは私たちが補塡をもらっている離島割引のような渡航費の補助も私は考えていってもいいのかなと思っております。

その仕事の内容や、またどれぐらい来るかの頻度にもよりますが、そういったことも考えて、定住が一番望ましいんですが、定住まで行かなくても二地域でしっかり屋久島のために活動していただいている人には何かしらのそういうサービスがあってもよいと思っています。町長、その辺りはどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治）

今の時代はそういう時代だと思いますので、議員がおっしゃられるように、できることがあればそういうことにしっかり応えていきたいというふうに思います。

○５番（中馬慎一郎）

ぜひその点、よろしくお願いします。

それと、先ほど私がふるさと住民登録制度のところで、外から来る方々が地域とのつながりが希薄であるとかそういった話を少ししましたが、それについて、色んな地域では今島の地域の出身者に対してすごくアプローチをしている地域があるなと色んな研修や話を聞いて伺っております。島を出た若い子たちが、東京や大阪、福岡で色んな仕事をして、屋久島からこういう情報が出ていくと何か屋久島のために帰ってきて働きたい

なとかそういった方々もいます。

実際、私にも多分恐らく色んな議員にもそういう声が出ているんじゃないかなと思いますが、二地域拠点や関係人口という点で一度島で育った若者たちに焦点を当てて政策をしていくのもいいのかなと思っております。というのが、やはりその地域を知ってここで育った存在であるというのは非常に接点が多いので事業をしやすいし関係を作りやすいといったところで、地域によってはその起業を起こすために支援をしている地域もあります。

その方が、決して屋久島町に住所がなくても、ここで仕事をしたい、何か仕事を起こしたいというのであれば、やっぱりそこにも手をかけてあげるべきかなと思っておりますので、ぜひ島の出身者の方々の窓口としてもこういう二地域拠点、ふるさと住民制度などがうまく活用できればいいなと思っております。

二地域拠点の方々にここで働いてもらうために、色んな職業を案内する仕組みとして産業振興課のほうではこの６月マッチングアプリの説明会なども行う予定のようですが、この事業に関してちょっとマッチングアプリの本町でやる概要を担当課長、説明いただけますか。

○産業振興課長（松田賢一）

マッチボックスについて説明をいたします。

短時間就業をきっかけに、新たな労働力を確保することを目的としまして、デジタル技術を活用した求人者と求職者をダイレクトにマッチングするプラットフォームを開設する予定としております。サービスとしまして、１日単位、数時間の短期雇用から長期雇用まで隙間時間で働きたい町民や来島者をマッチングするサービスと考えているところです。

現在、６月18、19日にかけて町内事業者の皆様向けの説明会を計６回する予定としております。また、求職者向けのチラシを７月号の町報と合わせて島民向けに配布する予定としておりまして、マッチボックスにつきましては７月中に開設できればということで現在準備を進めているところです。

○５番（中馬慎一郎）

今の事業が、町長が先ほど答弁で言われたスポットワークの事業ということでよろしいんですよね。この求人の方々は、島外の方にももちろん適用されるわけですかね。分かりました。ぜひ色んな方々にやっぱり屋久島を知っていただき、屋久島にこういう仕事が求められているとか、そういったものをしっかり情報発信して、本当に必要なところにそういった人材が配置されるように願っております。

ちなみに、先ほど議会が独自に行った調査でもスポットワークについて福祉事業者にアンケートを取ったところ、午後から夕方の清掃業務が非常に足りないからスポット

ワークに人が欲しいとかそういう意見もありますので、事業所にもそういった声をしっかり聞いてうまくマッチングできるような仕組みにしてほしいと思います。

そのためには、やはり屋久島をよく知っていただかないといけないと思っております。町長も色んなところで講演やお話をされると思いますが、ぜひ屋久島のファンが１人でも増えるように、よろしくお願いします。昨日聞いたんですが、７月14日は熊本市で海外の方も来られるような結構大きなサミットに町長も出られるとか聞いておりますので、しっかりよろしくお願いします。

それでは、２つ目の質問に入ります。教育行政について見解を伺います。

学校教育の施設の維持管理についてでありますが、まず１つ目に今年の２月に全員協議会のほうで宮浦小学校と中央中学校の移転方針が発表されました。それに伴い、町内学校施設の整備方針について教育長の見解を伺います。

○教育長（石田尾行徳）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをいたします。

宮浦小学校、中央中学校の高台移転につきましては、本年２月に開催されました議会全員協議会の折に担当課から説明をさせていただいたところであります。

御質問の移転方針に伴う町内学校施設の整備方針については、まず宮浦小学校、中央中学校の高台移転方針に伴い、令和３年度から令和16年度までを計画期間とする学校施設長寿命化計画において令和７年度から令和８年度に整備予定とされておりました同小中学校の大規模改修を見送り、突発的な危険を伴う大規模改修を除き、必要最小限の修繕で現在対応しているところでございます。

そのほかの町内学校施設の整備については、同じく整備計画の第２期、これは令和７年度から令和10年度におきまして令和９年度に岳南中学校の体育館を、令和10年度に金岳小中学校体育館を整備予定とし、整備が済んでいない学校につきましても第３期以降において年次的に整備をしていくということとしております。

また、学校施設長寿命化計画に基づく整備のほか、学校施設バリアフリー化計画に基づくトイレ、スロープ等の設置等につきましても、年次的に行っていく計画としているところでございます。

○５番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。この宮浦小学校、中央中学校の高台移転に関しては、保護者へのアンケートの結果も踏まえてということでお聞きしています。確かに、経過年数でいうともう60年近くたっている宮浦小学校などの移転は、移転というか改修なども含めて検討していかなければいけないときに、やはり防災対策からも高台移転というのが話が上がったと認識しておりますが、経過年数でいうと永田小学校も、これが令和７年でしたかね、令和６年かな、の時点で57年の経過年数がたっております。一湊小も51年の

経過年数がたっております。

そして、まさしく昨日津波の注意報が出て、中央中また宮浦小学校は屋久島高校に避難と聞いております。教育長、一湊小や永田小がどういう対応をしたかは御存じですか。昨日の津波の件で。（発言する者あり）いいです。そのまま続けます、すみません。一湊小は、屋上に避難しました。永田小は避難施設が低いところにあるので、もう小学校に待機していたと聞いております。（発言する者あり）休みになったんですか。保護者が迎えに来たということですか。（発言する者あり）昨日は。そうでしたか。すみません、勘違いでした。

そういうふうに、色んな学校でやはり津波の避難ということで様々な行動が行われていたと聞きました。この小学校、中学校の高台移転、宮浦の小学校の高台移転にこういう避難についての、防災対策についての見識がやはり強いのであれば、これを進めるに当たっては当然海抜の低い一湊小学校、永田小学校、また地域住民の防災面からもそういった地域への何かアイデアを出しながらやっていかなければいけないのかなと思っております。

当然、この宮浦小学校が移転するときには、この長期総合計画の中にも小中一貫校の導入とか、または地域の学校の統廃合とかも当然話はあるんだと思っていますが、それとは別にやはりその地域にとって大事な学校がなくなるかもしれないという議論を、そういう防災面も含めて議論を進めてほしいなと思っております。

まだ永田や一湊の件は後の話になるかもしれませんが、その辺り、教育長の考えをもしお伺いできればと思います。

○教育長（石田尾行徳）

今回の件は、あくまでも宮浦小学校と中央中学校の高台移転。結局これは宮浦小学校の建築年度が1962年ですので、もう既に64年が経過しているということで島内で一番古い校舎ということになります。それに伴いまして、防災面からも高台に移転したほうがいいのではないかということ。それから、移転するのであれば、屋久島高校もあります総合グラウンドのほうで小中高で一貫して教育活動ができる、そういった環境づくりがふさわしいのではないかということであそこの場所、今の総合グラウンド、あちらのほうに建設をしていくことが望ましいというふうにされておりますが、仮に今後中央中学校、宮浦小学校以外の小学校の児童が、あるいは保護者が、地域が、新しくできる校舎で学びたいというような要望等があれば、その統廃合の意向も含めて慎重かつ丁寧に進めていかないといけないなというふうに思っているところです。

○５番（中馬慎一郎）

今回は学校教育への質問ということで、防災というと町の担当になると思います。町の総合計画の中でも十分に地域と学校と公共施設の在り方について議論を深めて進めて

ほしいなと思っておりますので、またそれはそれで質問を改めていつかしたいと思っております。

今の教育長の答弁で、やはり今の学校施設をしっかり、宮浦小と中央中の移転を進めていって、その後に続く議論というのを関係する区民の方々また保護者の方々の声を聞いて、これは一湊中が統合するときにかなりその後も色々尾びれを引いて、なかなか上手く、わだかまりが取れなかった時期もあります。やっぱりそういったことがないように、しっかり議論を深めてほしいなと思っております。

続きまして、これも方針で述べられていました給食センターのその後の統合についての進捗状況についてお伺いします。

○教育長（石田尾行徳）

新学校給食センターの建設につきましては、先ほどの高台移転同様、２月に開催されました議会全員協議会の折に説明させていただき、島内３施設を統合することにつきまして御賛同を頂いたところでございますが、繰り返しとなった基本計画のほうが今月中に完成する予定となっております。

この基本計画の完成を待って検討委員会を立ち上げ、施設の再編を含め、協議・検討していくこととしております。検討委員会の委員には、全員協議会の出席議員からも要望のありました議会代表にもお願いすることとしておりまして、最も重要となる事業手法につきましてもこの中で協議していくことになります。

また、民間活力によるものではなく、現在の直営を堅持する、いわゆる自治体による従来型をという要望も頂いてはおりますが、民間事業者を導入することで課題である調理員等の確保が解消されることも考えられるところでございますので、事業手法別のメリット・デメリットを十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

今月に基本方針が出されるということであれば、もう具体的に当局の案として、例えば今の公設もう民営でいくという基本方針は作ってあるわけですかね。

○教育総務課長（泊　光秀）

基本計画につきましては、一応今月末をもって完成ということでお願いしている事業者のほうとも検討会を重ねながら進めているところではございますが、一番難しいのが事業手法ということで、基本計画のほうには明確にこの件についてはうたっておりません。

というのが、ＰＦＩを導入する場合は必ず可能性導入調査というのを実施しないといけないんですけども、今回の基本計画の中で簡易的な導入調査なるもの、プレ調査をしていただきました中では、関心のある事業者としてはちょっとうちのような小規模であればＰＦＩは難しいのではないかということとか、またこちらのほうが当初から予定し

ておりました今の特定給食事業でなく附帯事業、配食とか宅配とかを含めた中での総合給食事業という展開もあまり興味を示せる事業者がないということもございまして。

その辺につきましても、検討委員会の意見を踏まえながら従来型でいくべきなのか、それとも民間活力を導入すべきなのかというところを考えていきたいというふうには思っています。

○５番（中馬慎一郎）

それでは、事業内容というか、そういう公設民営に関しては基本方針を出した後の検討委員会で作っていくということで、設置場所についてはどうなんですか。もう具体的に決まったんですか。

○教育総務課長（泊　光秀）

場所につきましては、学校給食衛生管理基準におきまして調理後２時間以内に給食できるよう努めることとされていることを踏まえまして、当初の計画時点におきましては小瀬田から安房の町有地で候補地を検討しておりましたが、施設の希望次第ではその他の場所につきましても今後の検討が必要であるというふうには考えています。（発言する者あり）現時点では、まだ決まってはおりません。候補地は１つありますけども、それ以外はまだ未定ということになります。

○５番（中馬慎一郎）

場所もまだこれからということで、協議会の中でしっかりもんでほしいなと思いますが、１点要望としては、今３地区にある給食センターの会計年度職員の皆様が民営化になってもしっかり働ける環境であってほしいなと思っています。その辺りの人員的な管理というのはどうお考えでしょうか。

○教育総務課長（泊　光秀）

３施設が一つになれば、当然人数的には減ることとなると思いますが、基本的には現在の調理員を含めまして、地元雇用を継続する形で事業者のほうへお願いをする方向で問題ないものと考えております。

メリットとしては、不足する民間活力を導入した場合、民間よりの派遣が可能となるということとか、今の調理員の声としても、１つになったらもう自分はそこまでということの声もございますが、平均年齢を考えますと非常に高くなっておりますので、そういったことも踏まえながら考えていきたいというふうには思っています。

○５番（中馬慎一郎）

学校移転にしろ給食センターにしろ、これからまだまだ審議して色々なことが決まっていくんだろうなと思いますが、しっかり審議して決めてほしいと思います。

それでは、続きまして（２）校務ＤＸとＩＣＴ教育について伺います。

屋久島町では、統合型校務支援システムの運用を令和２年から開始しております。こ

のシステムを導入したことによって、教職員の方々の超過勤務の時間などは減少しているんでしょうか、お伺いします。

○教育長（石田尾行徳）

議員御指摘のとおり、本町では令和２年度から校務支援システムとしましてＳｅｅ―Ｓｍｉｌｅそれからスズキ校務等を運用しているところでございます。これらのシステムを活用することにより、児童生徒の日々の記録、健康観察簿や出席簿の入力、通知表や指導要録の作成、高校入試のための調査書など日々の文書作成やデータ管理など多くの業務を一括して行うことができるため、業務改善に大いに役立っております。

令和３年度以降の屋久島町全体の小中学校教諭の超過勤務時間の平均時間はいずれも減少しており、小学校教諭については令和３年度に31時間だった平均超過時間が令和７年度には23時間となっており、中学校教諭につきましては令和３年度36時間だった平均超過時間が令和７年度には32時間となっているところでございます。

○５番（中馬慎一郎）

これは、１年間の残業時間の数字と捉えてよろしいでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

平均時間ということで、結構です。

○５番（中馬慎一郎）

この統合型校務支援システムの運用で、先生たちのそういう勤務、働き方改革も改善されていると思ってよろしいでしょうか。地域によっては、このシステムを導入することでデジタルにどうしてもなかなかなじめない先生方もいる。かえって仕事量が増えたという意見も僅かながらあるんですが、そういった声は今のところ屋久島町には上がっていないでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

現在のところ耳に届いておりません。

○５番（中馬慎一郎）

今、時代がこういうＤＸを使った働き方改革を進めております。この後も、明日も同僚議員が役場、本町のそういうＤＸについてもお伺いしますが、本町職員のほうでもやはりそういう働き方改革による時間の短縮につながるような仕組みを使っていただければなと思っております。

続きまして、タブレットについてお伺いします。

タブレットを導入してから、この町内の小中学校の学力調査への変化が見られますか。県内の学力調査と比べてどういうものになっているか、お伺いします。

○教育長（石田尾行徳）

本町では令和２年度からタブレットを各学校に配備し、どの学校のどの教室でもタブ

レットを効果的に活用した授業が行われておりますが、タブレットの導入が学力調査に与える変化につきましては現時点では大きな変化は見られないところでございます。

○５番（中馬慎一郎）

大きな変化が見られない何か具体的な理由というのがあるんでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

このタブレットの活用がすぐに学力向上に結びつくものではないというふうに考えております。タブレット導入の目的が、学力の向上だけでなく、これからの社会で必要とされる情報収集能力や活用能力、そして個別最適な学びの実現など様々なことが目的となっております。ただ、学力向上は重要な課題でありますので、タブレットの活用の実態や成果を今後も検証しながら、より効果的な活用方法の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

先ほどの校務ＤＸもこのＩＣＴ教育も、やはりその空いた時間で先生たちが子供たちと向き合う時間がそれだけ長くなり、子供たちの教育、学力向上につながればいいなと思っております。それが、やはり最終的な目的だと思っておりますので。

このＩＣＴ教育については、屋久島町でこれからこのＩＣＴの支援員の配置とかそういったものは何か考えておられるんでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

ＩＣＴの支援員ということにつきましては、まだ今のところ検討の途中でございますので、よろしくお願いいたします。

○５番（中馬慎一郎）

それでは、支援員がまた補助をしながらそういった活用がどんどん広がるかなと思っているところと、あともう一つタブレットを導入してもう１人１台は入っているわけですが、教材としてデジタル教材やデジタル黒板などこれから屋久島町へ整備する予定のデジタル機器というのは何かお考えがありますか。

○教育長（石田尾行徳）

もちろん学校におきましてもデジタルトランスフォーメーション、それからＩＣＴ教育を進めていくわけですので、当然これからそういったデジタル教材等も必要になってくるかと思いますが、今現段階では何をということは考えておりませんので、今後そちらのほうも検討しながら何が必要となってくるのか精査をしてまいりたいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。国内でも市町村によってばらつきがありますので、ほかの市町村にデジタル格差とか教育の格差がないような教育行政を心がけてほしいなと思って

おります。

最後の質問になりますが、このタブレットなどパソコンなどを活用している現在の教育の状況で、生成ＡＩのガイドラインというのは教育関係ではどういうふうに作られているんでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

生成ＡＩの活用につきましては、教育現場における学びの質の向上や校務の効率化につながる可能性がある一方で、著作権や個人情報の取扱い、誤情報への対応など慎重な配慮が求められる課題もあるというふうに認識をしております。

御質問のありました本町教育委員会としての生成ＡＩに関するガイドラインの作成状況についてですが、現時点では町独自としての各学校に一律に示すガイドラインというのは作成していないところです。

一方で、国におきましては文部科学省が初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインというものを示しておりまして、また鹿児島県教育委員会におきましてもこれを踏まえた未来を創る鹿児島「教育の情報化」推進プランというものがありますが、そちらの通知がなされているところでございます。

本町教育委員会としましては、これら国・県のガイドラインや通知内容を踏まえ、各学校に対しては情報モラルや情報活用能力の育成の観点から生成ＡＩの適切な利用について理解を深めるよう指導・助言を行っている段階でございます。今後につきましては、国や県の動向、そして他自治体の取組状況、さらには学校現場の実情を十分に踏まえながら、町としてどのような形で整理・周知していくことが望ましいのか引き続き、検討してまいりたいというふうに考えております。

○５番（中馬慎一郎）

今この生成ＡＩに関する色々な問題も起こっております。教育の現場だけではなく、私たち社会の中でも色々事件、またニュースに出ております。子供たちにこういった正しい生成ＡＩの活用、これがやっぱり社会を作っていく一番基本になるのかなと思っております。引き続き、ＩＣＴまた校務ＤＸの推進に努めていただきますようよろしくお願いします。

本日は終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩　　午後　２時２５分

再開　　午後　２時４０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番、渡邉浩議員に発言を許可します。

○３番（渡邉　浩）

お疲れさまです。３番、渡邉浩です。議長に許可を頂きましたので、通告に従って、町政への一般質問をさせていただきます。今回は大きく分けて２つでございます。１点目が、大区画化等加速化支援事業についてと、２点目が、婚活事業について。

まず１点目の大区画化等加速化支援事業について、町として本事業をどのように認識しているのか伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邉浩議員の質問にお答えします。

この事業については、農業者が当該助成金を活用して、小区画の農地を畦畔、田や畑のあぜ、小道のこと、の除去や水利の安供化を実施し、農地の１区画を拡大することによって、農作業の効率化や生産性の向上を図るということで説明を受けております。

町としましては、事業の趣旨にのっとり、県土改連や鹿児島県との役割分担の中で、事業の普及に関して、概要説明や質疑応答など、農業者への支援が必要であるというふうに考えております。

○３番（渡邉　浩）

ありがとうございます。町長の答弁をしっかりとお聞きしました。この事業の質問に至った経緯につきましては、私は常日頃から町民の皆様から、やっぱり第１次産業の重要性を、議会で訴えてほしいということを言われておりまして、屋久島の基幹産業は観光業でありますが、やっぱりその土台を支えているのは、第１次産業の農業、林業、水産業といったところであり、農家が減り、離農者が増えれば、その農道を使う方も少なくなり、やがて農地も荒れ、その地域の活力がなくなっていくというところで、今回の事業の一般質問をさせていただきましたが、この事業は、令和７年から令和11年度の国の事業だと、私は認識しておりますが、まずこの事業が、国の事業でありますが、町や県、個人の負担金はどういったものなのか、伺います。ありますかね。

○建設課長（内田　剛）

お答えいたします。

質問にございました個人の負担金とか、ちょっと詳細にわたっては押さえておりませんが、まずは役割分担、町長の答弁でありましたように、県の土改連、それから鹿児島県で市町村と、３者の中で役割分担がございまして、県で１つの大区画化の協議会、それら設置して事業を推進していくのでございます。

概要としましては、今事業の普及をしているところでございまして、また追って県のほうからもお知らせとかが出ようかと思うんですけれども、また市町村のほうでは、そういった要望を集約するというような役割分担でお受けしている、そのような事業になります。

○３番（渡邉　浩）

この事業は47都道府県ありまして、やらない都道府県もございますが、実際、鹿児島県はこの事業を実施するということでありがたいと思っておりますが、ただいまの段階で、この事業に問合せ等何件ぐらいございますか。

○建設課長（内田　剛）

現在、まだ募集している状況にはございませんが、事前に御相談というか、質問いただいている件は２件ほどあるということで報告を受けております。

○３番（渡邉　浩）

その２件の内訳についてですけど、この事業は、屋久島においては、先ほどの町長の答弁で、小さい田んぼ、畑等をまとめて大きくすると、例えば、30ａの畑が７筆あれば、１区画にまとめて２haにすると、そういう事業であるということは私も理解しておりますが、その２件の中に、屋久島ポンカン、タンカンの産地ありますけど、果樹農家の問合せもございますか。

○建設課長（内田　剛）

２件のうちの内訳というのは、ちょっと押さえてはございません。

○３番（渡邉　浩）

これは、私もこの概要を手元にございますけど、果樹園等も対象になるということなんですけど、そこら辺は間違いないでしょうか。

○建設課長（内田　剛）

果樹園、まず全体としては、田、畑がメインの事業ではございますが、果樹園のほうにも要件に合致すれば、活用できるというような事業で、報告を受けております。

○３番（渡邉　浩）

今、建設課長のほうから果樹も該当するということなんですけれど、将来的な屋久島の農業に関して、地形でいえば、南部と北部で若干違います。地形も違う、気候も違いますが、将来的に、屋久島はどういう方向で農業、例えば、今、屋久島ポンカン、タンカンの産地ですけど、冬場しか収入はありません。過去の同僚議員の質問でもございましたが、将来の換金作物、ポンカン、タンカンに代わるものとして、町長がすももやレモンというふうに答弁したことは、私は記憶にございますけど、町として将来的なビジョン、どういった作物、どの地域にどういった果樹等、考えがあれば、なければいいです。お答え願いますか。

○議長（石田尾茂樹）

すいません。通告にないんですが。

○３番（渡邉　浩）

はい、分かりました。通告にないということで、この事業は、大変私はいい事業だと思っておりまして、通告にありません。すいません。

ぜひとも、今後も現場の声を聞いて、屋久島型の活用モデルができればなと、それを建設課、担当産業振興課、考えていただければ、この事業は大変いい事業だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。これでこの１番目の質問を終わります。

２点目です。屋久島の実情に合った検討をしているのか伺います。

○町長（荒木耕治）

事業の対象となる農地につきましては、基本的に平地の田や畑を想定しているようですが、制度の適用要件に該当すれば、果樹園等への活用も見込まれるようですので、県土改連事務局や県屋久島事務所農林普及課とも連携し、情報交換を図りながら、地元の農業形態に応じ、対象者への丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えています。

○３番（渡邉　浩）

屋久島の地形、急傾斜地が多いと、南部、特に平内もそうですけど、多くて、過去には色々な事業がございまして、南部畑総事業、岳南畑総事業、鈴岳畑総事業、または農協窓口とした園内作業道路の事業もございましたが、最初、畑総事業に加入しなかった方々や、園内整備事業、農協窓口としてやる事業ですが、これもハードルが高くて、認定農業者であったり、保証人をつけないといけないとか、そういった方々がいて、一歩踏み出せなかったという方が結構多いようです。

そこで、この事業もしっかりと町のほうで進めていただいて、町としてポンカン、タンカン畑の作業整備や運搬作業の活用について、色々検討していただければいいかと思います。これについても終わります。

３点目です。農家への周知体制について町の考え方を伺います。

○町長（荒木耕治）

農家への周知につきましては、今年の３月17日に開催をされました、屋久島土地改良区の総代会等において事業の説明を行っております。

また、県屋久島事務所農林普及課からの情報ですが、７月に農家に対して配布する屋久島農業普及だよりで、この事業の概要をお知らせする予定ということで連絡を受けているところです。

このほか、農業者からの要請があれば、その都度、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○３番（渡邉　浩）

今、町長の答弁のほうで、広報についてございましたけど、やはりこれについては、町報やくしま等でもお知らせしたほうがいいのではないかと、隣の種子島の中種子町においては、町のホームページに掲載しております。

農家でない方が知っても、知り合いの農家にこういう事業がありますよと説明すれば、こんな事業があるんだったら使ったほうがいいな、というような周知がなされると思いますが、町報やくしまでも掲載することは、検討していただけないでしょうか。

○建設課長（内田　剛）

この場で掲載する、しないとか明言はできないんですが、また土木係長とも持ち帰って検討しまして、必要であればそのような対応をしたいと思っております。

○３番（渡邉　浩）

ぜひ、町報やくしまにこういう事業があるよという情報を伝えることができるように、また総務課と御検討していただきたいと思います。これで、大区画化等加速化支援事業の一般質問を終わります。

続きまして、２点目、婚活事業についてであります。

今年度も事業計画がありますが、昨年の実績を伺います。

○町長（荒木耕治）

昨年度の婚活事業の実績につきましては、委託期間は令和７年８月27日から令和８年３月13日とし、ＳＮＳやチラシを活用し、イベント周知を図り、12月19日から21日の２泊３日の日程でイベントを開催しました。応募者が定数を超えたため、抽せんを行った結果、島内男性４名、島外男性５名、島内女性２名、島外女性７名の参加があり、３組のカップルが成立をしました。

なお、島外参加者は移住希望を参加条件としており、イベントでは、移住体験談を聞く場を設けるなど、婚活と併せ、移住促進にも取り組めたと認識をしております。

○３番（渡邉　浩）

今の町長の報告からしまして、３組結構多かったかなと、よくカップルがまとまったかなという思いですが、昨年、企画したときに参加者からアンケートとかは取ってないでしょうか。例えば、アンケートから、今後こういったことを改善してほしいとか、そういったものはなかったのか、伺います。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

参加者アンケートは、事業実施後に取っております。アンケートの結果としましては、おおむねイベントについては、いい評価を頂いていると思っております。

あとは、島内での色々と見て回るところですとか、そういったところについては、また検討が必要かなと思うところは、アンケートを見た中では思いました。

○３番（渡邉　浩）

開催時期が冬場だったんですけど、夏場にしてほしかったとか、そういう意見はなかったですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

時期につきましては、特にそのようなアンケートの意見があったというのは、ちょっと認識はしていません。

○３番（渡邉　浩）

私のほうには、色々アンケートございましたけど、また後ほど担当課には伝えていきたいと思います。

次、２番目の実施時期・対象年齢についてお伺いします。今年度の開催時期や対象年齢はどのように考えているのか、また、若年層だけでなく、中高年世代も対象に含めた考えはあるのか伺います。

○町長（荒木耕治）

今年度事業については、第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた戦略プロジェクトに基づき、人口減少対策に資するため、現在、イベント等開催業務委託公募型プロポーザルの公告をしています。

イベントは、昨年度事業の実績で、島内参加者は30代の方が多く、30代の方が参加しやすい年齢設定を考える必要があるとの報告を受け、20歳から35歳の方を対象とする予定です。

議員御提案の中高年世代の婚活については、本町で末長く暮らし、楽しく暮らしていくために、互いを支え合うパートナーや仲間と出会える場として、必要性を認識するところでありますが、町として率先して取り組む課題は、創生総合戦略に基づく人口減少対策であると考え、中高年世代を対象としたイベント開催に至っていないのが現状であります。

○３番（渡邉　浩）

今年度の開催時期、対象年齢については、私も屋久島町のホームページ、最近リニューアルされて毎回チェックしておりまして、今回も仕様書もプロポーザルの実施についてもプリントアウトしておりますが、年齢が20歳から35歳ということで書かれておりますが、私のところには昨年も、やっぱり中高年の婚活もしていただきたいという意見も数多く寄せられておりましたが、これはプロポーザルと言いながらも、年齢が20から35ですか、どこで決めるんですか、担当課ですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

仕様書につきましては、担当課のほうで検討を行って、決裁を取っているところです。

○３番（渡邉　浩）

昨年もこの時期に私は同じような質問をしまして、やっぱりシニア世代、中高年の婚

活ということで、私は一般質問をさせていただきました。そのときと同じような回答ですけど、職員の１人くらいは、中高年、シニア世代の婚活あってもいいんじゃないかな、そういう意見はなかったですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

町長の答弁でもお話しさせてもらいましたように、この中高年の婚活というのは、本町で、末永く、楽しく暮らしてもらうためには、必要な取組ではあるという認識は会員のほうも当然ありますが、まずは、まち・ひと・しごと総合創生戦略のほうでのっとった取組をする必要があるという認識で、年齢設定を行っているとこです。

○３番（渡邉　浩）

実際、町民の声として、例えば、平内集落でも平内区長が総会でも、平内も年齢制限なく婚活イベントをやりたいと思い、何か予算はないのかということで言われまして、私は、屋久島町のホームページを見て、屋久島町まち・ひと・しごと創生補助金交付要綱というのを見ているんですけど、これ200万円ほど計上されていますが、この対象が、地域住民が主体となる地域協議体と、例えば平内区ですよね。あと特定非営利法人とか、民間非営利団体、民間事業者とかありますけど、これはまだ申し込めるんですかね、平内地区として、仮にです。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

本補助金につきましては、今のところまだ申込みがありませんので、申し込んでいただければ大丈夫だと思います。

○議長（石田尾茂樹）

すいません、傍聴者、脱帽してください、帽子を取ってください。ありがとうございます。

○３番（渡邉　浩）

この要綱に補助金の額が１事業100万円を上限とするとなっておりますが、例えば100万円だったら、町から100万円ですよね。この団体等は25万円手出しということを解釈でいいんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

補助金につきましては、まず補助率のほうが対象経費の５分の４以内で、１事業100万円を上限としておりますので、事業費が幾らになるかに応じて補助金の額、100万円を上限とする中で決まってくるところです。

○３番（渡邉　浩）

では、申込団体が複数あれば、選考委員会のようなものがあるのか、それとも先着順なのか、どうですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

これまでも、申し込まれた順番に、課内で審査を行いまして、交付決定のほうを行っているところです。

○３番（渡邉　浩）

この交付要綱の別表２に対象の経費、色々ありますが、島外からの場合は往復の交通費、あとは宿泊費等も認められるということですよね。これ申請書の書き方でしょうけど、10人募集するのか20人募集するのか、でも色々あるかと思いますけど、宿泊費、交通費は見ていただくということですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

対象経費の中に交通費、宿泊費のほうは計上しております。あとは団体から出された事業内容とか、事業費等をまた確認させていただいて、決定のほうはしたいと思っております。

○３番（渡邉　浩）

あとこの11番目のその他、上記のほか事業の実施に必要と、町長が認める経費と、町長が認めた場合はいいということ。具体的に言いますと、今、平内で、屋久島で一番早い夏祭り、平内海中温泉祭りも７月18日企画しておりますけど、ここで、プロのアーティストに、歌手に屋久島の歌をつくってもらっておるんです。屋久島の思いを込めた。そして屋久島のファンをたくさん連れていくと、その方を講師として呼んで、恋愛相談もしてもらい、屋久島の歌も歌ってもらいたい。そういったときの、例えば交通費というのも、これからすればどこに当たりますか、参考までに。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

まず、交通費とかにつきましては、先ほどお話がありました、その旅費のほうに該当するんじゃないかというふうに思っておりますが、またこの事業、事業内容というものが、地域の産業や観光等の振興により雇用の創出や交流人口拡大など、人口減少に歯止めをかけるとともに、地方創生の推進を図ることを目的とするという、この事業の内容があります。

ですので、団体から出されました事業内容を、この目的に合っているかどうかも、精査しながら、補助の対応ができるかどうかは検討させていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

すいません、渡邉浩議員、通告に従って簡潔に言ってください。今の質問については、この通告とはちょっとずれているんじゃないですか。要件をまとめて、しっかり質問していただきたいと思います。事前に通告しているわけですから。お願いします。

○３番（渡邉　浩）

ただいまの交付金要綱を、また地元に持ち帰って提出しますので、そのときは御検討をお願いいたします。この質問はこれで終わります。

最後になります。島外参加者・移住対策との連携について、屋久島は移住対象者も多い地域でありますが、婚活事業を移住促進や空き家対策、関係人口創出と連携させる考えはないか伺います。

○町長（荒木耕治）

議員御提案の連携について、いずれの事業も人口を増やすという点で共通すると考えます。昨年度の婚活事業においても、島外参加者の要件として、移住希望があるものを掲げ、移住促進に取り組んだところであります。

関係人口を創出するためには、まず本町を訪れていただく交流人口の創出が不可欠です。そのため、第２次観光基本計画にのっとり、観光推進に努めてまいります。

さらに、婚活だけにかかわらず、島外からの参加者を募集する事業については、移住や関係人口創出につながるようなイベント内容を検討してまいりたいと思っております。

○３番（渡邉　浩）

婚活事業と移住促進、実は平内も独自でやった経緯がありまして、そのときも今回のような婚活イベントに参加したけど、そのまま定住された方もいらっしゃいますし、平内の里めぐりツアーで参加して、そのまま屋久島に住み着いた方もいらっしゃいます。

あとは、先ほど、同僚議員からもございましたが、やっぱり空き家、家がないということで、これと何か連携できないのかなと思って、１つ提案なんですが、私が２月か、３月でしたが、観光まちづくり課の地域おこし協力隊の方と、東京の芝浦工業大学建築学部のボランティアの大学生を連れて行ったことがあると思います。課長、そのときのことは後日報告されていると思いますけど、この方々は建築学部で、日本全国で色んなところの自治体で助成金をもらったりとか、やっぱり空き家を商業スペースに変えて活用したり、古い古民家を改修して賃貸物件にしたりとしております。

この芝浦工業大学の建築学部も今年度で３年目ですけど、最初の年は農業ボランティアで来られて、２年目、３年目は台風に遭った建物をボランティアとして改修して帰ったと、こういったモデルというか、事例が、屋久島でも今後活用できるのではないかと、空き家を改修して移住者を増やすと、そういったことを将来的に考えて、町と何か連携できないのか。

例えば、材料費は家主が出しますけど、宿泊場所の提供とか、交通費の一部補助とか、空き家があれば、ボランティアで改修して移住者を増やしたいという前例のあるところですけど、どうですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、渡邉議員のお話のありました大学との連携につきましては、うちの地域おこし協力隊のほうから報告を受けているところです。

大学との連携につきましては、町として何ができるかというのは、また、それぞれ大

学のほうから申入れがあれば、検討していくところはあるのかなと思っております。

ほかにも、町ではないんですが、離島活性化の分野で、大学が離島のほうに研修に行くですとか、そういったのについての補助制度もあるようですので、そういったのは随時御紹介しながら、屋久島とのつながり持てるような取組をしていきたいと思います。

○３番（渡邉　浩）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。15時25分から再開します。

休憩　　午後　３時１１分

再開　　午後　３時２５分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、渡邉博之議員に発言を許可します。

○１２番（渡邉博之）

日本共産党の渡邉博之でございます。今回の私の質問は、航路問題、条例に関して２題、観光振興についてです。通告に沿って、順次町長に質問をしてまいります。

航路問題では、ようやく業界と町が共有できる方向が示されたと思います。それは、人も物も運ぶフェリー２型の後継船の建造に国の支援は不可欠という立場であります。公設民営の条件は、条件つきながらも業界がこの方向で合意をしたことは大変喜ばしいことだと思っております。

そこで、最初の質問です。このことが明らかになった時点の３月議会から、この間その動向に変化・進捗があれば、御報告をいただきたいと思います。まずは、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邉博之議員の質問にお答えします。

３月議会以降の航路に関する経過については、３月27日に県と熊毛１市３町でジェットフォイル更新に係る事務レベルの意見交換会がウェブ会議で行われました。内容としては、県はふるさと融資制度を活用し支援を行う考えを示すとともに、その際の市町の負担割合のパターン案が示されました。ちなみに、屋久島町は３億円から４億円となるとの見込みでした。本件については、県だけがふるさと融資の交付税措置を受け、負担

額が市町より少額となること。屋久島町では、フェリーの方針が決定されないままでは町民の理解が得られず、負担に係る予算の提案は難しいと発言をしたところです。

続いて、４月７日に藤本副知事が参加した全国知事会の要望活動では、財務省、国土交通省、内閣府に対し、持続可能な離島航路の維持・確保に向けた緊急要望を行っており、その中で船舶更新に対する国の対象として唯一の航路の撤廃等を盛り込んでいただいております。

４月15日には種子屋久高速船が来町し、５月11日以降に適用された燃料油変動調整金改定に伴う運賃改定のお知らせがありました。このことで、屋久島・鹿児島間の有人離島割引往復料金が１万7,100円となり、2,600円の値上げとなったところです。

４月28日には、フェリー屋久島２が運航中に発電機の故障が発生し、自走運航ができなくなり、５月７日まで運休をしました。この間、鹿児島県を通じて状況把握や物流の停滞がないよう要請を行ったところです。

５月１日には種子島屋久島振興協議会総会が開催され、鹿児島県に対し、船会社と行政が一堂に会し、フェリーの更新に向けた協議の場の設定と、応分の財政負担を求める要望活動を採択いただきました。

５月12日には種子屋久高速船が来町し、６月30日をもって高速船による患者搬送業務を終了する旨の連絡を受けたところです。理由としては、高速船運行に係る関係法令に抵触することと、患者の安全を確保できないとのことのようです。ヘリ搬送やフェリーでの搬送の手段はあるものの、骨折の対応など町内の医療環境が整っていない点を補い、長年救済されたことから、鹿児島県及び熊毛各市町とも連携をし、何らかの対応を要請したいと考えています。

以上が、主な経過となっております。

○１２番（渡邉博之）

今、全般にわたって説明をいただきました。その中で、高速船の更新について具体的な割合が示されたということでした。屋久島町の場合は、３から４億円ということですよね。ただ、この中で町長がやはりフェリー２の後継船を、これが解決しなければ駄目だという立場を表明されたことは本当に私も大事なことだったというふうに思います。

フェリー２に絞っていきますけれども、今年の３月から今日まで７回の運休がありました。ただ、最後の１回は台風の接近のためですからこれはやむを得ませんけれども、月に２回というとやはり本当に心配になるような状況だと言っていいと思うんですね。本当にいつどうなるか分からないというのが、正直なところだというふうに思います。

そういう中で今この問題というのは推移をしていくわけですけれども、ただ今の目標ははっきりしていて、先ほども言いましたけども、業界と町、同じ方向に立場に立って、新船建造のために行政の国の支援は不可欠だと。この壁を乗り越えるために一緒にやろ

うということができたことはいいことですし、やっぱりしっかりこの１点で追求をしていくということが必要があるというふうに思います。

ただ、気になるのは、これ私自身の考えですけれども、このことが明らかになって、もちろん水面下では今町長が明らかにしたように努力をしているということが今日分かったわけですけれども、それでもまだまだ町民から見て何か力強いアクションというものが必要なんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、今紹介していただいたこの活動の以外に何かアクションは考えていないんでしょうか。いかがですか。

○町長（荒木耕治）

私個人は社長とも何回もそういう話をしておりますけれども、今公の場で、例えば県も１市３町の首長、議長一緒になって同じ場所で協議もしたいというのが一つあります。それと、もう一つは議会にも特別委員会がありますから、議会は議会でフェリーのところに要請に行っていただきたい。あるいは、観光業にしても商工業にしても漁業にしても、各種団体もそういう、絶対このフェリーが毎日安定して走ることが屋久島の今後に必要だということを強く船会社に訴えていただきたいという思いはあります。

○１２番（渡邉博之）

議会の特別委員会の１人としてしっかりと受け止めたいと思いますけれども、そういうものを含めて今各町内の団体、何かここでやるべきじゃないかと思うんですけれども、決起集会だとかあるいは説明、そういうものを含めて全町民的な規模でのそんな集会とは大げさなことは言いませんけれども、そういう場を設けるべきじゃないかな。それは非常に大きなアクションと捉えてもらえるんじゃないかと思うんですけれども、そういう機会は。

○町長（荒木耕治）

今、議員がおっしゃることも大事なことだと思います。ただ、私が心配しているのは、今国と県と町で作ろうというこういうスキームが出てきましたけど、これを作れるようにするには何年かかりますよ。このフェリーは、明日止まるかもしれないですよ。その危機感のほうが私は先だと思っております。

だから、それは同時並行にそういうこともやりながら、一方では今新船を仮にフェリー屋久島２が作ると言っても、今発注しても四、五年後にしか新設できないんですよ。じゃあ、この四、五を今のフェリー屋久島２が走れるかって言ったら、これは相当疑問でしょう。だから、私はそういうことのほうが心配ですから、まずは会社に今の船をどうするか。

だから、先ほど言いましたように、高速船とフェリーとはうちはセットでないと駄目ですよと。だから、１市３町で屋久島町だけが反対だっていうのは高速船会社は高速船を作りたいというのは、もう今でも発注をしたいと言っているわけでしょう、80億円。

だけど、高速船というのは６艇いるわけじゃないですか、熊毛の海域に。うちは、フェリー屋久島２というのは１艇しかいないんですよ。

ですから、やっぱり生活を安定してそうするにはこっちのほうが私は先だと思いますよ。だから、これでセットでないとどうしようもない。高速船を作らないとは言ってない。高速船もいいですけど、じゃあフェリー屋久島２をこうするんですああするんですということ、道筋を言ってもらわないと、はいそうですかとは言えないと言って。

ですから、今熊毛振興協議会の中で屋久島だけの問題ではないですよと。種子島にしてもいずれはいびすかすにしろ、プリンセスわかさにしろ、共同にしろ、そういう時代が必ず近い将来もう来るわけですよ。その時に、民間がもうからないからもう作らないと言っているでしょう、今。それを、だから国がもうかったから昔は参入したけど、今から先はそんだけ大きな投資をして作ってももうからないからやらないと。それは、民間の考え方はそうでしょう。私どもがどうのこうのと言うんじゃなくて、民間はやっぱりもうけなきゃ走れないと。

ですから、国と県と町で作ろうという話が出てくる。それが、国に大きなやっぱり使命があるって私は思ってます。ですから、今議員が言われるように、やっぱり何かのアクションを起こすことはまた一緒になってどういうことがいいのか、また知恵も頂ければ、また一緒にそういうことをやっていければいいなというふうに思っています。

○１２番（渡邉博之）

今町長は、私のこのフェリー２の現船の心配ですよね。これは、もう本当に共有していることで、現実になったらどうするかということも考えなければいけないというふうに思うんですよね。これがもしかしたら優先かもしれませんけれども、そうなった場合はどんなことを考えていらっしゃいますか。

○町長（荒木耕治）

これはもう私の個人的な考えですけど、今フェリーの会社に言っていることは、日本全国フェリー会社があるんですよ。採算性が取れなくてもうフェリーをやめようという地域が幾つもあるんです。例えば、和歌山とか隠岐とかそういうところで、今船あるんだけどここは原因は船員不足です。船員がいなくて隠岐なんかは走らないという。だから、和歌山のほうはもう採算が取れないからやめると。

今私もぼうっとしているわけじゃなくて、職員と一緒になって日本にそういうところがたくさんあるはずだから、まずフェリー屋久島２の代船として中古船を10年ぐらいあるいは15年乗った船を買ってもらおうと。フェリー。そして、その船を買ってもらって、中古船を、それを10年15年乗ってもらって、その間に制度をきちっと新しい新船を作るときにどういう作り方がいいのか。そうしたら我々も応分の負担はします。その負担に対しても、今先ほども言いました、県はそういうことをしますけど、うちも過疎債とい

うのがありますよ。その負担分を過疎債で見てもらえないかとか今度は国とは相談をしますよ。うちも負担を３億円も４億円も丸々うちが出すんじゃなくて、過疎をすれば７割は補塡措置されるわけですから、そういうものを使えないかとか、そういうのはちょっと時間がないと議論ができないじゃないですか。

これ、この間奄美のフェリーが止まりましたけど、あれ２軸なんですよ。ペラ２つあったから、１つ止まっても１つで帰ってきたんです。うちのフェリーは１軸ですから、これ１つ止まったらアウトなんです。錦江湾を流れましたけど、あれが外海でもうちょっとしけとった日にしたら大きな問題ですよ。

だから、私はもう色んなことをやるから、とにかく今の船を長く使うというより、もう新しい船を作ったら時間がかかる。だから、全国に色々船ありますから、今私が調べたところでは2,600トンから2,800トンの船、カーフェリー。今これは3,200トン、フェリー屋久島２は。だから、3,000トン弱の同じような船がもうやめるというところもあるんですよ。だから、そういう船を買ってもらって今のフェリーと替えて走らせて、１日も早くそういうことをやっていただきたい。

そして、じゃあ新しい船を作るときにどうするかということはそれからの議論で色々知恵を出していきましょうというふうに、私は今個人的にはそれが一番いいのかなというふうには思っています。

○１２番（渡邉博之）

新しい方向というか、そういうものが明らかになったと思いますけど、それが現実的かもしれないと思いますね、本当に。フェリー２がどこかで駄目になることを前提にもしなければいけない状況じゃないかと思います。

その上で、それを前提として中間つなぎというわけではないですけども、中古船で補うと。今そういうことで努力をしているということが、私は町民にも伝わったんじゃないかというふうに思います。町長、船長経験者のような大変詳しい説明を滑舌もよく。

この点で一つ確認をしたいと思いますが、業界は公設民営、これはまだ私たち合意していないというふうに思います。でも、今このことを大きな問題にする必要はないんですけれども、決まったとしてもすぐ公設民営というふうにはならずに公営の道もあるわけですね。ですから、ここは大きな転換点だと思いますので、そのことは早計な判断はしないというふうにお願いしたいと思いますけど、一言。

○町長（荒木耕治）

このことだと思います。うちで作って船を貸して事業者がやって、後々ずっとうちもドックだとか色んなメンテナンスに金出すようだったらあれですから、そこら辺はちゃんとやらなければいけないというふうには思っています。

○１２番（渡邉博之）

意外と時間が取っちゃったな。次の質問に参ります。

環境基本条例についてであります。

これには、少し前置きをしておきたいことがありまして、私が求めるものは審議会の未設置と、設置すべきと、審議会をということなんですけれども、これは既に町長も本年度中にやると、その実施を固めているということをお聞きしています。ただ、私は前議会で意見的、陳述的、そんなことでこのことに触れました。同時に、やはり公にはまだ設置をするというふうにはなっていませんので、これを機会に改めてこの環境基本条例について質問をしたいと思います。

現在の町の環境基本条例は、合併時に施行が始まったものであります。もう19年前です。それで、私は改めてこの条例策定の目的、その理念をちょっと読んでみたんですけれども、非常に丁寧というか詳細というか、かつ崇高な理念が掲げられていまして、屋久島の存在は地球と人類の至宝である、これ以上ない宝であるというふうに位置づけて、遺産登録のよって来たるゆえんになっているんだと。この条例の大切さをこの目的でうたっております。

具体的には、第５条の１項で環境の保全を図る施策についての基本指針の策定、それから第２項で各地域の適正な保全及び利用に資するための基本計画の策定というふうに位置づけられておりまして、ただこれらについては13条で設置が義務づけされている環境審議会の意見を聞くべきとなっているわけですね。

ですから、環境審議会は町が行うこの環境基本計画の遂行についてはしっかりとやっぱり審議をするということが、その答申を受けるということがあるんですけれども、この13条にうたわれている環境審議会が19年間ないという事実は明らかであります。そして、このこと自体がやはり基本計画に基づいて具体的なものがなされてきたのかどうか、今そのことは問いませんけれども、いずれにせよ大事な魂の部分がこれまでなかったということは、これは私は歴代の町長だけでなくて議会のチェックの甘さというのもしっかりと受け止めなければならないというふうに思うんですけれども、まさにこの仏作って魂入れずのこの状態、この環境基本計画、条例、これをやっぱりしっかりとしたものにするためには設置の必要だということで、改めて町長、見解とともに決意を。意思を示してください。

○町長（荒木耕治）

見解というより、これどうしても作らなきゃいけないということですから、今年度中に委員の人選、それをやって作りたいと。

○１２番（渡邉博之）

これはちゃんとした条例になるということの確信が得られましたので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、もう一つ条例の問題です。犯罪被害者に対する支援に関する条例というのが地方あるんですけれども、その前にまず町内にそれに該当するような方の訴えが町に来ている。その可能性のある方が来ているということの確認をまずしたいと思うんですけれども、大丈夫でしょうか。どなたかな。担当課でも結構ですけれども、町内にいらっしゃるという確認はできますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

後もって御質問に回答しますが、今条例の制定案の検討中でありまして、その中でそういう方からの要望もあるということは、係のほうから報告を受けております。

○１２番（渡邉博之）

初耳だったんですけれども、検討をしているということですね。制定をする方向でやっていると。分かりました。それは大変うれしい話で。

この問題もついでですから少し皆さんにも知っていただきたいんですけれども、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者の支援に関する法律。この第19条には、「市町村長は公安委員会または犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者またはその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる」というふうに規定をされていますね。これは、昭和55年ってかなり前の話になります。そうすると、県も市も今はあるんですけれども、鹿児島県は令和３年にこの条例を作っているんですね。国の55年発布になってから何年後か分かりませんけど、そんなに時はたたずにやっていると。鹿児島市も、令和６年にやっています。

このように、国に準じて市は少なくとも県内では鹿児島市は自治体の一つとしてやっているということが明らかになっています。結構詳しいというか、細部にわたっての条例で、これ作るのは本当に大変だなというふうに私自身もこれを読みながら思ったんですけれども、ただやっぱりこれを作らなければならないということだけははっきりして言えるというふうに思います。やっぱりそもそも、ここに書いて今紹介しましたように、窓口がないということになるわけですね。ここに住んでいる方々がそういう犯罪に遭われて、じゃあここにはないから鹿児島市に行ってそういう証明をしてもらおうってできないわけですから、どうしても必要な条例だということが共通の認識として持っていただきたいというふうに思います。

やるということでしたので、これ以上ごたごた言う必要はないなというふうに思います。ちなみにいつ頃できるか。もう課長、何か用意してきてます。文章用意してきてます。じゃあ、それ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

条例のほうは、昨年度から担当と協議はしております。今鹿児島県の状況を見ますと、

先ほど渡邉議員からありましたように、制定済みのところが鹿児島市、錦江町、和泊町、与論町、こちらのほうが見舞金等の給付つき条例となっております。あと、制定済みで給付金等のなしのところが徳之島町、天城町、伊仙町の３町であります。ですので、給付金のところが県内で9.3%、給付金なしが７%、残りの36市町村、83.7%がまだ条例の未設定の状況となっております。

今、令和７年度も屋久島警察署が事務局で被害者支援ネットワーク屋久島総会というのを開かれながら各担当がどのようなことが対応できるのかという分の協議等もさせていただいております。ですので、子育て支援だったり、あと小中学生の場合だと教育委員会、高校生の場合だと屋久島高校、あと福祉、各地区、戸籍等のそういう証明等については町民課という形の中で役割分担をしながら、ある程度の条例の骨子案はできつつあるんですが、じゃあ総括的な事務の実務をどこが担うかというところのまた協議が具体的になされておりませんので、今たたき台が出来上がっておりますので、これを基に実務をどういう形でどこがするのかというのを今協議を進めているところであります。

○１２番（渡邉博之）

現実にそういう方が町内にいて、やはり犯罪者というのは規程があって身内は該当しない。やっぱり全く赤の他人が何の根拠もなく切りつけられたりとかそういう人が対象になっているというのが分かっていますし、それから二次被害というのがあって、例えばそういう被害を受けた被害者あるいはその家族もあると思うんですけれども、配慮に欠ける言動、周辺の。それからインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、こういう犯罪を受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の起損、私生活の平穏の侵害、大変な人は人生まで狂わせてしまいます。

そういう何とも言えないような被害者の皆さんがやっぱりいるんだということを知っていただいて、そこに寄り添う形での内容を作り上げていくと。そうすることによって、安心と言いますか、地域に安心が一つ増えるわけで、そのような観点からぜひ検討を加えていただきたいと思います。

先ほどはあまり、私はいつ頃になるかということだったんですが、いつ頃はできませんか、本年度いっぱいとかその辺が示せたらお願いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

具体的な実務の詰めがまだできておりませんので、今年度中に準備ができまして、来年の３月の議会に上程ができればという形で進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（石田尾茂樹）

大丈夫ですよ。まだ時間あります。

○１２番（渡邉博之）

それでは、次に、観光の問題でちょっと質問をさせていただきます。

私、今度観光推進委員の議会の代表の１人として、前任と言いますか、前に手を挙げた人がいるにもかかわらず、手を挙げてしまって大変申し訳ない思いをしているんですけれども、でもその分しっかりと頑張りたいと思って今気合を入れ始めているところであります。

そこで、早速ですけれども、町長にまず基本的な立場についての質問を受けたいと思います。観光振興のために具体的な施策が始まるわけですけれども、私はやはりめり張りのある選択と言いますか、そういうことが必要なんじゃないかなと。第１次計画の中であれこれ多分やってきたと思うんですけれども、その中で効果を示したもの、あるいは効果がほとんど見られなかったもの、この区別をやっぱりしっかりすることが観光の中身を充実するとともにコスト的にも助かるといいますか、節税になると。ほかに回せると。そんな余裕のある姿勢が大事かなというふうに思っているんですけれども。

ですから、一つ一つの政策をやっぱりしっかりと検討しながら、実効性、実績も見ながらやっていくというこの姿勢は大事だと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治）

第２次観光基本計画は、町民並びに事業者アンケートの結果を踏まえ、観光協会を始め、関係団体等の代表者並びに公募委員で構成する委員会で協議を重ねていただき、令和８年３月に策定をしたところであります。

計画では、町の観光のポイントとして自然環境の保全と活用並びに安全性の確保、利便性の高い観光地域づくり、観光客数の適正化、観光消費額の向上、島内体制の構築の５つを挙げ、基本理念として世界自然遺産、屋久島の価値創造、将来像として、町に関わる全ての人で作りあげる世界に誇る再生型観光まちづくりを掲げ、これらを実現するための施策として持続可能な観光地づくりのための自然資源の保全と再生、リピーターを増やすための関係人口創出の取組、デジタル技術を活用した両方提供体制の確立やデータ活用並びにキャッシュレス化の推進などに取り組んでまいります。計画では、目標達成に向けたロードマップとして取り組むべき事業を挙げており、必要な事業をできることから取り組んでまいります。

議員御質問の実績を確認していく姿勢として、関係者で構成する屋久島町観光推進会議を開催し、施策の進捗状況の確認・評価を行うほか、状況に応じ、計画の見直しを柔軟に行い、観光業務計画の確実な実施に向けた循環の仕組みを構築し、計画の目標達成につなげてまいります。

○１２番（渡邉博之）

今、計画推進に向かう町長の姿勢、お聞きしました。関係人口という言葉がありました。先ほどの同僚議員の質問の中にも出てきましたけれども、私も、この関係人口とい

う見方というのは非常に大事だなと。

以前担当課長にあるグループの説明をしていただいてその重要性というのをすごく感じたんですけれども、ただ今日聞いた既定では定義づけは人材確保だとか移住だとか、こういうふうに限るよみたいな捉え方をしたんですけれども、私はもっと幅広く、それこそ屋久島に関心を持ってもらう人をいっぱい広げること、重層化していくことが、どんな分野でもやがてはその中からさらに関心を深めて屋久島へ移住する、あるいは人材として有益な立場の人になっていくというふうに解釈をしているんですけれども、その辺は少し置いて。それは私の解釈として。

次に質問するまさにドローンはそのことの立場に立ってのものなんですけれども。ドローンです。ただ、今残念ながらドローンは戦争のそれこそ兵器になってしまって殺人兵器になってしまっているんですけれども、でもこれは本来のものじゃないというふうに思います。戦争がなくなればドローンもそんな使われ方しないわけですから、私はやっぱり一日も早く平和が訪れることをここでも求めておきたいと思います。

その上で、この前はし尿の運び出しを実証実験をしたということをお聞きしました。私が取材をしたときには、課長は福祉・観光・人命救助・未知の世界の探索などその貢献と活躍とは期待ができるということをおっしゃってました。それから、もっと色々まだクリアすべき課題もあるけれども、安全面や時間の短縮、将来の労力不足などを考えると極めて有効な手段になるというふうにドローンを評価しております。

そこで、私このドローンの、政府も本当にドローンを多彩に活用されているんですよね、色んな面で。そして、それがコスト削減だとか労力不足だとかということに役立っているということの説明がいっぱいあります。

ただ、その中でもやっぱり観光に力を入れてこのドローンを活用してやっているところが、例えば東京あきる野市だそうです。観光分野において、ドローンで空撮映像を撮影し、あきる野市を紹介するコンテンツを数多く作っている。そして、それを発信しているということです。こうした取組の結果、あきる野市に興味を持つ人が増えたりするなどの効果があったというドローンの効果、活用の効果が記されています。

それから、観光で言いますと大分県です。大分県がドローン協議会を立ち上げて、セミナーの開催やドローン関連の開発サポートを行うなど力を入れていると。そして観光スポットをドローンなどで撮影して、海外向け観光ＰＲ映画、Ｗｅｌｃｏｍｅ　Ｏｉｔａ　Ｗｏｎｄｅｒｓを作り、ユーチューブなどで紹介をしている。ドローンで撮影した写真や各エリアの祭り、風景とともに16種類のポストカードデザインも制作している。ちょっとこの辺は分かりませんけれども、こういうふうに多彩にやっぱりドローンを活用した観光面で利用しているということであります。

そして、千葉県ではドローンの操縦・撮影・診断まで全てを職員が頑張っているとい

うのもあります。

実は、こういうことから私はドローンを活用して色んなイベントがあるわけですから、そういうもの、あるいは風景にしても人の目線でぐらいしか見られていないわけですね。これやっぱり空撮でやるということによって、その魅力もまた出てくるかもしれない。問題は、そういう屋久島の情報を入れたものを、どんどん職員が発信をしていくと。ここが非常に魅力的だし、関係人口を増やしていく大きな力を発揮することになるんじゃないかというふうに思うんですが、私の提案を町長どう受け止められましたか。

○町長（荒木耕治）

ドローンを活用した観光振興策としては、これまで本町が作成した動画は、ドローンを効果的に活用し、魅力的で迫力ある映像を国内外問わず魅力を発信しています。観光振興にドローンを活用することで、空や海など人では見ることができない視点で観光地の新たな魅力を引き出し、旅行者へ訴求する本町の新たな魅力創出が期待されます。

その他のドローンの活用として、さきに実証実験を行った山岳部のし尿搬出など、観光振興だけではなく地域課題の解決にも可能性があると考えております。

活用を進めるに当たり、国有林や国立公園が町の大部分を占める本町では土地所有者である林野庁や許認可を担当する環境省と動植物の保全や観光客の安全確保の観点から飛行条件などについて検討が必要であるため、課題を整理をし、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○１２番（渡邉博之）

町長が意欲を示されました。私も推進委員会いつあるのか分かりませんけれども、そういう中でも含めて、屋久島町の観光振興というのはあれなんですけれども、やっぱり観光が重要な産業であることは間違いないので、そういう点ではしっかりと頑張って一員としてもいきたいというふうに思っております。この質問は、これで終わります。ありがとうございました。

最後になりました。もう一つです。次の提案は寝ないで考えた、寝られない日もあったぐらい。実は、子供の学習の場としての屋久島を生かすと。そのことでの言わば提案であります。

基本計画の中にも教育旅行や企業研修旅行、国際会議とありますけれども、教育旅行、修学旅行というふうに私は一番大きいのは。人数も多いし、そういう意味では学習の場として修学旅行の誘致を一生懸命やるということは大いに賛成でありますし、この努力はやっぱり続けなければいけないと思いますが、ただ少し社会教育、修学旅行の少し裏事情といいますか、状況というのを詳しい人にちょっと聞いてみたんですね。そうしたら、中学校は平和教育を主とした修学旅行だと。そうするともう長崎・広島、あるいはこの前事故がありましたけれども、残念な出来事がありましたけれども、沖縄というふ

うな選択がなってしまうということなんですね。

ですから、鹿児島で周辺で考えてみても、長崎へ行って、それから戻ってきている離島の屋久島にという日程というのはなかなか短い中で組めないというのがよく分かりました。

それと、もう一つは小学校ですけれども、小学校は鹿児島県の場合は熊本県、お隣が主流なんだそうです。そういう流れがもう形作られている。ある意味鹿児島県から屋久島に修学旅行に来るというのは望み薄と捉えていいんじゃないかというふうに思うんですね。全国で見ても、やはりかなり修学旅行という行動というのは少ないのかなというふうに私は思ったんです。町長が思ったんじゃない。私は思ったんですけれども。

そうした時にじゃあそれに代わる何か考えようじゃないかというふうに思ったのが、この子供の教育の場としての家族で楽しむ屋久島の場所、あるいはグループで、あるいは小グループで、そして週末、連休、長期休み、こういうものを利用したそういうメニューを作ってあげたらもっと学習の場としての屋久島のこの意義といいますか、そういうものが大きくなってくる、広まるんじゃないかというふうに思ったんですね。

色んなメニューがありますよ。２泊３日最低だったらそれは場所を選択したり学習の場を選択して組めばいいわけですし、３泊４日ではそれなりのものを作ればいい。そして、行政やそれから関係者の皆さんの支援も含め、協力も含めて本当に温かく育てていったら、私は小さい数ながらもかなり大きな業績を得るんじゃないかと、こういうふうに考えた次第であります。町長、笑わないでくださいね。本当に私、これ考えたら一晩眠れなかったんです。一生懸命考えて。ただ、現実的ではないかなというふうな自信もあるんですけれども、いかがでしょうか。評価をお願いしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

子供の学習の場としては最適なところだというふうに思っています。私の若い頃なんかは、オープンフィールドミュージアムという屋久島全体が学習をする場というのを、旧町自体にはそういうことで議会でも色々やってたような記憶もあります。ですから、今子供の学習の場として、本町の稀有な支援環境を学び場として活用することが議員の念頭にあると推察をします。

今、私どもの島は世界自然遺産、縄文杉、白谷、ヤクスギランド、太鼓岩、そういうところで観光というのをやってきています。実は、私は何で今職員にもずっと言って、今ようやくですけど、何で３冠の島って言わないのかって。ユネスコ３冠の島って。日本には一つしかないんですよ、どこに行っても。文化遺産でも農業遺産でも自然遺産でも。うちは、エコパークも持ってればラムサールも持ってる。４つの冠の中の３つを持ってる島なんですよ。

これは、縄文杉なんかより以上に広告になるんじゃないのかって。世界の子供たちを

と私は言うんですけど、日本の例えば子供たちを一遍はそういう３冠の島に足を踏み入れて、そこで五感で体感をすることが人間教育にいかに大切かということを今自然遺産の５地域の小笠原とか知床とか白上とかそういう人たちと今そういう話を。

国に、例えば青少年の船みたいな船でその自然遺産の５地域を、例えば修学旅行でもいいですよ。そういうふうにして日本の子供たちを五感で感じるような体験をさせたいなというのがありますよ。

今は、この間テレビを見とったら、体力とか今このパソコンとかそういう視力が落ちるとか、そういう一方ではすごくいいところもあるけれども、まだそれ今の時代では反面外でも遊ばない、そういうので逆な面も出てきてるというのもありますから。ですから、今議員が言われるように今回の観光基本計画では本町に豊かな自然環境や学びの資源を生かし、教育や研修、交流の場として機能を強化をし、長期滞在や平準化、地域との関わりを生み出す新たな誘客スタイルの確立を図ることを取組に掲げています。

屋久島は、世界自然遺産、ユネスコエコパーク、ラムサール条約登録湿地など自然環境や生物・植物を始め、多様な生態系を学ぶには最適な場所であり、また先人たちが積み重ねてきた自然環境の保全と利活用の活動などを知るとともに、海岸清掃や登山道の道直しに参加をしていただくことで、自然との関わり方についても学ぶことができる環境学習に最適の場と考えます。

さらに、口永良部島はユネスコエコパーク管理運営計画の中で学びの島・学生の島とうたい、全域国立公園で火山島である稀有な島の環境を生かした自然と人の共生を学ぶことができると考えます。本町での豊かな学習機会を周知することで、交流人口の増加、関係人口へと発展できると期待をしているところでございます。

○１２番（渡邉博之）

今、町長の答弁は、ある意味解釈するとまだまだだと、伸び代があるというふうにとらえておきたいと思います。

一つ私は、色んな地域で例えば人口が増えるとか、農業がなくなる、壊滅する、そういうものが防がれたとかそういう事例が全国にありますね。厳しい過疎という振興の中で、そういうところの特徴というのはやっぱりある意味一点集中型で、このことに力を入れてこれで増やしていくんだと、発展させていくんだと、あるいは持ちこたえるんだというものはあるんですよね。

ですから、私はやっぱり屋久島ならではのもの、周辺から見てこれは屋久島には敵わんというようなものというのを作り出していく。そのことが今一番大事なのかなと。それは、観光面でも言えるし、色んなところでも言えるわけですね。あれこれとばあっとやる政治じゃなくて何かと、何だという政治をぜひ力を入れていっていただけたら、私は屋久島の未来はそんなに暗くはないというふうに思っている１人であります。

そのこと申し上げまして、今日は答弁ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月10日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　４時２１分

令和８年第２回屋久島町議会定例会

第　　３　　日

令和８年６月10日

令和８年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第３号）

令和８年６月10日（水曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
２番　寺田久志	１．これからの屋久島の漁業について	
	・令和８年度から屋久島漁業協同組合も組織の統合により鹿児島県に一本化され、今後、どのような事業展開がなされるのか期待しているところですが、「屋久島町の漁業」をどのように考えているか。	町　　長
	・漁獲高及び漁師の数が減ってきている状況で、対策はどのように考えているか。	町　　長
	２．屋久島町が管理する道路の補修を含めた管理状況について	
	・近年の気象状況は、線状降水帯による集中豪雨が頻繁に発生している。この気象に耐えうる生活用道路や、農道並びに林道をどの補修・管理についてどのような計画を立てているのか。	町　　長
	・令和８年度の予算は5,000千円と、少額に思えるが対応可能なのか。	町　　長
	３．屋久島町の働き方改革について	
	・令和元年の労働基準法改正に伴い、いわゆる「働き方改革」の推進が強くなってきており、各企業が取り組んでいるところです。これまで、屋久島町はどのような取組を実施してきたのか。	町　　長
	・令和８年度からＤＸ化のＰＴ（プロジェクトチーム）が発足することとなっているが、事務の効率化による働き方の改革も含めて検討しては。また、勤務時間帯についても職員のニーズに寄り添ったパターンを取り入れてはどうか。	町　　長

８番　渡邊千護	１．Ｐａｙどんを活用した重点支援地方交付金について	
	(1) 今回の実施状況について、6,000万円のうちどれくらいの金額がプレミアムポイントとして販売されたのか。全購入者の人数と金額に加えて、地域別（屋久島町とそれ以外の自治体）の人数と金額は。	町　　長
	(2) 町外に販売したプレミアムポイントは、町内の一般消費者に対する支援になっていないが、その点について町としての見解は。町内だけにポイントを販売すれば、消費者と事業者の両方の支援になったわけだが、なぜ町外にポイントを販売する必要があったのか。	町　　長
	(3) 国からの交付金は残り7,500万円だと聞いているが、今後の支援方法は。多くの町民からは、全町民に現金を平等に配布してほしいという声が上がっている。具体的にどのような方法を考えているのか。	町　　長
	２．旧ごみ処理場から排出された炭化物について	
	(1) 宮之浦の旧病院跡と尾之間の旧ごみ処理場に保管されている炭化物について、今年度中に約3,300万円の予算で町外へ搬出する予定だが、具体的な方法や予定などの詳細は。	町　　長
	(2) 約20年間にたまった炭化物は、当初は燃料として販売する予定だったと聞いているが、なぜこれほど大量に残ってしまったのか。	町　　長
	(3) 当初は循環型のごみ処理施設として導入されたわけだが、炭化物が販売できなかったということは、施設そのものに不良があったということになる。その点について、町は調査と検証を行っているのか。	町　　長
７番　大角利成	１．尾之間の果樹試験園跡地及び麦生の営農支援センター周辺の土地・施設の利活用について	

	(1) 土地等利活用の現況をどう捉えているか。	町　　長
	(2) 栽培試験結果は、どのようにして町民へ情報提供しているか。	町　　長
	(3) 地域おこし協力隊による土地等の活用と栽培試験等行う考えはないか。	町　　長
	(4) Ｉターン者等新規就農希望者の体験農場としての活用はどうか。	町　　長
	２．認定こども園児の給食費無償化について	
	(1) 子育て支援対策として、早期に実施する考えはないか。	町　　長
	３．消防水利表示板の設置について	
	(1) 防火水槽表示板設置状況調査の結果はどうであったか。（分団毎で可）	町　　長
	(2) 令和６年度・７年度の設置実績と今後の計画は。	町　　長
１番　天辰絵美子	１．避難行動要支援者登録状況について	
	(1) 避難行動要支援者登録状況について、現状を伺う。	町　　長
	２．空き家バンクの進捗状況について	
	(1) 全集落空き家バンク登録説明会開催後、目標に対しどのように進捗しているのか伺う。	町　　長
	３．ゆのこの湯について	
	(1) ゆのこの湯について今後の方向性を伺う。	町　　長
	４．町道小瀬田第１号幹線の離合困難について	
	(1) 町道小瀬田第１号幹線において大型車の通行時に離合困難事例があり町の見解を伺う。	町　　長
	５．高齢者のフレイル予防について	
	(1) 高齢者のフレイル予防について、町の施策活動内容・今後の予定を伺う。	町　　長
	(2) 現在ある高齢者サロンなどの活用や展開方法を伺う。	町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	天辰　絵美子	２番	寺田　久志
３番	渡邉　浩	４番	内田　正喜
５番	中馬　慎一郎	６番	相良　健一郎
７番	大角　利成	８番	渡邊　千護
９番	榎　光徳	１０番	高橋　義友
１１番	日髙　好作	１２番	渡邉　博之
１３番	小脇　淳智郎	１４番	石田尾　茂樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中村　一久	議事調査係長	岩川　さほり
議事調査係	若松　直樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町長	荒木　耕治	教育長	石田尾　行徳
副町長	岩川　茂隆	会計課長 兼会計管理者	日髙　雅和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角　謙二	政策推進課長	木原　幸治
観光まちづくり課長	有馬　照幸	町民課長 兼地域住民課長	若松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	田中　啓拡	健康長寿課長	泊　裕一郎
生活環境課長	泊　竜二	産業振興課長	松田　賢一
建設課長	内田　剛	電気課長	佐々木　修
教育総務課長	泊　光秀	社会教育課長	川﨑　勝也
監査委員事務局長	中村　一久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、２番、寺田久志議員に発言を許可します。

○２番（寺田久志）

皆さん、おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先月５月14日の日ですけれども、県内の新人の議員を対象に新人の研修が行われました。この研修では、議員が地方自治における議員の立場、そして議員の役職、そして議会の役割というのを一生懸命講義をしていただき、しっかりと学ぶことができました。それと同時に、昨年12月の議会で町長から、議員の先輩として、初心を忘れずに頑張ってくださいということを言われたことを肝に銘じて、まして、研修で学んだことをしっかりと基礎として、改めて気を引き締めて一般質問に入らせていただきます。

まず、第１点目ですけれども、これからの屋久島の漁業について質問をさせていただきます。

令和８年度から、屋久島漁業協同組合も組織の統合により、鹿児島県に一本化されました。今後、どのような事業展開がなされるのか期待しているところですが、その中でも、屋久島町の漁業をどのように考えているのか伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。寺田久志議員の質問にお答えします。

議員から御提示をいただきましたとおり、本年４月１日に県内29の漁協が統合をして、鹿児島県漁業協同組合、ＪＦ鹿児島が新たに発足し、本町の漁協につきましても、屋久島支所へと移行をされたところでございます。

この組織の統合一本化により、県規模での一括購入により、燃油や資材等の共同購買

力の強化、さらには一元的な販売、仕入れルートの集約に伴う流通の効率化が期待され、私も今後の力強い事業展開と漁業経営基盤の強化に大いなる期待を寄せているところであります。

これを踏まえ、町として、屋久島町の漁業についてどのように考えるかという今後の在り方について申し上げます。

本町においては、水産業は地域の生活を支える１次産業としての役割はもとより、世界自然遺産である屋久島の豊かな自然の恵みを島内外へ発信する地域の誇るべき基幹産業の一つであると認識しております。一方で、地球温暖化や海流パターンの大きな変化、高齢化による漁業者数の減少、トビウオ漁の深刻な不良など、現在、極めて厳しい転換期を迎えております。

このような状況下において、町といたしましては、今後の屋久島の漁業を持続可能で、次代を担う若い世代が誇りを持って稼げる魅力ある自立的な産業へと進化させていかなければならないと考えております。単に過去の規模の維持を追うのではなく、少ない漁獲量であっても、漁業者の手取りを最大化できる仕組みの転換こそが、これからの屋久島の漁業が目指すべき姿であると考えております。

○２番（寺田久志）

私も、本当に組織の一本化による色んなスケールメリットというものが今後生まれてくるんだということで、非常に期待をしているところなんですけれども、今、町長の答弁の中で、少ない漁獲量でも所得の向上ということでいったときに、今後、どのような事業展開というものが考えているのかっていうのが、考えがもしあればお伺いをさせていただきたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

少ない漁獲量であっても、高品質な魚、魚価を目指していくということで、今後、考えられることとしては、例えば、首折れサバというのは、年中供給できる体制ではございませんので、例えば、蓄養であったり、また養殖、そういったものも含めて関係機関と検討をしていく時期に来ているのではないかというふうに考えております。

○２番（寺田久志）

首折れサバの例がありましたが、私も一湊出身ですので、やはり希少価値というか、価値を高めていく動きというのが、やはり必要なんではないかなというふうに考えています。そうでないと、少なくなってきている漁獲高で所得を上げるということは、なかなか現実的に考えても厳しいということで、そういった意味で、一本化された組織の流通のメリット、そういったものもしっかりと生かして、今後、事業展開をやっぱりしていく必要があるというふうに考えていますが、その点についてはどうでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

今おっしゃるとおり、組織の一本化によって非常に期待するべきところが多いですので、また、漁協とも意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

○２番（寺田久志）

今後の事業展開に非常に期待をしています。

次の質問に入りたいと思います。現在、漁獲高、そして、それに伴いまして漁師の数が大分減少している状況にあります。これについて、今後、どのような対策を考えているのか伺います。

○町長（荒木耕治）

漁獲高及び漁師の減少に対する町の考え方としてお答えします。

漁業の担い手を増やし定着させていくため、町では、新規漁業就業者支援の補助を行っており、国や県、水産振興会でも様々な支援制度が実施されております。しかし、新規参入時の支援だけでなく、魚価が安定して向上し、持続的な漁業所得がある程度見込める環境が確立されていなければ、持続的な漁業者の増加はあり得ないと考えており、本町における過去10年の漁業生産の現状を見ますと、総生産量は、平成28年の約686トンから令和７年には約211トンへと約７割近く減少する深刻な局面に直面しております。しかし、その一方で、漁獲高である総生産額は３億8,000万円から３億4,000万円へと１割強の緩やかな減少にとどまっているのが実態であります。

これは、トビウオの漁獲量の減少は進む中で、モジャコや一本釣りの高級底魚など、１kg当たりの取引価格が比較的高い漁種への移行が進み、結果として、全体の平均単価が約2.9倍に上昇したことが主な要因と考えられます。

このような漁業構造の変化を踏まえ、町では、島内消費の推進とコスト削減による漁業所得への向上、魚が豊かに育つ海づくり、そして、新規漁業者への支援と自立経営への多角的なサポートを大局的な柱として、実効性のある対策を推進していく必要があるというふうに考えております。

○２番（寺田久志）

これから、先ほど答弁にもございましたが、島内の消費というところでちょっと観点を持って質問したいと思うんですが、観光客が多く当然のことながら来島される、自然豊かな観光というのも、一つ大きな目的ではあると思うんですけれど、それと食という観点でいっても、やはり屋久島の地の物を食べたいということで、これから屋久島空港の滑走路延伸に伴って、ホテル業が出てくるということも見込むと、観光客の増というのは見込まれるんではないかということがありますが、その中で需要という意味では高まってくる要素はあるんですけれど、供給という側に立ったときに、今、非常に町長が答弁されたように数が減ってきている、量も減ってきているけれども、売上高としては

そんなに下がっていないということは、先ほど言った一個一個の値段が高くなっているということもあると思うんですけれど、供給に対して、やはり量が増えてこないと、供給というのはなかなか難しいんだと思うんですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治）

サバに限って申し上げますと、サバは、今、釣れるときは釣れる、釣れないときは釣れないという波が激しいわけです。平均的に釣れないというのは、サメの害とイルカの害が多くて、要するにサバはいるんだけど、ここは10本ぐらい張り付けてありますけど、上がってくる間にもうほとんどサメとイルカに取られてしまうということで、やる気をなくすというのもありまして、一方では、そういうものを駆除していくということも考えていかなければいけないわけです。

だから、もう一方では、屋久サバというのは首折れサバ、人気商品で観光客にあります。現実的に島民の、私も屋久島で生まれて育って、子供の頃は朝からサバの刺身を食べた時代もあります。今、魚屋とか色々聞くと、今度はサバ離れをしているみたいなのがあって、結局、若い人たちはあんまりサバを食べないという一つの現象もあると。だから、今も漁師にしては１日20匹ぐらい、そういう制限をして魚屋に出しているという状況になるんじゃないですか。

だから釣れるときに釣る。先ほど課長のほうも言いましたように、チクハンといいますか、畜養といいますか、要するに、冬場は釣っても生きるんですけど、夏場は、海水温が上がるともう一日も生きないという現実的な問題もあって、それで、もう一つは、もう宮之浦で残念ながら、飲食店が今月でお店を閉めることになりましたけれども、そこでサバを色々年間通して食べさせて、色んなことでやっていたんですけれども、私たち個人は夏サバというのはほとんど食べないですよ。議員も多分そうだろうと思うんですけど。じゃあ旬のときっていうのがやっぱりサバにもありますから、そのときにもともとの島の人たちは食べている時代、そんなのがあって、今、通年でいくように、それは時代の流れですから、それはそれでいいというふうに思いますけど、今、サバもそうですし、トビウオにしても一時期は大量に捕れたものが、私が聞く範囲では、トビウオって簡単にいいますけど30種類ぐらいいるらしくて、約その半分ぐらいがこの近海で捕れていたということで、今、トビウオをあごから角トビって大きなやつまでを使ってやっていたんですけれども、これから先はそういうものをどうやってうまくマッチングさせていくというか、ホテルにしても、普通、今、宿で聞くと１日目はトビウオを出しますとか、連泊の場合は２日のうち１回はトビウオかサバをやっぱり地元のものを使ってやるというような、そういう形態もあるみたいですから、ホテル関係にしてもそういうふうに地元のものを使って、今、現在、サンカラホテルさんなんかっての、麦生とかあ

そこら辺の野菜とかも使って、地元のものを使ってやっているというそういうのもありますんで、そういうふうな形がいいのかなというふうに。

○２番（寺田久志）

一つは安定的に供給できる体制というのを、これから色々模索をしないといけないんだろうなと。そのためには、やはり色んな実証実験だったりとか、色んな大学との連携だったりとか、色んな企業との連携っていうのが実証するにはどうしても欠かせないんだと思いますので、そういったところの視点をちょっと置いて、安定的に供給できるっていう体制を、やっぱり屋久島だからできるブランド化というのもあると思いますので、そういったところを視点に置いてやっぱり取り組んでいく必要があるかなというふうに思っています。

もう一つ漁業について、今現在、組合員というのは、平成29年で正組合員が99名いました。それが令和８年度には65名ということで、これは必然的に漁師の数が減っているんだろうということも一つの要因ではあると思うんですが、やはり地球温暖化に伴って、やっぱり海流の変動だったり、あとは海水温の上昇も魚が捕れない、町長が先ほどサメやイルカの話もしましたが、実際にそれが漁場として非常に地域が変わってきているんじゃないかなということも、要因の一つではあると思うんですけれど、この漁業について、この環境に対して、今後、海の状態をどういうふうに変化させていくことが必要だと、色んな努力ができるんではないかっていう面もあると思うんですが、ここについて、もしお答えがありましたらお願いします。

○産業振興課長（松田賢一）

海洋生態系が温室効果ガスを吸収、固定するブルーカーボンの重要性が高まっている中、トビウオをはじめとする魚たちの良好な産卵場や生育の場となる藻場を再生、保全していくことが、資源を維持していく上で極めて重要と考えているところです。

町としましては、漁業者とも協力をし、ウニ等の食害生物の防除であったり、藻場の再生、保全対策等を進めることで、多くの魚類が豊かに生まれ、健やかに育つ環境を守り、次世代に引き継ぐ豊かな海づくりができるものと思っております。

○２番（寺田久志）

なかなか難しいことだとは承知をしていますが、これは環境にも当然影響されてくるところですけれども、やっぱり魚がいないことには魚は獲れないっていうことを考えると、そういった地道な作業っていうのも今後必要になってきますので、そこら辺はまた漁協とタイアップをして、色々町のほうでも支援をしていただければというふうに思います。

次に、もう一つ、新規の担い手の事業の支援を町のほうでしていると思いますが、具体的にはどのような支援をされているんでしょうか、お聞きします。

○産業振興課長（松田賢一）

現在、町のほうで取り組んでいるのが、漁業就業を目指す者が、漁業者の下で技術習得のための長期的な研修を実施する場合の生活費の補助としまして、月額５万円の12月、最長３年の生活支援を行っているところです。

もう一つが、その生活支援の補助金を受けた者が、実際、３年後に漁業就業者として独立する際に必要となる備品及び消耗品の購入等の補助としまして、独立支援100万円を上限に、２本の事業を行っているところです。

○２番（寺田久志）

これは町単独で行っているということでよろしいでしょうか。今、月々５万円と、これも非常に新規担い手として色々勉強していく方々にとっては、非常にありがたい補助制度だというふうに思っておりますが、ここへ来て、やっぱり物価の高騰等あります。やっぱり支援をしていくのの５万円という金額が妥当かどうかというのは、その人の生活によっても違うとは思いますが、もう少しこれを上げるということはできないんでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

確かに物価が高騰して、大変な状況であるということは承知しております。現在、受けている方とまた意見交換し、増額の必要があれば、また財政当局とも協議をしながら検討をしていきたいと考えております。

○２番（寺田久志）

引き続き関係者と協議をしていただいて、できるだけ引き上げる方向で検討を進めていただければと思います。ちょっと時間もあれですんで、次の質問に入ります。

次の質問ですが、屋久島町が管理する道路についてでございます。

道路の補修を含めた管理状況についてお伺いをしたいのですが、まず１つ目が、近年の気象状況、非常に線状降水帯による集中的な豪雨も含めて頻繁に発生しています。昨日、同僚議員からも、屋久島の雨の量は非常にほかと比べて桁違いに多いんだという情報もありましたけれども、やっぱりこの気象に耐え得る生活用道路、それから農道、林道の補修・管理については、今、町のほうとしてはどのような計画を立てていらっしゃいますか、お伺いします。

○町長（荒木耕治）

台風をはじめ激しい気象状況が発生した場合、天候の回復を待って災害調査を実施し、その後、復旧工事へ向けた対応を行っております。

災害復旧工事が国の補助に該当する、しないにかかわらず、それ相応の経費が見込まれるため、財政担当課との予算協議を経て補正予算を計上し、必要な工事を実施することになります。

また、道路施設における通常の補修等については、集落区長や住民から寄せられる整備要望に基づき、建設課土木係が緊急度や優先度を判断し、町内危険箇所整備工事や町内舗装補修工事等の事業により対応するほか、軽微の補修等については、道路作業員による対応や外注により、修繕工事で対応をしているところであります。

○２番（寺田久志）

道というのは、生活用の道路と併せて、やっぱり緊急時の避難道路というところも一つ大きな要因になってくると思っています。やはり現状、僕は林業にちょっと携わっているので、林道をずっと見ていくと、やっぱりちょっとした穴の空いたとか、クラックが入っているとかっていうところが結構多く見られるんですが、そこを大々的に補修をしてほしいっていうことではなくて、雨が降ったときに小さな穴ですとかクラックから、雨量によってはやっぱり崩壊をしていくということも考えられるわけです。そういったときに、やっぱり先ほど言った避難道路とかを優先的に補修をちょっとずつでもしていくと、大きな工事じゃなくてもいいと思うんですが、そういった軽微な補修ができるうちに、やっぱり補修ということはしっかりと行っていく必要があると思いますが、どうでしょう。

○建設課長（内田　剛）

御指摘のとおり、小さなすぐ対応できる部分から対応し、大雨等により被害が大きくなる前に、予防的に修繕するというのは行わなければいけないと思っております。

そういった部分的な御指摘は、また集落からもありますし、住民の方々から通報を受けたりしておりまして、その都度、早めの対応をしているところでございますけれども、漏れがないか、そういったところの点検もまた振り返って必要かと思っていますので、そのように対応していきたいと、今後もしたいと思っております。

○２番（寺田久志）

その都度、事前に対応していただけるようであれば、一方、予算を見てみますと、なかなかこれでできるのかなという予算額が積み上がっています。これで今現実の問題として、先ほど町長のほうからも補正で対応していくとかということの話がありましたが、やはりこれは何かが起きた後の補正予算なんだということが、当然、想定されるわけです。そうではなくて、これは当初の予算は決まったことですから、今頃申し上げることはありませんが、非常に少額ではないかというふうに思えるんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

当初予算段階においては、事業費の調整を行わざるを得ない状況もあります。道路施設の補修に係る要望等については、十分に対応できるとは言い切れませんが、現有予算を執行していく中で、不足が生じる場合や事業の追加を行う場合には、補正予算を計上

して対応することとしております。

なお、道路整備においても、最も経費がかかる橋梁の補修においては、施設の長寿命化の観点から、以前より補修対応の優先順位を選定しており、今年度においても、町道や林道の橋梁補修をそれ相応の事業費を投入して、測量設計や補修工事を行うことといたしております。

○２番（寺田久志）

財源でいうと、なかなか厳しいという状況も非常に分かります。これはあくまでも私の提案というかお願いというか、これは林道に限りなんですけれども、環境税という財源もあります。この補修に関していいますと、基金で積み立てている環境税を財源とすることも可能なのではないかというふうに私は考えています。

ここで申し上げたいのは、建設課だけの所管の問題ではなくて、やっぱり財源の確保という意味でいけば、環境税を所管している産業振興課とやっぱり情報を共有して、やっぱり縦割りっていう壁を取っ払って、連携を図っていきながら財源の確保をしていくということも一つ考えられるんではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

森林環境譲与税、年間3,200万円から300万円譲与されるわけですが、林道の補修等にも使えますので、そこはまた建設課と意見交換しながら執行をしていきたいと考えております。

○２番（寺田久志）

非常に財源も多くはないんでしょうけども、あると思いますから、そこら辺も含めて協議を行っていただきたいと思います。次の質問に入ります。

今現在、屋久島町の働き方改革についてでございますが、令和元年度に労働基準法が改正をされました。いわゆる、これは皆さん聞いたことがあると思いますが、働き方改革というものが全国的に推進をされているということで、屋久島町内においても、各企業が取り組んでいるところです。

これを踏まえまして、屋久島町はこれまでどのような取組をされていたのか、お伺いをします。

○町長（荒木耕治）

働き方改革は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革で、時間外労働の上限規則、年次有休休暇の確実な取得、フレックスタイム性の充実が盛り込まれています。

本町では、職員個々の勤怠状況と時間外労働の実態を把握するため、時間外入退帳簿に勤怠時間を記入させ、総務課において各課・各職員の時間数を集計し、基準として、

恒常的に45時間、もしくは100時間を超える職員に対して担当課長に通知し、職員との面談を行い、現状の事務内容や事務改善の課題の聞き取り、場合によっては、産業医との面談を促し、事務量の把握やメンタルヘルス対応を行ってきております。

また、有給休暇の取得についても、年５日以上の取得をするよう、特別休暇、夏季休暇と取得を職員へ通知する際に、併せて通知しているところであります。

本町としましては、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるような具体的な改革を行ってはおりませんが、毎年、職務意識調査を実施し、職員の業務内容についての感想や意見、労務管理等で気になる点、改善点の聞き取りを行い、働きやすい職場環境づくりに取り組んできているところであります。

○２番（寺田久志）

やはり働き方改革というのは、働いている方々からすると、やっぱりこれを守っていただきたいという主張がどの企業もある中で、屋久島町の職員の方々が島内の企業、団体のやっぱり見本にならないといけないんだと私は考えているんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

おっしゃるとおりだと思います。

○２番（寺田久志）

細かい話をさせていただきますが、今現在、屋久島町の出退勤、特に出勤は、今現在、どのように行っているんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

勤務時間の規定どおり、８時30分までに出勤するという形で行っているところです。

○２番（寺田久志）

出勤はタイムカードでしょうか、印鑑でしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

出勤につきましては、毎日、朝、出勤後に押印するようになっております。

○２番（寺田久志）

労働基準法を見ますと、印鑑が駄目だということは特に書いてありません。ただ、その代わり、勤務時間帯というのをしっかりと記録を取っておくことというふうになっていまして、やっぱり印鑑というのが、今、だんだん考え方としてなくなっていきつつある中で、やっぱり出勤簿については、せめてタイムカードを設置するとか、そういった取組っていうのはできないものでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

２点目の御質問でも出てくると思うんですけども、そういう形の中で、ＤＸの中で、その部分の導入の可否についても検討していくということにしております。

○２番（寺田久志）

ＤＸの話が出ましたので、次の質問に入りたいと思います。

令和８年度から、ＤＸ化のプロジェクトチームを発足するということになっておりますが、事務の効率化による働き方の改革も併せて、やっぱり今後検討していく必要があると思っています。

また、あと勤務時間帯についても、職員のニーズに寄り添ったパターンというのを取り入れてみてはどうでしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

すいません、傍聴者、帽子を取ってください。すいません。ありがとうございます。

○町長（荒木耕治）

人口減少や少子高齢化の進行により、行政運営には効率化と持続可能性がこれまで以上に求められております。

また、住民ニーズも多様化しており、限られた行政資源の中で、より質の高い行政サービスを提供していく必要があります。このような課題に対応するため、本町では、デジタル化そのものを目的とするのではなく、事務の効率化や業務改善を通じて働き方改革につなげることを目指し、令和８年度にプロジェクトチームを発足させ、取組を進めております。

具体的には、業務の現状把握と分析を行い、住民の利便性向上、職員の業務効率化、費用対効果などを総合的に踏まえながら、業務改革、改善の計画案を策定し実行してまいります。現在は、主に窓口業務や各種申請等の対応業務に関する現状把握を進めているところであり、今後も、働き方改革の視点を含めて、具体的な取組を進めてまいります。

また、勤務時間帯においても、議員御提案のように、職員のニーズに寄り添った柔軟な働き方は、今後、必要性が高まっていくものと認識しております。例えば、時差出勤など一定の柔軟性を持たせた勤務形態は、職員の働きやすさの向上につながる面があると考えております。

一方で、現状では職員数の減少に伴い、業務の兼務や応援体制が必要となる場合も想定されることから、勤務時間帯の多様化が、結果として他の職員の負担増につながる側面も懸念されます。そのため、こうした取組については、住民サービスに支障を生じさせないことを前提に、業務執行体制や職員配置との整合を図りながら、実情に即した形で対応していく必要があると考えております。

本町といたしましては、働き方改革の一環として、事務の効率化や業務改善を進める中で、勤務形態の在り方についても実態を踏まえながら整理し、職員にとっても住民にとっても、よりよい仕組みづくりにつなげてまいりたいというふうに思っております。

○２番（寺田久志）

今年度から発足したＤＸ化のプロジェクトチームですけど、今現在の進捗として、今、どのようなところまで進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

ＤＸのプロジェクトについての時系列な説明をさせていただきます。

令和７年の10月に、ＤＸプロジェクトチームの設置の提案を担当から受けております。それに基づきながらヒアリングを行い、令和７年12月に町長レクをしながら、取り組んでいいかという形の中で合意形成を取ったところであります。

令和８年１月にプロジェクトメンバーの内示を行って、その中でメンバーに大まかなスケジュール、内容等について説明をしております。

令和８年２月に第１回目のプロジェクトの会議をしまして、そこで町長からの訓示、プロジェクトの概要説明を行い、今、２月から先々月の５月まで、先行事例及び各種システム等の情報収集や業務改善用のシステムの構築のほか、そういう情報収集を行ってきているところです。

具体的には、６月から第２回のプロジェクトのメンバーによる４つのポイントでプロジェクトを進めるようにしております。まずは、オンライン申請の普及促進、来庁時の手続の時間、作業の軽減化、職員業務の簡素化、業務改善、４つ目が組織構成の検討資料の作成、情報収集という形で、年度内にここの部分４項目について具体的に取り組みながら、今後のそういう改善等の取組を深めていければと思っているところです。

○２番（寺田久志）

非常にこのプロジェクトチームには期待をしているところです。やはり事務の効率化によって、無駄ではないにしても、多少無駄な部分も省ける部分が、やっぱりこのＤＸ化によって、効率化によって出てくるんだという、その空き時間がやはり先ほど言ったニーズに応えていく時間帯にもなってくることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩　　午前１０時４４分

再開　　午前１１時００分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番、渡邊千護議員に発言を許可します。

○８番（渡邊千護）

皆さん、お疲れさまです。８番、渡邊千護です。質問に入る前に、今回通告しました１番のＰａｙどんを活用した重点支援地方交付金について、一部記載の誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

（１）の今回の実施状況について、6,000万円のうちどれぐらいの金額がプレミアムポイントとして販売されたのかの6,000万円が誤りで、実際は4,000万円に訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、１番目、Ｐａｙどんを活用した重点支援地方交付金について。

（１）今回の実施状況について、4,000万円のうちどれくらいの金額がプレミアムポイントとして販売されたのか。

あと、２番目の質問は、旧ごみ処理場から排出された炭化物について、これはかなり年数がたっていて、昔から問題になっている話ですが、いまだに根本的な解決がなされていないことを町民からしばしば聞いています。自分も正直、この未処理の炭化物について、再三町民から言われたことに対して、申し訳ないんですけれども、知識がないがゆえにきちんと対応してくれなかった、町民からの声も蓄積されているので、今回、自分もそれを把握するため、また、改善してもらうために通告させていただきました。

この２点を質問させていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邊千護議員の質問にお答えします。

Ｐａｙどんを活用した地域振興券発行事業につきましては、物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内業者の売上確保、地域内消費の喚起を目的として実施しているものであります。

本事業では、１口当たり1,000円の購入に対し400円分のプレミアムを付与し、1,400円分の地域振興券として、町内の参加店舗で利用できる仕組みとしております。発行総数は15万口、プレミアム分の総額は6,000万円であります。

販売状況につきましては、直近集計値としまして、５月25日現在、全体の購入者数は2,941人、販売口数は13万5,696口、購入者負担額は１億3,569万6,000円、プレミアム付与額は5,427万8,400円、地域振興券としての利用金額は１億8,997万4,400円となっております。

地域別の内訳につきましては、町民が2,453人、販売口数11万5,390口、購入者負担額１億1,539万円、プレミアム付与額は4,615万6,000円、利用可能額が１億6,154万6,000円であります。

一方、本町以外の自治体に住所を有する購入者につきましては、購入者数488人、販売口数２万306口、購入者負担額は2,030万6,000円、プレミアム総額812万2,400円、利用可能額は2,842万8,400円となっております。

○８番（渡邊千護）

すいません、数字がちょっとあんまり分かんなかったです。すいません。島外の人が購入者が488人で812万2,400円。今回、私、訂正して4,000万円と言ったんですが、実際6,000万円でよかったんですかね。じゃあ、逆に元に戻して訂正したいんですが、6,000万円で訂正をよろしくお願いいたします。

6,000万円のうち、実際、島外の人が買った金額をもう一度よろしいですか。

○産業振興課長（松田賢一）

プレミアム付与額6,000万円のうち、現在、町内、町民が4,615万6,000円、率にしまして85.03％、町外の方が812万2,400円、率にしまして14.97％となっております。

○８番（渡邊千護）

分かりました。まさかこんなに多くの島外の方が買っているとは思いませんでした。14.7％、かなりの率だと思います。

それで、もうそのまま２番目に入りますが、町外に販売したプレミアムポイントは、町内の一般消費者に対する支援になっていないが、その点について、町としての見解は。

町内だけにポイントを販売すれば、消費者、事業者、両方の支援になっているわけだが、なぜ、町外にポイントを販売する必要があったのかを問います。

○町長（荒木耕治）

町外の方が購入した地域振興券についての町の見解ですが、まず、本事業は、町外の方に積極的に販売することを目的として制度設計をしたものではございません。町としては、物価高騰の影響を受けている町民生活への支援と、町内事業者への支援を目的として事業を実施しているところであり、できるだけ多くの町民に利用していただくことを目指したものであります。

一方で、本事業を開始した時点においては、Ｐａｙどんのシステム上、購入者を町民のみに限定する機能が備わっておらず、住所地によって購入を制限することができない仕組みでありました。そのため、結果として、町外に住所を有する方による購入が一定数発生をしたものであり、町が町外販売を積極的に行ったものではありません。

また、現在は、システム改修により、地域住民限定での購入が可能となっていると伺っておりますが、本事業においては既に販売を開始し、制度運用が進行している事業であります。途中から購入対象者を町民に限定することについては、システム上対応できないことに加え、既に購入された方や参加店舗への周知内容との整合性など、制度運用上の混乱を招くおそれもあることから、途中での限定措置は極めて困難であると認識を

しております。

ただし、町外の方が購入した地域振興券につきましても、利用できる店舗は町内の参加店舗に限定されており、したがいまして、町外者購入分についても、その消費が町外へ流出するものではなく、町内店舗での消費として還元をされ、町内事業者の売上支援、地域経済の下支えにつながるものでもあります。

もちろん、町民の生活支援という観点からは、町外者購入分が町民に対する直接的な支援とはならない面があることは、町としても課題として受け止めております。今後、同様の事業を実施する場合には、今回の実施状況を検証し、町民への支援効果をより高める手法を検討してまいりたいと思っております。

○８番（渡邊千護）

最初でプレミアム商品券のＰａｙどんを使うときに、町外の島外の方が買える、買えないの精査はしなかったのかどうか、まず。

○産業振興課長（松田賢一）

鹿児島銀行さんと打合せをする際に、こちらからもそのような旨はお伝えしたんですけれども、その当時は、先ほど答弁でもありましたように、システム上難しいということでございました。

○８番（渡邊千護）

今回の重点支援交付金の目的というのは、本当に物価高で影響を受けている事業者、または生活者に支援するもので、もちろん屋久島の島民のために使うものだと私は思っているんですけども、お願いした、それが整っていなかった、その時点でやめるべきじゃないんですか。もう今はやっていますけれども、止めることはできないんですけれども、そういう話をしなかったのかどうか。

○産業振興課長（松田賢一）

お答えします。

町民生活の支援という観点からは、町外者購入分が町民への直接的な支援にならない面があることは、先ほど申し上げましたとおり、町としても課題として受け止めております。

一方で、本事業は、町民支援だけではなく、町内事業者への支援、町内消費の喚起を目的として実施しているものであります。町外の方が購入した場合であっても、その消費は町内事業者の売上げとして還元されます。したがって、町外購入分についても、町内事業者支援としての効果はあるものと考えております。

○８番（渡邊千護）

一定の事業者支援にはもちろんつながると思うんです。使えるのは屋久島ですから、ポイントを。ただ、町外の方が本当に食料の物価高に影響を受ける方たちなのか、屋久

島に来るとしたら、飛行機を使う、船を使う、屋久島に来なきゃいけないわけです。そして、屋久島の事業者のところでポイントを使っていただく。この交通費を支払ってまで購入する方が、本当に物価高の影響を受けている方たちだと思いますか。

○産業振興課長（松田賢一）

先ほどから申し上げておりますとおり、この事業の目的の一つとしては、町内の消費の喚起を目的としておりますので、その点を含めて事業を開始したところです。

○８番（渡邊千護）

町内の事業の地域活性化などもあって、経済を動かすことでやったとは思うんですけども、今回、私のほうにもかなりの苦情が来ています。ちょっと何点かを読み上げますけれども、まず、町民より、このＰａｙどん、プレミアム商品券を町民以外の方が購入できると聞いたが本当かというのが、まず１点来ています。あと、屋久島に住む町民のための支援ではないのか。なぜ屋久島に国から入ってきた交付金をなぜ島外の方に買わせるのか、町はどのように考えているのか。

また、今回、議員全員に対しても封筒が届いて、文書が来ました。この重点支援交付金の仕組みについて不満の文書でした。少し読み上げさせていただきますけれども、本事業は昨年末に国策として決められ、本町にも約２億1,000万円余りの交付金が配布されました。されども、本町の施策等はあまりに遅く不平等、無定見で町民に過度の負担を強いるものです。その結果は期待できず、さらに町民を差別し分断を招き、民主主義の原則に反し、基本的人権（平等、生存）を保障する憲法に反しますと。

１、不平等。キャッシュレスで地域を応援！プレミアム商品券、ポイントカード会普及支援事業の実施により、全町民１万1,000人余り、約3,000人の２万5,000円の受益者、約5,000人の5,000円受給者、3,000人の不受給者の不平等を生むと考察します。不受給者の大多数は社会的弱者、高齢者、未就学児、病人、経済困窮者で、本支援策で第一に救済される人たちです。

２つ目に無定見。本支援事業は、交付金の趣旨に鑑み、物価高高騰対策一点のみに迅速に施策すべきです。キャッシュレス、ポイントカード、子育て支援の施策は、ほかの財源での事業として実施すべきである。同時に実行することにより遅延を招き、町民に手続や預金等、過度の負担を強いています。

また、本交付金で前述の事業を実施することは、裁量権の拡大解釈で町民に不利益となります。本町の地理条件、社会構造を考察し、使用方法についても考慮すべき、その配慮が感じられないと。

本事業と同様のケースがたびたび起こると考えますが、支給方法を構築してほしいというふうに文書は各議員にも届いています。町長にも届いていますか。

○産業振興課長（松田賢一）

町にも届いております。

○８番（渡邊千護）

町長、今回の交付金の支援内容、支給方法についてどのような評価をされておりますか。

○町長（荒木耕治）

今、議員がるる申し上げるように、町にも色々と議会にも来ています。ですから、今回の部分は町内に限ってやるということが大原則だったというふうに思っております。ですから、その反省も踏まえて、次回から、近隣町村との整合性も取りながら、町民を中心にやっていきたいというふうに思っています。

○８番（渡邊千護）

そのようにしていただきたいと思います。

次、３番目に入ります。国からの交付金の残り、7,500万円だと聞いていますが、今後、支援方法は、多くの町民から全町民現金を平等に配布してほしいという声が上がっています。具体的にとありますけれども、総括質疑の中で、もう同僚議員が１人6,000円の現金給付をというふうにお聞きしましたので、これから6,000円現金給付が行われると思いますけれども、その時期はどのぐらいの時期を予定しているか教えてください。

○町長（荒木耕治）

給付の方法としましては、世帯ごとに指定口座に振り込むこととしており、給付の辞退及び指定口座の確認作業を行った上、早ければ９月末頃から、口座が確認できた方から順次振込をする予定であります。

○８番（渡邊千護）

もうこの6,000円をもらえるということで、町民の高齢者の方からとにかく喜んでいました。卵が２パック買えるとか、米が買えるとか、本当に年金をもらっている高齢者は、現金をもらったら助かるんです。できれば最初にしてほしかったなと思います。

ただ、今回、プレミアム商品券、ポイントカード、現金給付と３つありますけど、かなりの手数料、また事務経費がかかると思うんです。そこら辺は、どのくらいかかったか、今、答えられるか分かりませんが、どのくらいかかったか教えてください。

○産業振興課長（松田賢一）

すいません。今、手元に資料がないので、400万円から500万円ぐらいじゃなかったかなとは思うんですけど。

○８番（渡邊千護）

これからまた国としては、物価高騰がずっと続いているので、もしかしたらまた次の交付金が各自治体に下りていく可能性はないわけではないと思いますので、次は、町長はよく町民と対話は一丁目一番地と前から言っている言葉です。ぜひ町民と対話をして、

町民がどうしてほしいなっていうのを聞いていただきたいなというふうに思っております。

今回のことをきちんと検証して、また本当に必要なところに支援が行き届けるような、担当課以外の課でもみんなで課長と話し合って、どのようにしたら住民が喜ぶだろう、支援ができるだろうというそんな取組をしていただきたいと思います。

町長、町民との対話をいっぱいしてほしいなと思います。そこら辺、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

町民のほうを見て、物事は進めていきたいというふうに思っております。

○８番（渡邊千護）

それでは、この質問は終わりたいと思います。

次に、ごみ処理場から排出された炭化物について、宮之浦の旧病院跡と、尾之間の旧ごみ処理場に保管されている炭化物について、今年度中に約3,300万円の予算で町外へ搬出する予定だが、具体的な方法や予定などの詳細を教えてください。

○町長（荒木耕治）

炭化物の処分につきましては、議決いただいた予算に基づき、現在、具体的な処分方法等の検討及び契約事務の準備を進めているところであります。現時点では、処分を委託する業者の選定や契約締結には至っておらず、搬出方法や処分時期、処分費用などの詳細については、まだ未定であります。

一方で、保管中の炭化物につきましては、一部袋に劣化が見られることから、安全かつ適正な搬出を行うため、必要に応じてフレコンバックの詰め替え作業を実施することとしております。その上で、搬出可能な数量がまとまった段階で、島外への搬出及び処分を進める計画としております。

今後、処分業者の選定や契約内容が確定した段階で、具体的な処分方法やスケジュール等について整理し、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○８番（渡邊千護）

まだ準備中で、今から業者も選定していくということで、今、分かりました。

3,300万円、私、その現場を見てきましたけども、１階部分もそうだ、２階部分ですかね、３階部分もあって、３階部分はちょっと幅が狭くて、そこにもフレコンバックがずらっと並んであるんです。予算として、3,300万円で足りるかどうかっていうのはあるけれども、これから継続的に、まず、この予算がついたこと、私、すごくうれしくて、やっぱり町民から苦情もいっぱい来ているんです。景観もよくないし、これから予算を継続的につけていただけるのかも確認の上で、町長、どうでしょう。

○生活環境課長（泊　竜二）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度、まだ契約事務を執行しておりませんが、早急に手続を行いたいと思います。その中で、契約を締結することになりましたら、大体の処分費用が分かってくると思います。本年度、3,300万円計上させていただいておりますけれども、例えば、費用が見込めない場合については、補正予算で対応したり、また、新年度予算で計上したり、そういったものが契約後に大体見えてくると思いますので、その手続を行って、適切な処理を行っていきたいと考えております。

○８番（渡邊千護）

処理をしていくということで、今までは、炭化物で出すということで、業者がいれば出したいという話を、今までずっと聞いてきました。けど、今回に関しては、もう有価物としては取り扱わないでということで大丈夫ですか。

○生活環境課長（泊　竜二）

有価物としての販売は厳しいかなというふうに思っておりますので、炭化物の処理を進めていきたいと考えております。

○８番（渡邊千護）

次に入ります。約20年間たまった炭化物は、当初は燃料として販売する予定だったと聞いているが、なぜこのように大量にたまってしまったのかというのを。

○町長（荒木耕治）

主な要因としましては、炭化物の品質に問題があったためだと考えております。熱源として利用する予定でしたが、品質があまり良くなく、結果、大量に残る状態になりました。

炭化物は品質の均一性などが重要ですが、一般廃棄物以外の炭化物は品質が安定しにくく、利用先が限定されるため、利用先需要の確保が難しかったことも要因ではあります。

また、石炭代替燃料や土壌改良材などへの利用が考えられますが、離島の屋久島では輸送コストが高く、結果として販路が開拓されず、炭化物が残る事態となったと考えております。

○８番（渡邊千護）

品質が悪かった、輸送コストがかかるっていうのは分かるんですけども、ただ、この長い年月そのままにしていたことが問題で、そこをどうにかしようという話合いはなかったんですか。早く搬出しなきゃいけない、あんま残しちゃいけないという話合いは行われなかったのかどうか。

○生活環境課長（泊　竜二）

まず、このように大量に残った原因につきましては、今、町長が答弁したとおりでございます。

私どもといたしましては、まず、有価物としての排出を念頭に事務処理を進めておきました関係でなかなか相手先が見つからず、こういった状態に至ってしまいました。その後、もう有価物としての販売は厳しいということで、今年度、処分費用として3,300万円を計上させていただいているところであります。

○８番（渡邊千護）

私の記憶では、過去に産業厚生委員会の中でも、見積りをしっかり取って搬出していく方向だというのを、私の中で記憶、まだ議事録を見ていないんですけども、話があったと思うんですけれども、結局、搬出先が見つからなかったっていうのと、炭化物を受け入れるところがなかったということでよろしいですか。

○生活環境課長（泊　竜二）

その理解でよろしいかと思います。

○８番（渡邊千護）

私はやっぱりこの3,300万円を今回つけたことで前に進んでいくと思っておりますので、本当に私の中ではよかったなと思っています。

次、３番目に入ります。当初は、循環型のごみ処理施設として導入されたわけですけれども、炭化物が販売できないということは、施設そのものに不良があったということになる。その点について、町は調査と検証を行っているかどうか。

○町長（荒木耕治）

当該施設につきましては、当初、炭化炉でごみを炭化処理することにより、生成される炭化物が熱分解装置の熱源として有効利用する計画や循環資源として、幅広い用途を検討しております。しかしながら、運転を続ける中で、生成物の品質や安定した利用などの面で課題が生じ、当初想定していた形の再利用が十分図られない状況となりました。

そのため、町といたしましては、生成された炭化物を外部で有効利用する方策として、熱源等として利用を検討しておりましたが、実際に利用先の確保や需要とのマッチング、品質面でも求められる条件への対応、輸送コスト等、複数の要因が重なり、継続的な販売には至りませんでした。

町としても、施設運営の中で、そのジゼンごとに炭化物の性状確認や利用可能性の調査、関係事業者との協議等を行いながら対応を進めてまいりましたが、安定した販路確保が困難であったことから、結果として、販路の確立には至らなかったものであります。このため、単に設計や施工だけの問題として整理できるものではなく、炭化物の利用環境や流通条件なども含めた総合的な課題であったと認識しております。

○８番（渡邊千護）

炭化炉をほかの自治体もあまり導入していなかったというふうに聞いております。電気溶融炉も入れてしたということで、結局、品質が悪かったというか、うまく稼働しな

かったというのも聞いております。

こういうふうになってくると、長い年月がたつわけですが、本当であれば焼却炉をもっと早く造ってもよかったのかなと、これだけ炭化物が残ってしまった結果として。ただ、今後はもうあの炭化物をずっと放置するわけにはいきませんので、やっと前に進むわけですから、時間をかけてでも処理をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時３４分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番、大角利成議員に発言を許可します。

○７番（大角利成）

大角利成でございます。許可をいただきましたので、一般質問をいたします。しばらくお付き合いをお願いいたします。

今回の質問は、農業振興策について、子育て支援策について、安心・安全な住環境づくりについての大きく３点でございます。

それでは、通告に従って早速質問をいたします。

１点目の尾之間果樹試験園跡地及び麦生の営農支援センター周辺の土地・施設の利活用について質問をいたします。

本件については、以前にも質問をしておりますが、町長は双方の土地、ハウス、施設等の利活用の現状をどのように捉え、どのような考えをお持ちか、まずはお伺いいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

大角利成議員の質問にお答えします。

尾之間の果樹試験園につきましては、省力化と多収益を目指し、タンカンの低木密集型栽培の実証や半強勢台木のタンカンの安定した着果に向けた栽培、管理、試験を行っております。また、屋久島に適した新たな果樹品目の導入可能性を検討するため、鹿児島県が開発したかんきつの新品種ＫＣ―５や璃の香などのレモン類、フィンガーライムなどの栽培試験にも取り組んでいるところです。

これらの取組は、屋久島の果樹経営における作業性の向上、収量確保、新品目の可能性を検証するものであり、果樹振興に資する試験園として活用しているものと認識しております。

麦生の営農支援センターにつきましては、敷地内の硬質プラスチックハウスを活用し、令和４年度から島内農家向けにパッションフルーツ苗の生産を行っております。また、農業管理センターが米、苗の生産も行っております。

このように、尾之間の果樹試験園及び麦生の営農支援センターでは、それぞれの目的に応じて、果樹の栽培実証、苗の生産、営農支援等に活用しており、現時点においては活用が図られているものと考えております。

○７番（大角利成）

今、現状の報告、そして今後の考え方が示されたところですが、町長、令和５年の６月の定例会でしたか、私、一般質問をしたかと思うんですが、あれ以降、町長自身、何回ぐらい現地に足を運んだでしょうか。

○町長（荒木耕治）

２回ほど現地に行きました。

○７番（大角利成）

現状では、尾之間のほうはタンカンとかレモン類とか、試験栽培をされているということですが、前回も申し上げましたが、そのことが園を訪れた町民に分からない状況かなと、私自身はそう思っています。

前回、お願いしてから、質問してから、タンカンの面積も増えていると思うんですけれども、私は量を増やすばっかりじゃなくて、どっちかというと、町は果樹園を所有する必要はないと思っています。試験であればいいけど、果樹園として町が持つことについて、私はあまりよしとしない考えの一人です。

そして、前回からすると、タンカンの植栽が幾らか増えた状況、麦生については、今ありましたように、一部のハウスを使って、確かに１棟はパッションフルーツが今あります。１棟は苗木の試験が若干されているようですけれども、今、町長から答弁がありましたが、担当課長で結構です。麦生でのパッションフルーツの苗木の生産、今年でもいいんですが、昨年でもいいんですが、何本くらい生産して町民に提供しているんでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

パッションの苗につきましては、年間3,000本生産しております。

○７番（大角利成）

分かりました。

ところで、課長で結構です。私、以前も聞いたんですが、この尾之間の総面積、４ha

弱かというように私は記憶しているんですけれども、再確認でお尋ねします。相対の面積、そして、現在、試験木が植栽されている面積はどれほどでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

尾之間試験園の跡地の耕作できる面積が2.78ha、現在、植栽がされている面積が2.4haほどで、率にしまして86％程度の面積となっております。

○７番（大角利成）

８割程度の植栽がされているということですが、現実そうなんでしょう。私はそういうふうに捉えられないんですけど、植栽されている分もかなりあるというふうに私は捉えているんですが、そうなんでしょう。それはそれとして。

あともう一点、麦生の支援センターの裏のほう、ハウスがあります。そして一部、果樹等の植栽ができる状況下にあると思いますが、残っている面積、まだ植栽されていない、利活用されていない面積はどの程度なんでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

営農支援センターの裏につきましては、ビニールハウス、ぽん・たん館の裏の４棟を利活用して、その他は農地として現在のところ利用はしておりません。

○７番（大角利成）

私が知りたかったのは、あそこを造成したときの直接の係員もしましたから、思い出深い地でもあるんですが、ハウス以外の土地がかなり有効活用できるというふうに私は踏んでいまして、当時もそういうことであそこは整地をした経緯がある。だから、あそこが活用されていないから、どの程度面積があったかなと思って確認をしました。

ところで、町長、先ほど申し上げましたように、さきに私が一般質問をして、そのときに、先ほどの答弁にあったように、果樹では他の収穫と時期が重ならないようなレモン類とかダイダイとか、そういうのを試験栽培しているという答弁があったし、今、また新しいような情報も得ました。

そこでなんですが、当方で試験栽培をしている結果、これを今どのようにして町民、農家の方々に情報を提供しているんでしょうか。

○町長（荒木耕治）

栽培試験の状況につきましては、県屋久島事務所農林普及課と連携し、屋久島フルーツ情報により情報提供を行っているほか、新規就農トレーナー研修での現地研修での利活用や、各出荷団体における研修の場などにおいて、生産者等への情報共有を行っているところです。

一方で、町民の皆様に対して、試験の目的や栽培状況、成果、今後の可能性などをより分かりやすくお伝えしていくことも重要であると考えております。

今後は、町ホームページや広報誌、研修会等の活用も含め、町民の皆様にも届きやす

い情報発信の方法について検討してまいります。

○７番（大角利成）

フルーツ情報とか生産者団体のそういう会合等で報告しているということなんですが、分かっておれば担当課長にお尋ねします。フルーツ情報、町内で何部ぐらい、どれぐらいの農家に行き渡っているんでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

すみません、そこは把握しておりません。

○７番（大角利成）

私も細々ながら、７haぐらいの農地にタンカン栽培をしているんですが、私も生産者、一生産グループに入っています。なかなかそこで年に何回か会があるんですが、試験園での試験結果の情報というのはほぼ得ていませんし、私はこのフルーツ情報というのもなかなか手に入らないといいますか、ほぼ見ていません。ですから、そういうのをもう少しうまく活用して、そして試験をしている、そして農家の皆さんに、町民の皆さんに、農業に対する意欲、これを高める上でも、適宜やはり栽培試験の結果は流したほうがいいんじゃないかなと思って提案をしておるところ、検討していただきたいと思います。

そこでなんですが、今、試験中ということなんですけれども、果樹についてはなかなか結果が出ないことは私も承知しておりますし、私も結婚した当時に植えたタンカンが、今、50あるぐらいのところに植わっていますけれども、50年間経験をしてまいりましたから、それなりに分かっているつもりですけれども、現段階で、先ほど出ましたレモン類、あるいはタンカン、双方で試験をしている、これまでの結果を通じての将来の見通しとか、あるいは、担当課としてどのような現在課題を抱えているのか、お聞かせください。

○産業振興課長（松田賢一）

現在の状況ですが、タンカンにつきましては、低木密集型栽培で、今、作業がしやすいような形で園づくりを行っておりまして、まだ途中経過でございますので、なかなか結果というものが出ない状況ではございますけれども、またそれに併せまして、これまでのカラタチ台とトロイヤー台、半強勢の台木との比較試験も同時に行っているところです。また、半強勢につきましては、なかなか花芽がつきにくいということもありまして、今、栽培の管理を色々試しながら試験をしているところです。

先ほど議員がおっしゃったように、そこら辺のちょっと広報が足りないというのもございます。前回提案をいただいた尾之間試験園にどういう試験をしているかという看板の設置の提案もございまして、担当のほうには指示はしているんですけど、まだなかなか対応し切れていないところもございます。

あと、夏場の品目で、亜熱帯性の果樹であったり、そういったものも取り組んでおり

まして、現在のところ、レモン類の璃の香については非常に栽培結果がいいというのも聞いておりますので、そういうのも今後ＰＲして、農家の皆さんにはお伝えをしていきたいと考えております。

○７番（大角利成）

担当者も、町長、農業技術者が少ないがために、なかなか手が回らないと思うんです。従前は県の試験場の屋久島試験園でしたから、以前お話ししましたが、県も相応の負担をし、毎月のように果樹試験場からも職員が来て、そして普及所とうちの町の職員、そして町で、県が負担した分と町で負担をして、作業員２人を雇用して色んなことをやっていましたから、色々と手厚くとまではいきませんけれども、それなりの手作業、あるいは情報提供ができていたと思うんですけれども、今、少ない農業技術職員の中ではなかなかだと思う。

私が言いたいのは、今、申し上げましたように、あるいは先ほどからあるように、果樹というのは試験結果が出るまでやはりかなりかかります。ですから、くどいようですが、どんな試験を今やっていて、やっているということぐらいは最低、やはり早くみんなに教えて、そして町民、あるいはこれから農業に関心を持つ方、あるいは農業者の方がたまには試験園に自ら足を運ぶような、そういう体制にぜひしてほしいなとこう思うもんですから、このことを再度取り上げて質問をしたところです。

そこでなんですが、私自身は尾之間の果樹園についても半分使っているのかなというふうに思っていたんですが、正確な面積は自分で出していませんから、先ほど来、回答があった８割程度に植栽されているんでしょう。今、申し上げましたように、うちの技術職員では非常に無理があると思います。そこで、地域おこし協力隊を活用して試験栽培とか、そういうのを行ってみることについての町長の考えはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

今、試験園の話をしましたけど、この璃の香っていうレモン、これ、前、議員の中からこれがいいって言われて、２年前に私は３本、璃の香を自分の家庭菜園の中に植えました。これすごくいいですよ。実もつくのも早いですし、成長も早い。そういうものが屋久島に回っているのかなというのが一つありますけど、もう一つは、新しい品種をそんなに求めなければいけないのかなというのは、これはもう私の素朴な、農業はあまり経験はないですけれども、今、屋久島タンカンというのはブランドにもなって、どんどん売れているわけじゃないですか。聞けば生産面積にすると、鹿児島県で奄美より屋久島のほうが面積が多いんだということも聞き及んでいる。

ですから、みんな例えば集中して、みんなタンカンのもっといいタンカンを作ろうということに努力をしていって、それで高く売るという、それも一つの方法ではないのかなと、これは全く私が個人的に考えていることなんですけれども。

だから、量があれば売れるんだろうと。タンカンというのはポンカンと違って、時期的な制約というのは、あまり時間に追われないというのもありますので、そこら辺はやりやすいのかなという思いはしております。余計なことでしたけれども。

地域おこし協力隊については、尾之間の果樹試験園及び麦生の営農支援センター周辺の用地につきましては、町の技術指導員と屋久島農業管理センターに管理業務を委託し栽培管理しており、現時点において、地域おこし協力隊によりこれらの用地を活用した新たな栽培試験を行う具体的な予定はございませんが、今後、協力隊の活動と農業分野の試験的な取組を結びつけるテーマや目的、受入れ体制が整理できる場合には、一つの可能性があるものと考えますので、関係機関と協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○７番（大角利成）

次に、Ｉターン者と新規就農者、この方々がいわゆる体験農場として使うことについてはどうでしょうか。我が町も残念ながら遊休地が増えてきて、新規でＩターンで来た方々は、そんなに土地を借りるのには苦労していないのかもしれませんけれども、やはりああいう公の土地でちゃんとしたところで、隣にはそういう町が試験栽培をしている、そんな刺激も受けながら、そういうやつも見ながら、そして体験農場としての活用はどうなのかなという思いもあるもんですから、それについてはどんなお考えですか。

○町長（荒木耕治）

今、議員が言われるように、農地っていうのは、空き家よりずっと借りやすいんじゃないのかなというふうに思っております。耕作放棄地も多いですから、少し手を入れれば使える園というのがあると思います。それはそれとして、近くでそういう試験園を見ながら、また農業素人でもやっていくということも大事なことでしょうから、そういうことが可能であれば、別にそういう方法もあるんではないかなというふうに思います。

○７番（大角利成）

あそこの農地が、私自身、なるほどな、よく活用されているなという思いがあれば、こういう質問は私はしないんですけれども、私自身、すばらしい農地でありながら、有効活用がまだまだされていないというふうに思うもんですから、今回もこういう質問をしたと。

確かに、私一個人が考えるには、小っさいときには密集栽培をしていくというのは、これはもう鉄則です。ミカンを作る人であれば。私もそうしてきました。230本植えて、大きくなったときに計画的に間引きをしていく。あの試験園に、今、確かにタンカンを植えて密植栽培や定植栽培の試験をしているとおっしゃいますけれども、そのことの情報をしっかりと提供しないというと、私に言わせると、それぐらいのことは農家の方はもう分かっていると思うんです。ですから、栽培の仕方、試験の結果の情報を的確に流

してほしいなと、こういうふうに思っております。果樹試験園跡地、それから麦生の営農支援センターの周辺、この土地を今以上に有効活用してほしい、そう思うところが強いです。

今のような私の感覚でいくと、農業をしている方からお叱りを受けるかもしれませんが、今の利活用だったら、私は、場合によっては、もっとあの条件のいい町有地をほかの方向に利活用の方向転換をしてもいいのではないかというのを、私の頭の中に横切っています。

具体にいうと、今、やっているような試験だったら、認定農業者の方に誰かに委託をしてやる方法もあると思います。そして、それを認定農業者をはじめ町民に情報交換、発信をしていくちゅう方法もあると思います。

本富岳の麓で非常に借景もいい、気候的にもいい、いい場所です。なかなか農業で長く何十年も使ってきた試験用の跡地を農業以外の用地に使うことは抵抗が非常にあると思いますし、私がこんな発言をここで今していますけど、後日お叱りを受けるかもしれません。でも、場合によってはその用途変更も考えて、大学のキャンパスでもいいでしょう。あるいは企業誘致でもいいでしょう。そんなことも将来的には考える時期が来るんじゃないかなと思っています。

そんなことにならないように、今の試験園をしっかりと充実させて、農家の皆さんが納得するようにしていただきたい。今の状態であれば、やっぱりいつかはそんな議論をお互いにすることも大事かなと、こう思ったもんですから、今回このような質問をしたところですので、ひとつ検討していただいて、よりよい農地の利活用を図っていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

それでは、２点目の認定こども園児の給食無償化について質問をいたします。

鹿児島県は、この５月29日でしたか、2025年10月１日現在時点の国勢調査の速報値を発表いたしました。新聞報道によると、県の総人口は、前回20年調査から７万5,287名減の151万2,969人となっており、戦後最少を更新したとのことでございました。我が屋久島町の人口は１万707人で、20年調査から1,151人の減、増減率はマイナス9.71％で、熊毛郡では最も高い減少率となっているようです。

人口減少に歯止めをかけるには、移住者の増、とりわけ若者の移住促進と定住化を図り、子供を産み育てる環境づくりが大切と考えます。子育て支援対策の一環として、町長はじめ町当局が英断を振っていただいて、小中学生の給食費無償化になったようですが、これに引き続き、未就学園児の給食費完全無償化に早期に私は取り組むべきではないかというふうに思っている一人ですが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（荒木耕治）

子育て世代の経済的負担軽減が重要であるとの議員の提言は、十分に理解するところ

であります。現在、保育所及び認定こども園において、国制度として、年収360万円未満世帯や第３子以降などを対象に、副食費の免除を行っており、本町においても、対象者への確実な周知と徴収事務の適正化を努めております。

全面的な給食費無償化については、保育所等に通う児童だけでなく、在宅で子育てをする家庭との公平性をどう図るか、その他の行政サービスとの優先順位を勘案するなどの観点から、慎重な検討が必要だと考えております。

また、昨今の物価高騰対策については、国の交付金を活用して、令和５年度より、保育所等給食支援事業として、町内認可保育所等に給食費の補助を行っております。

まずは、国の動向を見極め、全国的な水準や他自治体の先行事例を十分に分析した上で、本町に適した形を模索したいと考えます。今後も、子育て世代の経済的負担の軽減に向け、どのような支援が最も効果的か、財政状況を見据えながらの検討になりますが、重ねてまいりたいというふうに思っております。

○７番（大角利成）

園児と園に通っていない人の差別のことも分かりますが、子供を預けることで働き方改革もできていくわけです。

今、答弁がありましたが、担当課長で結構です。現在、副食費の支援、町はどの程度負担をしているんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

給食費に対しましての補助は今しておりません。

○７番（大角利成）

副食費についてをやっていないんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

現在、やっておりません。

○７番（大角利成）

私の情報では、いわゆる階層によって副食費の支援はあるというふうに聞いているんですが、再度確認します。していませんか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

保護者に対しての補助はしていませんが、園に対しての補助になっておりますので、実際には保護者に対しての補助はしておりません。

○７番（大角利成）

私の質問が悪かったのかもしれませんが、いずれにしても、園が運営するわけで、副食費については階級ごとに、全員じゃないですけど、それなりの方が支援を受けている。その支援を受けて運営することで、園としては保護者からの徴収金を少なく抑えられるという制度だというふうに私は認識をしていますし、私の質問が悪かったかもしれませ

んが、ということは、どの程度、園のほうに支援をしているかというのも、資料はありませんか。あれば教えてください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

園のほうに対して、物価高騰対策費として、保育所等給食支援事業として、令和７年度に園全体に対して261万5,000円を補助しています。

○７番（大角利成）

前もって詳しく通告しておればよかったんでしょうが、ということは、例えば、今、園に子供たちの副食費の支援を幾らかしている。そうすると、私が申し上げた園の子供たちの給食費と、主食も含めて、あと副食費の支援をまだ受けていない階層の人たち、全てにそういう支援をしたときに、町の持ち出しが幾らかという試算はされていないですか。もしされておれば教えてください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

園によって、時期とかそういうことによって、給食費と副食費の金額は違うんですけども、大体、園が、園児が全部で今、なかよし保育園69人、あゆみの森こども園25人、安房保育園59人、すみれ子ども園45人、ゆかり幼稚園、どんぐりの森保育園が37人の計235名が、今、６月１日現在で入所しています。

それに対して、先ほど言ったように、保育料がそれぞれによって実費なもんですから、園によって違うんですが、大体5,000円程度という形で見た場合に、それを計算していきますと、あと、ただし、０歳から２歳につきましては、保育料に入っている関係で副食費の徴収がないため、３歳から５歳になるんですが、その人数でいけば、大体160人程度になります。5,000円の160人で計算した場合に、１年間で大体960万円というのが、大体料金になります。

○７番（大角利成）

分かりました。ありがとうございます。細かく説明いただきました。

町長、我が町は住んでみたい、住みたい町のいいランクづけに以前はありました。昨今のデータは私は入手しておりませんが、そういう思いからすると、日本人が、国民が非常に注目していた屋久島町。ここに来て、先ほど申し上げました国調の推移を見たときに、これでいいのかなと、屋久島町の魅力というのがだんだん薄れてきているんじゃないかというのを危惧をする。

今ありましたように、３歳から５歳児の支援で160人ぐらい、年間1,000万円ぐらいだということなんですが、厳しい財政でなかなかだとは思うんですが、これ、私は以前も申し上げたと思うんですけども、屋久島町に行ったら、離島でありながら、医療、そういう面では少し不便もあるかもしれないけれども、自然の中で子育て支援だけはしっかりしている町だな、そういうふうに言ってもらえる。みんなからそういうふうに思われ

るように、そして、今回の人口減少の名誉挽回のためにも、将来に向かって、厳しい財源ですが、少しずつでも今度は幼稚園児等の給食費の支援についても、ぜひ検討していただきたい、こう思うもんですから。即行かないことも重々分かっています。ただ私の胸の中で、そのことを今回町長に伝えておきたいと思って、この質問をしたところです。

私もあるところのこども園の理事をしています。その中で色々協議をする中で、色んなことが課題となってきます。園児数も減ってきています。将来の経営もどうかなというところまで心配する園も出てまいりました。その中で、こういう子育て支援をすることで、今まで預けていなかった、子供を預けないで、無理しながら仕事もしながらやってきている家庭もあると思います。安心して子供たちはやっぱり未就児を預けて、そして親もちゃんとしっかりとした働く場を確保していくという、そういう場をぜひ実施してもらいたいな、取り組んでほしいなと思うんですが、町長、最後にお考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

先日も申し上げましたが、私は、今世紀は環境と福祉の世紀だというふうに思っているんです。ですから、福祉に対しては自分でもそういう思いで頑張っていきたいというふうには思っていますが、何せ財政、財源が伴う仕事ですから、全てのものをやめて、じゃあ福祉行政にやるかって、そういうわけにはいけませんから、バランスを見ながらのやり方になると思いますけれども、今までよりも少し踏み込んだ形で、そういう考え方を持ってやりたいというふうに思っています。

○７番（大角利成）

ぜひ、庁舎内でもこのことをもう少し、管理職同士、色んな会議もあると思いますので、話題に上げてもらって、議論をしていただいて、前向きに取り組んでもらえればなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の３点目の質問に入りたいと思います。３点目の消防水利表示板の設置について、再度質問いたします。

本件については、さきの令和６年９月の第３回定例会で一般質問をしたところですが、その後の経緯と結果について、確認の意味で質問いたします。

令和６年９月の第３回定例会において、私は、防火水槽の位置を示す表示板の設置の現況はどうなっているのかという質問をいたしました。町長の答弁は、令和５年度に消防団各班にお願いをして、各班所管の表示板設置状況の確認をしていただき、その報告を受けています。未設置という報告があったところには設置を行っており、当時の答弁です。現在の設置率は100％であると認識しているという答弁をされております。

その答弁を受け、私の調査では、未設置箇所が数多くあるということから大変驚きましたが、一歩下がって、再確認をしていただき、未設置箇所があったら対応してほしい

旨、要望をしていたところです。令和６年９月以降、調査はされたのか、その結果はどうであったのかをまずはお尋ねします。

○町長（荒木耕治）

始めに、前回の御質問で消防団に調査依頼をしており、その結果により表示板を設置すると担当課長は回答をしていたにもかかわらず、全ての箇所が設置完了していないことをまずはお詫び申し上げます。

御質問によります調査につきましては、令和６年11月から令和７年１月末までの期間において、消火栓・防火水槽などの状況を含め、消防団各班に調査を依頼して実施をしたところです。その結果、防火水槽表示板については、180基中、未設置状態にあるものが把握できたものだけで、全体で37か所ございました。

消防法第21条において、消防長または消防署長は、指定した水利に標識を掲げることと義務づけられていますが、この調査結果により、議員御指摘のとおり、未設置の標識が多くあり、これまでも設置がなされていなかったことにつきましては、町として認識の甘さがあったと深く反省いたしているところであります。

○７番（大角利成）

私もあれからずっとまた、岳南中学校校区を歩いてみました。調査しました。これまで私が残念であったのは、ああいう答弁をいただいて、私も腑に落ちないもんだからまた歩きました。そして月日がたってきました。私自身、ああいう質問をしたにもかかわらず、しょっちゅう車で通る県道沿いでさえ設置がなされていないところが数多くあるもんですから、非常に残念でなりませんでした。

本当に町は考えているんだろうか。さっき町長が言ったように、消防法あるいは施工令でそのようなことが示され、そして国のほうで、防火水槽については、大きさ、標準が示され、地は赤で、下地は赤で、そして表示板の縁は白で、文字は白でと、そういうことまで国のほうでは標準を示しているわけです。

にもかかわらず、設置されないのが非常に残念であったし、もう一つは、前回のときも私申し上げましたが、消防団の方々は一生懸命頑張っていますので、自分たちのところの調査をして、そういう施設整備をしてくれるということであれば、私はすぐさまやるのが今の屋久島町の消防団だというふうに思っていますんで。どっちかというと、行政側のやる気、押しが少し足らないのかなというふうに私は判断しておりましたが、今、町長の答弁で、そのことを反省しているということでしたから、国もそういうふうに標準まで示してやっておりますので、ぜひ早急にやってほしいんですが、担当課長にお尋ねします。

令和８年度は、そのことについてどの程度の予算を考えているんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

令和８年度の予算につきましては、まず修繕費として、非常備消防は全部で450万円程度を見ております。その中で、修繕として対応ができる分はそちらでしようと思っていまして、あとは工事用資材で105万円を見ております。その中で全てが不足分については対応ができるんじゃないかというふうに思って予算は計上しております。

○７番（大角利成）

安心しました。私もかつて若いときに消防を担当した経緯が、８年間消防を担当した経緯がありますから、それなりに今回も聞いてみました。材料費等もです。そんなに高いもんじゃありません。そして、以前からそうですが、うちの消防団員はお願いをしたら、月一、二回の点検とかそういう活動の場で、やれるところは設置してくれるというふうに私は思っています。ですから、そんなに経費がかかることじゃないので、ぜひ今年度中に整備を終わるように努力をしてほしいなというふうに思いますが、課長どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今、７年度から設置、職員でできる部分についてはしたところなんですが、８年度分はもうポールが腐ってないという部分がほとんどで、基礎からやり直しをしないといけないという部分がありますので、そこを職員で対応するのか、業者に頼むのか、消防団ができるのかも含めて、今、指示しておりますので、その中で業者発注、消防団、職員でするという形の中で分けながら対応ができればなというふうに思って職員には指示をしております。

○７番（大角利成）

ぜひ早く設置してほしい。特に防火水槽、市町村は維持管理をしなければならないということで、設置も水槽から５ｍ以内に設置しなさいという国の基準もあります。車を運転する人は、その表示板で確認をして、５ｍ以内には駐車してはいけませんよということもあるわけですから、そういう水利を確保した市町村の義務としても、早急にやってほしいと思いますので、まずは、消防団の方にも再度お願いし、そして、町がすべきところはしっかりと町で対応してほしいということをお願いしておきたいと思います。

時間が押してきましたが、今回は、町長、私は３つのお願いをしてきました。お互いに住みやすい町、安心・安全な町、そして、農家が生産意欲を持てるようなそういう農業振興策、そして、時間はそれほど私は取りませんでしたが、私が今回一番言いたかったのは、２番目の子供支援対策です。このことをぜひ、支援の方法はたくさんあります。その一つとして、私はこの給食費のことを持ち上げましたけど、屋久島は移住者も多くて、他地域から比べると移住者も多くて、いいね、いいねと言われてきた我が屋久島町です。なのに、熊毛では一番減少率が高くなっている。確かに種子島のほうは、もしかしたら馬毛島の関係もあってのこのような調査結果になっているのかもしれません。

ぜひもう一度、国民が住んでみたい、住みたい屋久島町というふうに思われるような、そういうまちづくりのためにも、この子育て支援をもう一回頑張っていただきたい。このことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩　　午後　２時２２分

再開　　午後　２時３５分

○議長（石田尾茂樹）

休業前に引き続き会議を開きます。

次に、１番、天辰絵美子議員に発言を許可します。

○１番（天辰絵美子）

お疲れさまです。１番、天辰絵美子でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

2015年口永良部島噴火から10年、先日は屋久島町防災講演にて、東日本大震災に被災した当事者の講演があり、当事者としての複雑な率直な気持ちを講演くださいました。

屋久島町にも災害対策基本法42号の規定に基づき、屋久島町地域防災計画が作成されています。今回、介護対策特別委員会が立ち上がり、事業者アンケートを依頼した際、避難行動要支援者登録申請書を記入する際に、独居の場合はケアマネがほとんど関わることが多くて、業務以外の仕事で記入に関わったというケースが多数あったようです。その後どうなったのかということで、報告もないということで意見がありましたので、今回の質問に至りました。

今回、まず私は、１番の避難行動要支援者登録申請について、町の見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

天辰絵美子議員の質問にお答えします。

本町においては、令和６年８月６日に制定した屋久島町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、要介護３以上、肢体不自由、視覚・聴覚障害で身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者手帳１級の各保持者と指定難病等受給者証の所持者及び自力で避難できない方などの避難行動要支援者として、現時点で名簿登録者数は348名で、そのうち避難行動要支援者台帳登録申請者は151名です。

毎年６月には、避難行動要支援者台帳及び個別避難計画においては、各地区消防団、区長、町社会福祉協議会、警察、分遣所に情報提供しており、本年６月中にも、名簿等

の情報提供を行い、有事の際に役立つよう活用をお願いしています。

今後も、台帳登録や避難計画の作成については、各区長や民生委員等の協力を得ながら行っていくこととしております。

○１番（天辰絵美子）

現在151名の方が台帳に登録されているということでありますが、この中の内訳が細かいことが分かるのであれば、内訳を教えてほしいということと、あと、要支援者は福祉避難所への避難になることもあると思いますので、今現在、屋久島町で縄文の苑とこまどり館が福祉避難所として指定になっておりますが、その収容人数は足りるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

質問にお答えします。

今の登録者につきまして、６月９日時点で身体障害者手帳保持者が総数622人、うち１級が145人、２級が97人、合計242人、１・２級において、主たる障害の視覚障害が33人、聴覚が18人、肢体不自由関係が98人の149人、療育手帳所持者につきましては、総数が93人、うちＡ１が10人、Ａ２が10人の計20人、精神障害者保健福祉手帳、総数が80人、うち１級が５人。

ただし、この今の人たちにつきましては、各種手帳を重複で所持している人もいます。今言った手帳所持者の人たち、その中の在宅の方が名簿の対象者となっています。

○１番（天辰絵美子）

課長、先ほどの質問の中に、収容人数のほうが足りるのかどうかということはどうでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

今、社会福祉協議会のほうで、縄文の苑とこまどり館をしているんですけれども、今現在の中で、実際に今起こった中では、実際に避難してきた方もいなくて、対応できている状態なんですが、今後、大きいのが来た場合には、今後はまたさらに考えていきたいと思っております。

○１番（天辰絵美子）

要支援者の台帳の中に、先ほど町長の答弁にもございましたように、消防や警察署等に台帳を渡しているということではございますが、これは個人情報の関係がある時点で、台帳を渡すにも多分慎重に配慮されていると思うんですけれども、私の個人的な意見ではあるんですけれども、台帳を渡す中にケアマネジャーの方も含めてほしいというのが一つありまして、それはなぜかといいますと、ケアマネというのは、多分要支援者の方々はケアプランが必要になって、ケアマネが多分一番関わることが多いと思うんです。それで、台帳の中には、施設入所、もしくは病院に入院した場合は台帳から削除になる

んですけれども、ケアマネが一番、入所したのか退所したのか、入院したのか退院したのかが一番多分分かっている方だと思うので、もし可能であれば、個人情報の取扱いに十分注意しながら、ケアマネジャーの方にも台帳を渡すような方向性でしていただきたいと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

今のにつきましては、また本人さんたちから同意はもらって関係機関に出している関係で、そういうのが必要な場合には、またこちらのほうからも提供したいとは思います。

○１番（天辰絵美子）

台帳の例えば死亡時、もしくは島外への転居時というのは、役場のシステム上から情報が上がってくるような形になるのでしょうか。そして、台帳の更新ではございますが、その都度更新されるのか、今回のように１年で大規模的にきちんと更新がされるのか、感覚的なものは、課としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（田中啓拡）

一応４月、５月の異動に合わせた形で、住民台帳のほうを基に把握し、そこで更新をしておりますので、年１回の作業で、随時連絡があった分については修正はかけていますが、実際にお渡しするのは年１回という形で行っております。

○１番（天辰絵美子）

災害がいつ起こるかちょっと分かりませんので、台帳の更新をしながら、重要な方への情報の共有をしていただきたいなと思います。

次に、２番目です。空き家バンクについてですが、空き家バンクの進捗状況について、全集落空き家バンク登録説明会開催後、目標に対してどのように進捗しているのか伺います。

○町長（荒木耕治）

空き家バンク制度を知っていただくため、昨年度、小学校区単位で説明会を開催し、各会場で10名前後の参加者がありました。説明会から空き家バンク登録相談へとつながり、今年度に入り、賃貸物件２件が追加となり、現在、売買物件３件、賃貸物件２件が掲載をされ、賃貸物件において入居に向けた交渉が進んでいるところです。今年度は、さらなる制度の浸透を図るため、全集落で説明会開催を計画しており、既に４つの集落で開催しております。

また、島外在住の空き家所有者へも空き家バンクの取組を知っていただけるよう、固定資産税納付書発送に際し、周知を行っております。

これらの取組の結果、徐々にではありますが、相談件数は増えていると報告を受けておりますので、継続して周知を行い、過疎計画並びに、まち・ひと・しごとと創生総合戦略に掲げた移住者の目標値の達成に向け、取り組んでまいりたいというふうに思って

おります。

以上です。

○１番（天辰絵美子）

やはり私も町長と同じように、今回の説明会後に、今回の説明会はとてもよかったなというふうに肌で感じております。やっぱり説明会を行ったことによって、観光まちづくり課に電話をすればとか、地域協力隊がいらっしゃるので、あの人に聞いてみようとか、やはりそういう意見が多数出てきましたので、やはり今回の課の努力は、私は評価すべきだと思います。

空き家バンクをまず周知していただく１年にしたいということで、課長、おっしゃっていましたけれども、今後、周知がまずいきまして、今回は全集落に今年はしたいということで、まちづくり課の今年度の数値目標、具体的に明確に、数値目標とかがありましたら教えていただきたいです。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

令和８年度の具体的な数値目標というのは設けてはおりませんが、先ほど町長の答弁でもありましたように、過疎計画ですとか創生総合戦略のほうに掲げている数値を、期間内に達成できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○１番（天辰絵美子）

空き家の登録件数も増えてきて、賃貸物件、売買物件も掲載がなされるようになりましたけれども、多分相談件数も多く来ていると思うんですが、大体月何件ぐらい相談件数が来ているでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

８年度に入ってからの数は、申し訳ありません、ちょっと確認してはいないのですが、地域おこし協力隊がほぼ毎日のように出ていっておりまして、現地確認を行ったりですとか、１日に１本ぐらいは電話をいただくという状況もあります。

それは、島内の空き家の相談だけではなく、島外からの移住を希望される方が、空き家についての相談も含めて、ほとんど毎日のようにお電話をいただいたりですとか、相談に来ていただくってことは多いようです。

○１番（天辰絵美子）

今回の件に関しては、本当にいい方向に向かっているんじゃないかなと私は思っております。

空き家についての登録制度の件なんですけれども、自分の地元では、空き家を課に紹介したりすることもあるんですが、今、人材不足の中で、ある介護職の企業が家を探しているということで、地元の住宅を２軒紹介したことがあって、契約に至っております。そこは、前回、町営住宅を貸してほしいということでしたけれども、うまくいかずに、

今回、空き家を借りることになったんですけれども、移住のための住宅支援がありますけれども、住宅改修とかが、ど忘れしてしまいました。移住のための住宅支援が課ではありますけれども、移住じゃない仕事として来られる方の住宅支援というのも、また課を越えて検討していただければいいなと思って、住宅、空き家を活用する部分において、人が入って来られるような状況になるために、また課を越えて検討していただければなと思っております。

次に、ゆのこの湯についてですが、ゆのこの湯についての今後の方向性について伺いたいと思います。

○町長（荒木耕治）

屋久島総合自然公園ゆのこの湯は、老朽化などの影響で、令和７年12月９日をもって約17年間の歴史に幕を閉じ、閉館となりました。その後、屋久島総合自然公園全体を利活用するため、民間事業者等との対話を通じて、民間事業者ならではの視点で事業アイデアや事業条件を把握することにより、今後の利活用を検討するサウンディング調査を実施したところでありますが、応募者はなく不調となりました。

現在、ゆのこの湯は、公園清掃に従事する職員の待機場所兼資材置場として利用しております。今後も施設の利活用について提案があれば、内容を精査し活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

○１番（天辰絵美子）

今回の廃止を受けて、施設の老朽化及び利用者数の減少に伴う施設運営収支の改善が見込めないため、屋久島総合自然公園温泉施設ゆのこの湯を廃止ということで、開設から16年で廃止に至りましたけれども、屋久島町の色んな建物においては、40年とか50年とかたっている建物がございますが、極めて新しい17年での廃止というのはとても私は残念に思っています。

また、サウイティング調査後も、あれはどうなったのかということで思っておりましたけれども、今後は、この施設を一般に活用させるような何か取組とかは考えていないんでしょうか。例えば、ホームページを利用して、一般の方が利用したいという人を募るとか、来ないにしてもそういうのを掲載するとか、そういう考えはいかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

自然公園につきましては、町内の学校ですとか、幼稚園の遠足の場として使っていただいているところがあり、また、森祭りの会場としても使っていただいております。町内外の取組のほかにも、例えば、町外の学校関係の方々があそこの場を使って学習の場に使いたいですとか、エコツアーとかのところで、自然公園の中で、里地の森を活用して環境学習の場に使いたいという声も色々といただいているところで、課としては、そういうような利用の声にもっともっと利用できるように対応しているところです。

現在、ホームページ等で利用促進に向けての取組というのはしてはいないところではあるんですが、口コミですとか、これまで利用された方々にもっと利用を進めてもらえるような、いい自然公園の環境整備を努めることで、利用促進につながればというふうに考えております。

○１番（天辰絵美子）

口コミで利用促進のことがあったりしたら、課内でも検討されるということでよろしいですか。

12月の産業厚生常任委員会では、温泉の源泉が国有林の中の林野庁の土地で、町が借受けをしているということで、同僚議員からも、国有地を返すという方針はまだ出ていないのかという質問もございました。そのときに、サウディング調査で引き続き借受けをするのか、例えば、民間企業が使いたいというのであれば、林野庁との間に入ってつなぎをしていくのは必要で、今すぐ条例の廃止に伴って源泉の土地の契約を廃止するということはないということで、課長の返答がございましたけれども、年単位なので、３月までに様子を見るということでよろしかったでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

源泉のほうにつきましては、実際に使っていないところがありますので、これからどういうふうにしていくかは検討していきたいというふうに思っております。

○１番（天辰絵美子）

分かりました。そしたら、その動向を見ながら、また引き続き何か質問させていただければと思っております。

次に、町道小瀬田第１号幹線の離合困難についてです。

町道小瀬田第１号幹線において、大型車の通行時に離合困難事例があります。町の見解を伺います。

○町長（荒木耕治）

町道小瀬田第１号幹線について、天辰議員御指摘の箇所は、県道から屋久杉地杉加工センターまでの延長が約１㎞の区間で、副員が約６ｍ、場所によっては約４ｍと狭くなっている箇所もあるということで建設課から説明を受けております。

当該箇所は、木材の搬入搬出のため大型車両の通行があり、付近住民の車両との離合は困難との御指摘でありますが、まずは、詳細な現地調査を実施して、道路付近や交通状況の把握、視界を遮るような樹木や植生等の状況を確認し、併せて、地元区長にも、状況や意向について確認をする必要があろうかと考えております。

町民が日常的に使用する生活道路での危険や不安を取り除くことが第一だと思いますので、調査の結果を踏まえて、短期的な対策としてどのようなことができるのか、また、中期的にはどのような措置を行っていく必要があるのか検討をさせていただきたいと思

います。

○１番（天辰絵美子）

今回、地元の方からの要望がありまして、今回の一般質問になったんですけれども、あそこの地杉センターは、私もトラックと住民の方の離合で困難なのかなと思って、加工した地杉を搬入する屋久島海陸運輸にお聞きしましたところ、加工した地杉と、加工する前の原木を乗せるトラック同士が合わさることが多々あるみたいなんです。それで、すごく困るということが１点ございました。

あそこの往来は、加工した地杉は月に約200トンから400トン弱を搬入しております。10トントラックを使用しますので、大体月に20回から30回の往来があります。それが加工した地杉なので、原木にすると廃棄率を30％と例えば見積もった場合に、原木のトン数は280トンから570トン、600トン弱になります。そのトラックの重みがあそこの土地を通るということをちょっと念頭に置きながら、今後の事業を進めていただきたいと思います。

地元の区長さんにも私もちょっとお聞きしましたところ、割と頻繁にあそこの道路は地元の方が使用する生活道路でもあります。離合の際にちょっと困るということよりかは、両サイドの木が生い茂っているために、通りに支障が出ることがあるという意見も出ております。

また、今回、台風とかが来まして大雨がありましたので、途中に離合の状況で通りづらいという、町長にも写真もお渡ししましたけど、こういう状況もございます。大型トラックが通るというのが、加工した木を積んだトラックがこういうふうに通るということです。その途中に小さな小川があるんですけれども、その小川の中も倒れた倒木した木が小川をちょっと挟んでいまして、今回の台風の後でも、この木がさらに多く小川をちょっと邪魔している状況がございました。

そして、側溝は今は蓋がないんですけれども、途中、地元の集落というか住民の方がいらっしゃって、そこのお家に行くところに側溝があるんですけど、そこの側溝の場所も今回の台風で側溝がえぐれている状況になっております。

道路も、多分、区長さんはこういうことをおっしゃっているんじゃないかなと思うんですが、道路に竹が落ちてきて通りづらくなったりとか、こういう状況が発生しております。

要望といたしましては、側溝の蓋の取付けとか支障木の伐採とか、多分これは結構厳しいことになるとは思うんですが、二車線拡大、もしくは数か所、離合のためのスペースの確保をお願いしたいという要望も上がっております。

離合ポイントを工事する際にでも、ぜひ地元の区長さんをはじめ、運搬する業者さんとのヒアリングをしながら、どの場所に離合するための工事をしたらいいか等もヒアリ

ングしていただきながら、工事を進めていただければと思います。

次に、高齢者のフレイル予防についてを伺います。

高齢者のフレイル予防について、町の施策活動、内容、今後の予定を伺います。また、現在ある高齢者サロンなど、活用や展開方法を伺います。

○町長（荒木耕治）

高齢者のフレイル予防につきましては、健康寿命の延伸及び要介護状態の予防を図る上で重要な取組であると認識しております。本町では、これまで介護予防事業の一環として、地域サロン活動や介護予防教室をはじめ、保健福祉士や管理栄養士などによる健康相談・栄養指導などを行ってまいりました。

また、高齢者の社会参加やひきこもり予防を目的として、地域住民全体の通いの場づくりを支援するとともに、低栄養予防、口腔機能の維持など、フレイル対策に取り組んでおります。さらに、後期高齢者健診の結果や地域包括支援センターの活動を通じ、フレイルの早期発見・早期対応に努めているところです。

今後につきましては、高齢化の進展に伴い、フレイル予防の重要性がさらに高まることから、町地域包括支援センターをはじめ、関係部署及び医療・介護関係機関との連携を強化し、より身近な地域で参加しやすい介護予防事業の充実を図ってまいります。

また、高齢者自身が主体的に健康づくりに取り組めるよう、フレイル予防に関する普及啓発にも努め、健康寿命の延伸、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

１番だけでいいです。２番も一緒でいいですか。１番だけ。

高齢者サロンの現在の活用状況につきましては、地域の実情に応じて、各集落自治やボランティア、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携しながら運営されており、高齢者が身近な場所で気軽に集える場所として定着しているところであります。

今後の展開方法につきましては、まず、既存サロンの継続支援を図るとともに、参加者の固定化や運営担い手の高齢化といった課題にも対応してまいりたいと考えております。

具体的には、介護予防事業との連携強化や健康教育、認知症予防講座など内容の充実を図るほか、地域包括支援センターや関係団体と連携し、新たな参加者の掘り起こしに努めてまいります。また、高齢者のみならず多世代交流の視点も取り入れながら、地域コミュニティの活性化につなげるような居場所づくりについても検討してまいりたいと考えております。

引き続き、地域住民の自主性を尊重するとともに、関係団体と連携しながら、高齢者サロンが地域のつながりを支える大切な場として継続していけるよう取り組んでまいります。

○１番（天辰絵美子）

３月議会でも課長の答弁にありましたように、新たな施策、ボランティアのモチベーションを上げる、モチベーションの向上、それから各サロンが抱えてある様々な課題、解決策を共有するために、サロンのこれからを考える会というのを今年度５月ぐらいに立ち上げて、様々な聞き取りをしながら対策を講じていくと予定しておりましたけれども、その後、いかがでしょうか。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

ただいまの質問にお答えいたします。

３月議会でお答えしました実行委員会の立ち上げにつきましては、その後、幾つかのボランティアを集めて、困り事について話合いを進めようということで計画した内容でありましたが、内部協議の結果、今年度については、全てのサロンの中身については、課題等がほとんど似たり寄ったりというような状況が見えているというところから、ちょっと１つのサロンに限定して、そこのサロンの強化をしたいということで、具体的に取組を進めたいと思います。

主な内容としましては、安房区になるんですけれども、最近、ボランティアさんが非常に減っているということで、その掘り起こしについて、町として協働でやっていきたいということで対応したいと思っております。

○１番（天辰絵美子）

ボランティアの方も年齢が高齢化して数も減ってきているということで、これをきっかけに掘り起こし、内容の充実、新たな参加者の掘り起こしをしていただきたいと思います。

前回の私が一般質問した際に、町長が答弁した中で、最優先して行う施策の中で、軽度認知障害者の早期発見・早期介入、そして健康受診促進、現在行っているフレイル予防や介護予防教室の開催、保健指導の促進などを行っていくということで答弁を行っていただきましたけれども、やはりフレイル予防が一番大事になってくるんじゃないかなと思います。特に口腔フレイル、低栄養フレイル、身体フレイルと３種類ございますけれども、口腔フレイルがとても大事じゃないかなと思います。食べることができなくなったら、やはり体力の低下が一挙に進みますので、ここに特に力を入れてほしいなとは思います。

担当課から頂きました資料の中に、フレイル予防の実施回数とかの情報がございまして、口腔フレイルにつきましては、北部、南部１か所ずつ計２か所を年２回、低栄養フレイルにつきましても北部、南部１か所ずつ、２か所を計２回、そして、身体フレイルにつきましても、北部、南部１か所ずつ２回の計４回を行う予定ではございますが、私はこれは少ないなと思います。

なぜかといいますと、やはり地区が26集落ある中で、例えばフレイル予防だけを見たときに、２か所の地区で１年間するというと、最後に回ってくる地区は13年後になってきます。13年後といいますと、13年、年を取ることになりますので、もう少し数を多くしていただいて、この回転をしていただきたいなと思いますが、担当課としてはどう考えていますでしょうか。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

今、口腔、身体、栄養、それぞれ３つの分野について、各２回ずつ行っております。確かに数としてはちょっと少ないというような気もするんですけれども、栄養とか運動とか、そういった部分については、地域包括支援センターで介護予防教室というのもございまして、全体で13か所程度、継続して実施しているんですけれども、そういったところで、ボランティアさんとか現状の様子とかも確認ができているので、そういったところを差し引くと、そんなに年数かかって全体をというのはないのかもしれませんが、できるだけ増やしていくような形で進めたいと思います。

○１番（天辰絵美子）

このフレイル予防については、まだ周知が徹底できていない、言葉にしても新しい言葉になると思うので、フレイル予防っていうことを周知するために、課の中でも色んな活動をしていただいてはいるんですけれども、例えば、産業祭だとかグラウンドゴルフ大会等で、人が多く集まるところでやっていきたいということで、課の担当課の方もおっしゃっていましたけれども、今後、フレイルの周知のために課としてさらに何をしていきたいかとか、何か計画がございますでしょうか。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

確かにサロンを中心に啓発活動を行ってきたという実情があるんですけれども、現状、健診とかサロンとか、そういったものに参加していただけない方も多数いらっしゃいますので、その人たちにできるだけ相談の場を設けてあげたいという狙いがあります。

そういった中で、特に今年につきましては、フレイル予防に非常に効果的な70歳後半の方々をターゲットにしまして、フレイルの啓発をしたいと思っております。

具体的にいいますと、今度、地域、町で行うグラウンドゴルフ大会、そちらのほうにちょっと参加させていただきまして、フレイル予防のミニ講座、それから、会場にフレイルチェックが可能な健康ブース、そういったものを設置して、ちょっと啓発を図っていきたいと。

おっしゃったように、まだホームページとか、そういったところでの啓発はまだあまりできていないところがありますので、そういったものも活用しながら広めていきたいなと思っております。

○１番（天辰絵美子）

こつこつと小さい積み重ねではあると思いますけれども、ぜひこのフレイルについての周知と掘り起こしをしていただきながら、ぜひ、最後まで自分で健康寿命を延ばしていただくような施策づくりをしていただきたいなと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月18日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時１６分

令和８年第２回屋久島町議会定例会

第　　４　　日

令和８年６月18日

令和８年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第４号）

令和８年６月18日（木曜日）午前10時開議

○日程第１　議案第36号　屋久島辺地総合整備計画の変更について

○日程第２　議案第37号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

○日程第３　議案第38号　令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第４　議案第39号　令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第５　議案第40号　令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第６　議案第41号　令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第７　議案第42号　令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第８　議案第43号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○日程第９　議案第44号　令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第10　令和８年請願第１号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○日程第11　令和８年請願第２号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○日程第12　発委第２号　義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○日程第13　発委第３号　少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案

○日程第14　議員派遣について

○日程第15　閉会中の継続調査申し出の件について

○日程第16　閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	天　辰　絵美子	２番	寺　田　久　志
３番	渡　邉　　浩	４番	内　田　正　喜
５番	中　馬　慎一郎	６番	相　良　健一郎
７番	大　角　利　成	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	高　橋　義　友
１１番	日　髙　好　作	１２番	渡　邉　博　之
１３番	小　脇　淳智郎	１４番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
副町長	岩　川　茂　隆	政策推進課長	木　原　幸　治
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	健康長寿課長	泊　　裕一郎
福祉支援課長 兼福祉事務所長	田　中　啓　拡	産業振興課長	松　田　賢　一
生活環境課長	泊　　竜　二	電気課長	佐々木　　修
建設課長	内　田　　剛	社会教育課長	川　﨑　勝　也
教育総務課長	泊　　光　秀		
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ここで、去る６月13日に御逝去されました、本町教育長、石田尾行徳氏に対し、町長より追悼の言葉を述べたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長、お進みください。

○町長（荒木耕治）

皆さん、おはようございます。

追悼の言葉。

本日の町議会最終本会議の開会に先立ち、去る６月13日に急逝されました教育長、石田尾行徳殿を追悼する言葉を申し上げます。

石田尾先生におかれましては、教育行政のトップとして、その卓越した見識と情熱をもって本町の未来を担う子供たちの教育環境の充実に全身全霊をささげてこられました。

在任中、先生が常に強調されていた「教育とは人づくりである。未来の子供たちのために」というお言葉は、今も私たちの心に深く刻まれております。

厳しい財政状況や複雑化する教育課題の中にあっても、先生は常に現場の声に耳を傾け、教職員、保護者、そして地域住民の皆様と手を携え、本町の教育の振興に多大なる御尽力を賜りました。

先生の温厚篤実な人柄と誠実で妥協を許さない教育への真摯な姿勢は、多くの職員に感銘を与え、時代を担う子供たちにとっても大きな指針でありました。

私としても、教育行政における右腕を失ったかのような心細さを禁じ得ず、ただただ無念でなりません。

今、石田尾先生が残された数々の教育施策のともしびを消すことなく、未来へと引き継いでいくことこそが残された私たちに課せられた最大の使命であると痛感しております。

先生が夢見た、この屋久島町の未来を開く教育のさらなる発展のために、議会の皆様の御理解と御協力を賜りながら、全力を尽くしてまいる所存です。

石田尾先生のこれまでの本町教育への多大なる御貢献に深く感謝申し上げますとともに、ここに衷心より哀悼の意を表し、安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

令和８年６月18日、屋久島町長、荒木耕治。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの町長の追悼の言葉に続き、故石田尾行徳教育長の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立願います。

黙禱。

お直りください。ありがとうございました。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　議案第36号　屋久島辺地総合整備計画の変更について

△　日程第２　議案第37号　令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

△　日程第３　議案第38号　令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第４　議案第39号　令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第５　議案第40号　令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第６　議案第41号　令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第７　議案第42号　令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第７、議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの７件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋義友）

皆さん、おはようございます。

令和８年第２回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案審査について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第36号、議案第37号の計画変更案１件、補正予算案１件の計２件でありました。

議案審査は、去る６月11日午後２時より、議会第１委員会室において、総務課長ほか

関係課長、事務局長の出席をいただき、当局より詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いましたので、その主な内容について御報告いたします。

まず、議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてでは、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）分割について、主なものについて御報告申し上げます。

まず、歳入について、政策推進課所管では、委員より、公共用地取得業務の委託金ですが、39筆のうち15筆が町の委託分という説明で、今、整備促進協議会を立ち上げ用地買収に努力していると思うが、現在の進捗状況を教えてほしいとの質疑に対し、担当課長より、令和７年に鹿児島県のほうで空港入り口周辺の用地取得をしているが、全て完了せず、継続になっている。令和８年から滑走路の延長部分及び県道の付け替え部分の用地取得を実施するようになっている。用地取得業務については、６月の末から７月にかけて、直接地権者の方々とお会いをして、購入面積、金額、立ち木等の補償もあるので、説明をしながらやっていきたい。そして事業として令和８年から９年を目標に完了したいとの答弁がありました。

以下、教育委員会総務課、会計課の歳入説明を受けましたが、質疑はなく、歳入の質疑を終えました。

次に、歳出について、教育総務課所管では、委員より、備品購入費の3,160万円の空調機器整備の中で２校だけ、神山小と八幡小学校が抜けている理由は何かとの質疑に対し、担当課長より、２校に関しては、受電設備、キュービクルからやり替えないといけないため、１校当たり2,500万円ほどかかるということで、財政上の理由から先送りをしている。今年度中には全ての学校が終わるとの答弁であった。

委員より、県体等出場補助金43万2,000円について、高速船が値上がりしたということで１人当たり2,000円増やしたのかの質疑に対し、担当課長より、今回の高速船の値上げを受け、今回補正をしているとの答弁であった。

委員より、今まで１人当たり１万2,000円だった補助が１万4,000円になったと理解していいのかの質疑に対し、担当課長より、１人当たりに対する助成額と捉えていただければとの答弁であった。

委員より、八幡幼稚園の先生が不足していることで、今回、会計任用職員の予算を計上しているが、任用職員は補充されたのかの質疑に対し、担当課長より、八幡幼稚園については、昨年まで７名の園児だったが今年度から10名に増え２クラスになっている。任用職員の募集をかけているがフルタイムでの応募がなく、パートで働ける方が２人見つかっているので、今、臨時免許状の交付ができるように進めているとの答弁であった。

政策推進課所管については、委員より、浄化槽の予算は当初予算に計上すべきだが、

今回の補正予算に計上した理由は何かとの質疑に対し、担当課長より、各施設の浄化槽については、前年度の浄化槽金額を当初予算で計上している。指名競争入札もしくは随意契約の見積りを合わせて、３月中にしているが、予定価格に達しなかったことから、半年間の契約を結んで、あとの半年以降の不足分を今回補正を行ったとの答弁であった。

社会教育課所管では、委員より、体育施設費の整地業務委託料52万8,000円計上されているが、今後の工事の工程表と分かっていたら大体のスケジュール等教えてほしいとの質疑に対し、担当課長より、今のところ工事のスケジュールは決まっていないが、梅雨が明けたら大至急取りかかっていきたいとの答弁であった。

以上を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、議案審査に先立ち行った現地調査では、栗生小学校の赤門移設の経緯と状況の説明を受け、移設完成後には赤門の再建を一緒に祝う除幕式なども計画しているとのことでした。

また、旧栗生中学校グラウンドに設置された屋外トイレユニット関しましては、栗生区、グラウンドゴルフ同好会などからの要望により、すばらしいトイレが完成していました。グラウンドを利用する方々も安心して余暇時間を過ごせるんじゃないかとお思います。

昼からは、賃貸借契約が切れた旧一湊中学校跡の教室とトイレを視察しましたが、原状回復にはまだ時間がかかりそうですが、早い段階で原状回復に近い形で返還をしていただくよう要請しておきます。

また、令和７年度事業でありました、旧一湊中学校跡グラウンドの芝生張りに関しましては、時間がかかり過ぎとの区民からの声により、再度、一湊区との協議の上、元どおりの土のグラウンドで復活させるということで、今議会にて補正予算を上程し、再度工事の着工を待っているところです。１日も早い完成を期待しております。

忙しい中、対応していただきました担当課長、職員の皆様へお礼を申し上げ、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（内田正喜）

おはようございます。

令和８年第２回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第37号、38号、39号、40号、41号、42号の予算案６件でありました。

委員会審査は、６月12日９時30分より、役場本庁舎第２委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

まずは、議案第37号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）分割についてでは、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、委員より、母子家庭高等技能訓練促進費給付金について、高等技能訓練の内容は、また、町内に母子家庭は現在何世帯あるかとの質疑に対し、担当課より、保育士の資格を取るということで申請が上がっている。児童扶養手当をもらっている方の数で言うと大体150世帯となっているとの回答がありました。

健康長寿課所管では、委員より、一湊診療所について、現在の診療状況と地域住民の要望等は聞いていないかとの質疑に対し、担当課より、小瀬田の先生が月に１回診療し、開設以降、特に御意見・要望は届いていないとの回答がありました。

生活環境課所管では、委員より、し尿処理費の人件費について、会計年度任用職員が１人増えたとのことだが、何か月分の額かとの質疑に対し、担当課より、１年分の費用になる。既定予算を利用して、既に４月１日から採用しているとの回答がありました。

産業振興課所管では、委員より、産業振興費で計上されている奄美への視察について目的はとの質疑に対し、担当課より、奄美への果樹の先進地研修、施肥の状況等、果樹の専門家に継続して研修していただくことで、奄美の取組を肌で感じて屋久島にも生かしてもらいたいとの回答があった。

観光まちづくり課所管では、委員より、一般コミュニティ事業助成金について、町として申請する段階で優先順位等を付して申請しているのかとの質疑に対し、担当課より、町のほうで優先順位をつけている。優先順位のつけ方としては、過去この交付金をいただいてから何年ぐらい経過しているかを把握している。それに基づいて順位をつけているとの回答があった。

建設課所管では、委員より、口永良部の災害復旧について見通しはとの質疑に対し、担当課より、口永良部島については、建設業協会の屋久島支部の北部の事業者と意見交換して、河川工事については、これまで２工区で設計していたが、短い期間で細かく区切ってほしいという要望を受けて、今回の補正予算では４工区で河川の分を上げている。国・県とも調整して前向きな対応をしていただいている。今後の大雨、台風、当然気象状況にも左右されるが、レベルが１にとどまっている状態であるが、２に上がっても工事が可能ではある。県が中心となって、レベル２でも工事ができるよう調整中であるとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号、令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）についてで

は、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号、令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号、令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号、令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑を行ったが議案に関する質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、６月11日10時より、栗生漁港、10時30分より、町道野平線、11時より、尾之間果樹試験場及び麦生営農支援センター周辺、13時30分より、宮之浦林道、自然公園、ゆのこの湯、14時30分より、電気庁舎移転予定地の現地調査を行いました。

建設課、産業振興課、観光まちづくり課、電気課の職員の皆様には、忙しい中、御対応していただき誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、１件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和８年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和８年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和８年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、令和８年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和８年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和８年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△　日程第８　議案第43号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹）

日程第８、議案第43号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和８年第２回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、条例案１件、補正予算案１件の計２件であります。

まず、議案第43号について御説明いたします。

議案第43号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、これまで実施されてきた電気・ガス料金負担軽減支援事業につきまして、今回についても負担軽減を行うことが令和８年５月26日に閣議決定されたことから、屋久島町電気事業供給条例に規定する電灯及び動力料金を算定するための単価を、令和８年８月分及び10月分を１kWh当たり3.19円、令和８年９月分を１kWh当たり4.1円減額するため、所要の改正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第43号に対し、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第43号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第43号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第９　議案第44号　令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第９、議案第44号、令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第44号について御説明いたします。

議案第44号、令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、収益的収入及び支出において、船舶航路県補助金の確定により、船舶事業収益的収入を1,476万7,000円追加し、予算の総額を６億245万7,000円、消費税申告を行うに当たり納税額が規定より多額となったことにより、船舶事業収益的支出を311万円追加し、

予算の総額を５億9,080万円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○１２番（渡邉博之）

今の船舶の条例でお尋ねしたいんですけども、今、本当に燃油とか資材の物価高騰で大変なんですけれども、この示された６億円の現在の予算は数年前と比べてどのぐらい上がっているのか、分かっていたらお示しをいただきたい。大体で結構ですが、分かりますか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

お答え申し上げます。

大変申し訳ございません。過去の経過の増加状況については、手元になかったもので数値は示しておりませんけれども、今年度、燃油等の入札等を行いましたが、例年よりやはり大分高くなっております。

また、潤滑油等のオイル等の調達というのがなかなか難しいということもございまして、代替のオイル等を採用できないかということで検討をしておりまして、経費節減のほうに取り組んでいるところでございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第44号に対し、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第44号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第44号、令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和８年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第10　令和８年請願第１号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第10、令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋義友）

令和８年第２回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された請願第１号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について、去る６月11日木曜日午後２時55分より、議会第１委員会室において、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いました。

委員より、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るため、2027年度政府予算に係る意見書の趣旨をよく読みますと、非常に子供たちが、学校現場に対する大事なことがありますので、請願の趣旨は理解できるなどの意見が出され、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。令和８年請願第１号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△　日程第11　令和８年請願第２号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第11、令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため

の、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋義友）

令和８年第２回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された請願第２号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願については、委員からの意見はなく、賛成討論があり、学校35人学級はもう早くから言ってきていることであり、ぜひ早期の実現を願っている。また、働き方改革とか、複式学級の解消に努めることも当然望むところであり、大いに支援していきたい観点から賛成である。

ほかに討論はなく、採決の結果は、採択すべきものと決定しました。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。令和８年請願第２号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△　日程第12　発委第２号　義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹）

日程第12、総務文教常任委員長から提出の発委第２号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第２号については、会議規則第39条第３項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第２号については趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第２号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第２号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△　日程第13　発委第３号　少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹）

日程第13、総務文教常任委員長から提出の発委第３号、少人数学級・教職員定数の改

善に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第３号については、会議規則第39条第３項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第３号については趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第３号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第３号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△　日程第14　議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△　日程第15　閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第15、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△　日程第16　閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第16、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉　会　　午前１０時４６分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員